
はじめに

障害のある人に対する虐待はどこでも起きる可能性がある。

なんて言われてもピンとこないという人は多いのではないのでしょうか。テレビや新聞では時々報道されるけれど、悪質な一部の施設でのことであって、多くの施設では虐待なんて行われてはいない。そう思っていないですか？

障害のある人は何も言ってくれないけれど、もしかしたら虐待されていることを隠しているのかもしれない。必死に自分なりに何かを訴えているのに、周囲の人々が障害者の訴えをくみ取れていないだけなのかもしれない。

施設でも家庭でも職場でも学校でも病院でも、障害のある人は虐待されています。これまでに発覚した多くの事例がそれを物語っています。初めから虐待が表に出るケースなんてなくて、ひどい目にあいながら障害のある人は沈黙しているものです。障害者の家族ですら目をそらし、あきらめてしまっているのです。勇気を出して県や市町村など関係機関に相談しても相手にされなかったり、黙殺されてしまったりするケースも残念ながらたくさん報告されています。相手にされないから、ますます障害者は無力感の入り地獄の中であきらめてしまっているのです。

なぜ、公的な関係機関は黙殺するのでしょうか。障害者なんて殴られてもいいんだと思っているような人はいません。まさか…と思いながら、どうしていいのかわからないので、障害者の助けを求める声に耳をふさいでいるのではないですか？

ならば、SOSを受けた時にどうすればいいのかわかりましょう。あなた一人でなんとかしようなどと思わず、同僚や身近な関係機関と協力しながら障害者を救ってほしいのです。

このマニュアルは行政機関ではたらく人、障害者福祉に携わっている人のために作成しました。判断能力にハンディのある人は虐待にあいやすく、被害を受けてもなかなか声を上げてくれません。虐待について相談や通告を受けながら何もしないのは、障害者の沈黙に付け込んでいることにほかなりません。ほんの少しの勇気と知識があれば、障害者を救うことができるのです。

はじめに

第1章

障害者虐待とは何か

野沢和弘

(1) 基本的視点	4
(2) 定義	9
(3) 主な種類と具体例	11
(4) 虐待のとらえ方	13
(5) チェックシート	14
(6) 相談を受けたら	16
(7) 解決とは何か	20
(8) 成年後見制度	23
(9) ケーススタディ～あなたならどうする	26

第2章

障害者虐待の防止等に対する自治体の責務

野村政子

(1) 市町村の責務	34
(2) 都道府県の責務	48
(3) 国民の責務	49
(4) 資料	50

第3章

家庭内での虐待とその対策

野村政子

(1) 支援の留意点	52
(2) 現状	52
(3) 通報・相談窓口の設置	54
(4) 支援の流れ	54
(5) 事実確認と情報収集	55
(6) アセスメントの留意点	58
(7) 介入を拒否されたら	68
(8) 支援メニュー選定の考え方	71
(9) 連携会議(個別ケース会議)	72
(10) ネットワークづくりと予防	73

第4章

施設内での虐待とその対策

大石剛一郎、松上利男

(1) 現状～事例	74
(2) 発見	75
(3) 家族の思い	76
(4) 職員の事情	77
(5) 調査1:アセスメント・事実確認調査	78
(6) 調査2:強制力ある情報収集(施設が非協力的な場合)	79
(7) 緊急度の判断	80
(8) 第三者機関の有効性	80
(9) 行政による指導	81
(10) 施設経営者・職員への支援	82
(11) 援助について	87
(12) オンブズマン	88

第5章	
雇用現場での虐待と その対策 野沢和弘	(1)現状 92 (2)アセスメントの留意点 93 (3)監督機関 95
第6章	
病院内での虐待と その対策 山本深雪	(1)はじめに 98 (2)オンブズマンは精神科病棟訪問時、 どのような視点で動くのか 99 (3)精神科病棟における虐待の具体的な内容 105 (4)「検討項目及び結果分類」の枠組みとその意味 109 (5)今後の課題 110
第7章	
学校における 児童・生徒への 虐待とその対策 原智彦、堀江まゆみ	(1)学校の取り組みと役割 112 (2)校内体制の整備 114 (3)教職員の研修と啓発資料 115 (4)教職員による虐待 117 (5)今後の方向 118
第8章	
司法による解決 関哉直人、杉浦ひとみ	(1)刑事訴追 120 (2)民事訴訟 121 (3)示談 123 (4)法務局・弁護士会への人権救済申し立て 123 (5)弁護士～高齢者・障害者委員会／障害に詳しい弁護士 129
第9章	
第三者機関・議会・ マスコミなどによる解決 杉浦ひとみ、野沢和弘	(1)第三者機関 130 (2)議会 131 (3)NPO、マスコミ 132

参考資料

- なぜ障害者は救われないのか
～事例から見る「障害者と家族と職員と行政」
- 関係法令
- 政府の障害者虐待防止法案、日弁連の法案
- 親のための虐待防止マニュアル

1 基本的視点

どこでも
虐待は起きる

何か特別に悪い施設で虐待は起きるのではありません。「福祉に熱心な優良企業」といわれた会社や、障害関係者から高い評価を得ていた施設でひどい虐待が行われていたことがいくつもありました。

ちょっとした過ちは誰にでもあります。疲れてストレスがたまっていたり、行動障害の激しい障害者に振り回されたりしているときに、つい……。そんな経験は福祉現場にいる職員の多くがあることでしょう。

ふつうの職場でもよくあることなのです。しかし、相手を傷つけたり、無視したりすれば、抗議されたり、嫌な顔をされたり、やり返されたりするものでしょう。ところが、重い障害のある人の中には傷つけられても黙っている人が少なくありません。へらへらと笑っているように見えることすらあるのです。

そうすると、傷つけたり無視したりしている側は良心の呵責を感じることもなく、自分のしていることが障害者を傷つけているという自覚が持てなくなります。感覚が鈍磨していくのです。これはとても恐ろしいことです。しかし、それが恐ろしいことなのだとは認識されてこなかったことが、福祉の現場で虐待を許してきたのです。

障害者の福祉を仕事にしているような人が障害者を虐待などするわけがない、という先入観を抱いている人は意外に多いものです。しかし、悪意はなくても虐待は起きます。自覚はなくても虐待をしていることはあるのです。

重い障害者がいる現場ではどこでも虐待は起こり得ます。虐待する側は気づいていないだけで、障害者は深く傷ついている場合があるのだということを知ってください。

自覚がなくても
傷ついている

何を自分はされているのか、これはいけないことなのか、虐待なのかがわからないまま傷ついている障害者がいます。重い知的障害のある女性が性的虐待を受けている場合などがその典型です。人間性の根源を踏みにじられていることに変わりはありません。それを認識できない弱さに付け込まれているのです。被害を受けた障害者は心身に深い傷を負い、健康や日常生活が崩れていく場合があるのだということを知ってください。

言葉によるコミュニケーションが苦手な障害者の場合、身体的虐待や心理的虐待を受けた時、二次的な行動障害を起こして自分の頭を叩いたり顔をかきむしるなどの自傷行為をすることがあります。周囲の人につかみかかったり、ひっかいたり、かみついたりすることもあります。なぜ彼がそのようなことをするのか因果関係がわからないために、そうした行動障害を起こすのは障害者自体に問題があるのだとみなされ、さらに抑えつけられたり、縛られたり、殴られたり、薬を投与することで行動を抑えられたりしています。行動障害を抑制するためには仕方がないと、そうした抑圧・暴力行為が正当化されているのです。やられている側の障害者にとってはこんなに理不尽なことはないでしょう。

高齢者虐待の対応マニュアルなどには「高齢者に虐待されている自覚があるかどうかを

重視する」「高齢者の（虐待行為に対する）意思を尊重する」などといった記述がありますが、虐待されている側に自覚がなくても深刻な虐待があるのだということを知ってほしいと思います。自覚がないように周囲の人々に思えるだけであって、被害を受けている障害者は必死になって「助けてください!」と叫んでいるかもしれないのです。言葉によるコミュニケーションが苦手なだけで、彼らの叫びを聞くことができない周囲の人たちに問題があるのかもしれないのです。

「指導」「療育」の名の虐待 (連続性の錯覚)

トイレの壁に障害者を叩きつける、顔をびんたする、トイレに閉じ込める……ある施設で行われていたことですが、施設側は「障害者のためには必要な指導だ」と正当性を主張して譲りませんでした。この施設に限らず、「指導」「療育」の名で暴力や虐待を正当化している施設は決して少なくありません。また、こうした施設側の主張に対して行政が毅然と対応したことはあまりありませんでした。

なぜこのような理不尽がまかり取ってきたのでしょうか。まず、知的障害者の処遇に関しては技術的にも倫理的にもスタンダード（標準）が確立されておらず、それぞれの施設でカンや経験やコツによって勝手に行われてきたことが指摘されます。特に自傷や他害のような行動障害に対しては、縛りつけたり閉じ込めたり、暴力で抑制することが横行しています。施設側の処遇や生活環境が悪いために自傷や他害を引き起こしているかもしれないのに、自傷や他害のある障害者は処遇が難しいと一方的に決めつけて、「少々の抑制や体罰や暴力は仕方がない」ということにされているのです。

ところで、初めからひどい虐待をする人はいません。行動障害にどのように対処していいかわからず、つい叩いてしまう。人手も足りなくて職員にストレスや疲れがたまっていく中で、つい障害者に手を上げてしまう。そのようなときに、これでいいのかと立ち止まって反省できればひどい虐待にエスカレートすることはないのですが、同僚や周囲の人々が暴力や体罰を「仕方がない」と容認してしまうと、良心のタガがはずれて、感覚がまひし、次第に暴力がエスカレートしてもそれを自覚することができなくなります。これを「連続性の錯覚」と言います。虐待している側は悪いことをしているという自覚がないまま、障害者を傷つけているのです。

親はわが子を救えない?

施設や会社での虐待が起きた時に、そこで働いている障害者の保護者が施設（会社）をかばうことはよくあります。通報を受けた行政の担当者は「保護者が『虐待なんてない』と言っているのだから、それでいいのではないか」「保護者が『少々のことはいいのです』と言っているのだから仕方がない」と判断して動かないことがよくあります。

しかし、保護者は本当に「虐待がない」「少々のことはいい」と思っているのでしょうか。そんなわけはありません。わが子に障害があるとわかった時から親は落ち込んだり悩んだりします。救いを求めて、安心してわが子を託せる相手を探しまわったりします。

だから、わが子を預けた施設や、わが子が通う会社には過剰な期待を寄せるのです。そこで少々のことがあっても、見捨てられたら他に行き場がないと思うと「このくらいは仕方がないのだ」と必死になって思い込もうとするのです。実際、障害者が安心して通える施設や会社はまだ不足しているのですから。しかし、本心では不安で仕方がないのです。わが子が殴られたり、縛られたりして心中穏やかでいられる親などいるわけがありません。

親が虐待を否定したり、虐待している施設や会社を擁護したりしても、それで虐待がないわけでは決してありません。親はわが子のためにいろいろ尽くしますが、そのすべてがわが

子のためになっているわけではありません。わが子のためと思ってやっていることの何割かは親自身が自分の不安を払拭するため、自分の達成感を満たすためにやっていることなのです。保護者の言葉を免罪符にして、障害者本人のSOSを無視することは許されません。

まず避難させる (安全確保)

真相を明らかにすることができないだけで、ひどい虐待が明らかになった会社や施設で原因がよくわからないまま死亡した障害者が何人もいます。施設では毎年何人も障害者が病気や事故で死亡していますが、その中には虐待が疑われても不思議ではないケースが含まれています。それを問題視する人がおらず、証拠もないために不問に付されているだけなのかもしれません。ひどい暴力やネグレクトの被害にあっても、自ら助けを呼ぶことができない、逃げだすこともできない障害者の場合は、危ないと思ったらまず避難させることが最優先されるべきです。

死亡しないまでも、虐待でひどいケガをしたり、薬づけにされている障害者は数多くいます。生命や健康に重大な影響を受けている、あるいは受けそうだとと思われるケースではできるだけ早く障害者を避難させ、安全な場所に緊急保護しなければなりません。

そうではない場合でも、障害者は虐待の加害者の庇護の下にいる限りは本当のことは話せないものです。それは障害者の親にとっても同じことで、わが子を預けている相手に対してはなかなか本音でものを言えないものです。

施設や学校や会社などの「密室」で障害者が虐待を受けている疑いがある場合、まずその密室から障害者を切り離して別の場所に移してからでなければ、何が行われていたのかの調査をすることはできないのです。

見て見ぬふりが 虐待を助長する (早期発見・早期対応)

できるだけ早く虐待の芽に気づいて、それを早く摘み取ることが、虐待を未然に防止することにつながります。早期発見するためには、虐待はどんなに気をつけても必ずその芽が出てくるという意識を持つことが必要です。「うちの施設（学校）には虐待なんかありません」という施設（学校）管理者がいますが、そういう前提は危険です。どんなに気をつけても障害者がいる現場では虐待の芽は生えてくるのです。

虐待の芽が生えてくること自体を過剰に恐れたり、恥じたりすると、実際に虐待の芽が生えてきてもそれに気づこうという心理がはたらかなくなります。恐れたり恥じたりするべきなのは、虐待の芽が生えてきてもそれに気付かないことです。そういう感性の鈍さ、謙虚ではない自分の心こそ恥じるべきなのです。

いや、本当はみんな薄々気づいているのかもしれませんが。虐待を忌み嫌い恐れるあまりに、虐待の芽が生えてきても無意識のうちにそれを否定しようとしているのかもしれないのです。知らないふり、見て見ぬふりをしているだけなのかもしれないのです。

しかし、知らないふり、見て見ぬふりをしている、自分の本当の心はだませないものです。だんだん重苦しくなり、仕事に対するモチベーションも落ちてくるのではないのでしょうか。それだけではなく、見て見ぬふりをしていると、虐待の芽はどんどん成長していきます。そのうち見て見ぬふりができなくなり、隠ぺいしなければならなくなります。

隠ぺいが始まると、虐待はエスカレートしてもう自分たちでは止められなくなってきます。

だから、障害者を救うためにも、虐待する側の人々を救うためにも、それをチェックする立場の行政職員を救うためにも、早期発見、早期対応が必要なのです。

安易な 「喧嘩両成敗」は 事態を悪くする (権限の適切な行使)

ある福祉事業所を利用していた障害者は、「殴られるなどの体罰を受けた」「食事を与えられなかった」などと地元の市に訴えました。市職員はその事業所に電話をして「こんな相談があったが、本当ですか?」と問い合わせ、事業所から否定されるとそれ以上の調査をせずに不問に付していました。その後、障害者やその支援者から抗議された市は改めて調査をしましたが、事業所側から「障害者が規則を守らなくて手を焼いていた」などと言われ、結局は「障害者にも落ち度があった」と判断して調査を打ち切りました。

虐待などの通告(相談)があると、行政は虐待した側から事情を聴くこととなりますが、まず否定されると思っていいでしょう。虐待を認めればさまざまなペナルティを課されるわけで、できれば否定したいという心理がはたらくのは当然かもしれません。

たとえ虐待の事実を認めたとしても、障害者やその保護者などがいかに問題であるのかを言い募り、仕方がなかったのだと情状を訴えることでしょう。おそらくは、コミュニケーションの苦手な障害者よりも、加害者側の方がたくさんの情報を行政に提供することができるはずです。

また、行政は施設などの許認可権限を持っていることもあり、ふだんから施設などとはいろいろな場面で接点があり連絡を取ったりしているのです。どうしても施設側の事情を理解したものの見方をする傾向が強くなります。

たしかに事業者側が指摘するような「落ち度」が障害者にもあるように思えたとしても、なぜ障害者が指摘されたような言動をしたのかを深く探っていけば真の原因が見えてくる場合があります。いや、鋭い洞察力をもって深く広く調べていかなければ、障害者が置かれている理不尽な状況というのは見えてこないものなのです。

それなのに加害者側の情報量の多さや心情的なシンパシーに引きずられて、行政が安易な喧嘩両成敗をしては、本質的な解決には及ばず、障害者をさらに傷つけるだけの結果に終わってしまうことでしょう。行政が本来もっている権限を適切に行使することを怠っては、傷ついた障害者を救うことはできません。

虐待者も 苦しんでいる? (発生予防)

はじめから障害者をいじめてやろう、傷つけてやろうと思って福祉の世界に入ってくる人はいないはずです。それは教育でも就労の場でも病院でも同じはずです。人員不足で手が回らない、忙しくて疲れている、ストレスがたまっている、やりがいを見失っている、専門知識やスキルがなくて行動障害にどう対応していいかわからない……。虐待する側にもさまざまな事情があります。

障害者をバカにしたり、不満やストレスのはけ口にしたりする「悪意のある虐待」には毅然と対処しなければなりません。多くの場合は虐待する側もどうしていいかわからず苦しんでいるのです。そうした相手には厳罰で臨んだり、頭ごなしに指導したりするのはあまり意味がありません。

自分がやっている行為の意味、それによって障害者がどれだけ傷つき苦しんでいるか、ということを理解させることが重要です。さらに、なぜ自分がそのような行為をしたのかを客観的に分析し、虐待が発生する要因を探り、どうしたら虐待要因をなくすことができるのか、について検討していくことが大事です。

虐待をなくすだけでは、本当の解決にはなりません。傷ついた障害者をケアし立ち直りややり直しを支援するとともに、虐待した側に反省と再発防止のプロセスを提供し、援助することが求められているのです。

虐待要因を取り除く取り組みを行い、効果を上げている施設もあります。こうした成功例の情報を伝えたり、スーパーバイザーを紹介するなど、解決の道筋を示すことも必要です。

チームで取り組む

家庭内での虐待の場合、たとえば貧困や家族の精神疾患や介護疲れなど複合的な要因が混在していることが珍しくありません。家族ごと多重困難な状況に陥っている中で障害者への虐待が行われているのが今日的な問題とも言えます。虐待だけを取り出して解消することは難しく、たとえそうしたところで本質的な解決にはならないでしょう。

家族が陥っている状況を複眼的に分析し、解決の道筋をつけるためには、さまざまな専門性をもった人々がチームを組んで取り組むことが必要です。家族の生活を立て直すためには、多重債務の整理に当たる弁護士や司法書士、福祉事務所などの生活保護の担当者がかかわることが必要です。精神疾患には医療的ケアや心理的ケアの専門家が必要です。高齢者介護や保健、教育の専門家が必要な場合もあるでしょう。

施設内虐待の場合でも、まず虐待を生んでいる原因がどこにあるのかを見極めることが必要です。施設経営者の思想信条に問題があるのか、職員個人のスキルや素養の問題なのか、職員の配置や研修など育成面で問題があるのか、建物の構造などハード面に問題があるのか、といったことを分析し、抜本的に施設を立て直すためには、やはりさまざまな専門性を持ったチームで取り組むことが必要ではないでしょうか。

就業先（会社）における虐待にしても、学校における虐待にしても、病院内での虐待にしても同様のことを心がけてください。

障害者自立支援協議会が各地でつくられています。地域におけるさまざまな立場の人が協議会を構成しており、虐待への取り組みについても協議会の機能を利用することも有効だと思われます。

長期的視点に 立った支援

虐待というのは、ある日、突然変異的に起きるものではありません。それまでの日常的な支援の中に虐待につながるような要因が潜んでいるのであり、知らず知らずのうちに増殖していった、虐待という現象になって現れるのです。外科手術で病巣を取り除くように虐待要因を排除することは必要ですが、それだけで治療が完了するわけではありません。

外科手術をした後はしばらく投薬やリハビリをしながら治癒の状況を見ていかななくてはなりません。栄養を採って体力を回復し免疫力を高めることも必要です。再発する可能性についても考えなければならず、定期的な健診も長期間にわたって受けていくことになります。

虐待も人間関係の中でおきる「病気」のように考えれば、このような長期的なフォローを欠かすことができません。虐待の相談を受けて解決にかかわった行政の担当者や相談支援事業の担当者が、その先もずっとフォローしていくのはなかなか難しいかもしれません。人事異動によって担当者が代わることもあります。

長期的な視点で支援を続けることができるキーパーソンを見つけて託したり、担当者が代わっても引き継いでいけるような記録をきちんと残していくことも必要です。もちろん個人情報に配慮しなければならないことは言うまでもありません。

2

定義

① 身体的虐待

げんこつで殴る。ビンタする。ハエたたきで顔面をひっぱたく。馬乗りになって顔面を殴る。逃げられないように柱に縛り付けて革のバッグで顔面を何度も殴りつける。ロープで縛り上げる。麻袋に詰め込んで一晩中放置する。

こういうのを【身体的虐待】といいます。そんなことがあるのか?と思うかもしれませんが、これらはいずれも現実起きた事件で行われていた行為です。

それどころか、気に入らない障害者の頭を職員が何度もスリッパでたたいた。施設長が障害者に沸騰した湯で入れたコーヒーを無理やり3杯飲ませ、口やのどや食道のやけどで1か月の重傷を負わせた。男性の障害者の下半身を数回けり上げ、重傷を負わせながら、「同室の入所者による暴力が原因」と虚偽の報告をしていた—などの虐待行為が過去の事件で明らかになっています。

② 心理的虐待

「あほ」「ばか」「お前なんか、もう来るな」とののしる。笑いものにする。わざと冷たい目で見て相手にしない……。そういう行為は【心理的虐待】といいます。体に傷や痣ができるわけではありませんが、心がひどく傷つき、自分に自信を持てなくなり、無力感が身についたりすることにつながります。

ある障害児は普通学級に通っていましたが、教室内でもずっと黄色い帽子をかぶることを義務付けられていたそうです。「あの黄色い子を連れてきて」と先生もふだんから言っていたといいます。言われる側がどんなに傷ついているか、深く考えずにやっていることは多いものです。

ある調査では身体的虐待よりも心理的虐待を受けた人の方が立ち直るまでに長い時間がかかると言います。人間性を深いところで傷つける心理的虐待の恐ろしさは意外に知られていないのかもしれません。

障害を持った人は否定されたり無視される経験をほかの人よりも多く持っていると思います。そんなに重いつもりで言ってるわけではなくても、障害のある人は深く傷ついている場合が少なくありません。否定されることが多くて自分に自信が持てない人、言い返すことができない人(障害者)にとっては小さなことが心理的虐待になることがあることを知ってください。

③ ネグレクト

食事を与えない、病気になっても治療を受けさせない、風呂に入れたり体をきれいにふいたりしない、おむつの交換をしない、学校に行かせない。そういう行為は【ネグレクト】といいます。障害者を保護したり管理したりすべき立場の人が、それを怠り、障害者の生命にかかわるような取り返しのつかない事態をもたらしたり、深い傷を残したりすることが時々起ります。

重い障害の人は自らの欲求をうまく伝えることができない場合があります。必死になって訴えているのかもしれませんが、言葉や動作でそれを表わすことが苦手なので、周囲の人々が受け取ることができないのです。しかし、そうした障害者こそが、ちょっとしたネグレクトで重大な事態に陥ってしまうことがあります。

障害者の中にはいつも薬を飲んだり打ったりする必要がある人がいますが、投薬を怠ったために身体に重要な影響を及ぼすことがあります。

④ 性的虐待

あまり表面化はしないけれど、多くの女性障害者が受けているのではないかとされるのが【性的虐待】です。親族などの近親者から、職場で上司や同僚から、医療スタッフから、学校で……。あらゆる場面で障害者は性的虐待のリスクにさらされています。

重度の障害者の場合、性的虐待を受けていても、それが虐待なのか、いけないことなのか、自分は被害にあっているのか、ということを知ることができません。加害者側はそうした特性に付け込んで虐待するのですが、障害者が嫌なそぶりをしないために加害者が自分のやっていることがいけないとの自覚が薄れて増長してしまうケースがあります。

しかし、重度の障害者が自分のされていることの意味が認識できない場合でも、心身に深い傷をつくり、自尊心が知らず知らずのうちに崩されていくのは、障害のない人と同じです。

⑤ 経済的虐待

入所施設でずっと暮らしていると、障害年金が何百万円あるいは1000万円以上もたまっている人がいます。障害者自立支援法で自己負担が導入されてから事情が変わりましたが、施設が障害者の年金を管理したり、保護者会が施設からの依頼を受けて管理したりするケースは珍しくありません。

あるいは親が亡くなって障害者が多額の遺産を相続するケースもあります。成年後見人がちゃんと付いて本人のために遺産を使えるようにするべきなのですが、まだまだ後見人の利用率は低く、年金や遺産が障害者本人の意思とは別のところで勝手に管理されたり流用されたりしているケースは多いとみられています。

また、一般就労している障害者でも賃金を安く抑えられて長時間の労働を強いられていたり、賃金をピンはねされたりしている例が時々明らかになっています。

これらは、いずれも詐欺や横領に問われるべき事案なのですが、障害者が自らの被害を認識できていない、あきらめきってしまっている、親も「働かせてもらえるだけでいい」と考えている、などといった理由から声が上がりにくいのです。

3 虐待の主な具体例

	定義	具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる、柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、施設側の管理の都合で睡眠薬などを服用させる…など。
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること	「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。仲間に入れない、子ども扱いする、一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど、人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する…など。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）	性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、わいせつな言葉を言わせる…など。入浴や排せつなどの異性介助についても広義の性的虐待に該当する。
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること	年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない…など。
ネグレクト	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること	食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり、栄養失調や脱水症状の状態にある。食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしないことで衛生状態が悪化している。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。病気や事故でけがをしても病院に連れて行かない。学校に行かせない。必要な福祉サービスを受けさせない・制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する…など。

4 虐待のとりえ方

困難が生じている 事実に着目する

多くの福祉現場は人手不足でストレスが多い割に職員は低賃金だったりするもので、少々のことは仕方がない、あまりうるさく言っても……と職員に同情的になる場合が珍しくありません。家庭でも就業先でも学校でも病院でも、虐待の背景にはさまざまな事情があるもので、虐待をしている側だけを一方的に責めても本質的な解決に至らないものなのかもしれません。しかし、現に虐待され苦しんでいる障害者本人を救わなければなりません。虐待を取り巻くさまざまな問題についても考えなければならぬとしても、まずは困難が生じている事実に着目し、障害者を救済しケアすることを優先して考えましょう。

虐待しているという「自覚」は問わない

障害者をいじめてやろう、苦しめてやろうという悪意を持って行っている虐待はもちろんありますが、自分がやっていることが虐待に当たるとは気づいていない場合もたくさんあります。虐待している側にその自覚がなくても、障害者は苦しみ生活するのに困難な状況に置かれている場合があります。虐待している自覚がないからといって免責されるわけではなく、その行為が虐待に当たることを気付かせ、虐待を解消させなければなりません。

障害者本人の「自覚」は問わない

障害の程度が重くて自分がされていることが虐待だと認知できない障害者はたくさんいます。また、無力感を身につけ、自分に自信を持っていない障害者の場合、虐待されてもあきらめきっている場合がよくあります。障害者の側に虐待の自覚がなくても、SOSを自ら表現できなくても、それで放置しておいていいわけがありません。むしろ、自覚がない、自ら訴えることができないことによって虐待が長期化したり深刻化するケースが多いことを理解してください。

親や家族の意向と本人の気持は違う場合がある

施設や就労現場での虐待の通告（相談）があった場合、障害者の親の中には「これくらいのことでは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実そのものを否定したりすることがあります。わが子を預けている相手に対する屈折した心情、ほかに行き場がないという選択肢の無さが親にこうした態度を取らせるのです。そうした弱みに虐待する側が付け込んだり利用したりしている場合もあります。親の表面上の態度で安易に納得するのではなく、あくまで苦しんでいる障害者の気持になって虐待に取り組むことが大切です。

身体的虐待・心理的虐待の とらえ方について

知的障害者や自閉症者に対する古い価値観や誤った知識によって、障害者を見下し尊厳を認めないために身体的虐待や心理的虐待をしている例がよく見られます。障害があるというだけで「劣った存在」と決め付け、バカにした言葉や態度を取る。「頭が悪いやつは体で覚えさせる」などと体罰を容認し動物の調教のようなつもりで叩いたり蹴ったりする。そのような施設や就労現場での虐待はこれまでも数多く指摘されてきました。

また、自閉症の特性についての正しい知識がないために、科学的な根拠の乏しい訓練や指導によって障害者に苦痛や恐怖を植え付け、自傷や他害など強度行動障害を誘発しているケースも多いと指摘されています。

福祉資源や就労先が足りないこともあって、家族や行政も「預かってもらっている（働かせてもらっている）だけでもありがたい」などと思い込み、虐待の発見や救済が遅れるケースがとて多いことを指摘しなければなりません。

経済的虐待の とらえ方について

経済的虐待については、障害のある子の賃金や年金が親の生計を支えている場合や、判断能力に問題があるために障害者自身が金銭を管理することが難しい場合もあって、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合がすくなくありません。

経済的虐待に当たるかどうかは、障害者自身が納得し、その意思に基づいて財産や年金や賃金が管理されているか、実際に障害者本人の生活や介助・介護に何らかの支障が出ていないか、などが判断のポイントになります。

たとえ障害者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や施設職員との関係や雇用主との関係に対する心理的圧力などから、合意せざるを得ない状況であることも考えられます。本人の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、複数の関係者や

専門家の意見なども参考にしながら、真意を丁寧に確認していくことが重要です。

障害の程度が重くて判断能力が不十分と考えられる場合には、財産を管理している人と本人との関係や、客観的に見て本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。判断能力が不十分な人の場合は後見人でなければ法律行為（財産管理や身上監護）はできないことになっています。親というだけでは成人した障害者の財産を勝手に管理したり処分したりすることができない、という原則を念頭に置いて経済的虐待に取り組んでください。

ネグレクト (支援・介護・世話の放棄・放任)について

ネグレクトについては自覚がないまま虐待しているケースが多いのが現実です。障害者支援や介護についての知識・技術が不十分なために、不本意ながら障害者の尊厳を損なうような生活に陥っている事例が少なくありません。

知的障害者などの場合、親自身が障害の子がいることを知られるのが恥ずかしい、他人の世話になるのは申し訳ないなどと思いつみ、自宅に閉じ込めっぱなしのような状態にしていることが現在でも少なくありません。親自身が落ち込んで心身の健康状態が悪くなり、十分な世話や介護ができなくなっていることもよくあります。病気になっても通院しない、不登校になりがち、ホームヘルプやショートステイなどの福祉サービスのことを知らず、せっかく福祉サービスがあっても利用できていない、という人がいます。

こうした場合、ネグレクトを責めるだけでなく、親を支援して福祉や医療や教育などのサービスにつなげていくことが求められます。

また、福祉施設や住み込みで働いている障害者の場合、支援職員の不足などから、部屋に閉じ込めっぱなし、入浴回数が著しく少ない、栄養が偏った食事など、処遇環境が劣悪で障害者の心身に悪影響が出ている例がたびたび明らかになってきました。障害者の人間としての尊厳をきちんと認識していないことなどが背景にあることも少なくありません。

セルフネグレクトについて

一人暮らしをしている障害者の中には、生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができないために、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト(自己放任)といいます。

セルフネグレクトを虐待に含めるかどうかの議論は置いておくとしても、支援を必要としているという状態に着目して、適切な対応を図っていくことが求められます。

親に知的障害のある家庭や、親に障害がなくても貧困や介護疲れなどによって家族ごとセルフネグレクトの状態になっているケースも最近によく報告されています。生活保護をはじめ何らかの福祉サービスを受けるための申請が自分ではできず、その結果として長期間放置されていることが珍しくありません。

こうしたセルフネグレクトの場合、どの公的機関が対応すべきなのか判然とせず、互いに押し付け合ったりして救いの手が伸びないことが往々にしてあります。死亡や著しく健康を損なうような深刻な結果につながりやすいので、相談や通告があった場合には早急な対応が必要です。

障害者虐待発見 チェックリスト

虐待されても障害者が自らSOSを訴えないことがよくあります。小さな兆候を見逃さずに、早期に虐待を発見しなければなりません。虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断してください。これらはあくまで例示なので、ぴったり当てはまらなくても虐待がないと判断しないでください。類似の「サイン」にも注意深く目を向けてください。

■身体的虐待の サイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたき、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

■心理的虐待の サイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を委縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする



■性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわられるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の関係者に相談することを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

■ネグレクトのサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者と会いたがらない、話したがらない

■セルフネグレクトのサイン

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払が滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまったまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

■金銭的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払ができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

基礎的な 確認事項

虐待の通告や相談があったとき、どのようにそれを受理するのかはとても重要です。何もかも把握した上で通告してくるケースはまずありません。相談者が混沌としたまま事実関係を整理せずに相談してくるの方が普通で、断片的な情報だったり、間接的な情報だったり、一方的な思い込みだったりすることもよくあります。中には事実誤認に基づく相談や通告もあるでしょう。しかし、あやふやで断片的な情報の中に貴重なSOSが紛れ込んでいることはよくあります。

せっかく通告や相談を受けても受け流したり、まともに受け止めなかったために重大な虐待を見逃していた例が過去にもたくさんあります。初めから確度の高い虐待情報など持ち込まれないものです。相談を受けた人の感性やモチベーションによって、相談や通告が活かされたり無駄になったりするものなのです。

まず、相談・通告があったときに、確認しておかなければならないことを記します。

①虐待の内容

・虐待の事実関係

証拠となり得ることの確認（あざ、けがなど）、虐待者、虐待の内容（種類）、自覚の有無、虐待の要因、反復性

・情報の確度

直接見たのか、間接的に聞いたのか、ほかに確認している人がいるか、物的証拠があるか、被害者が証言できるか

・緊急性（危険度）の確認

本人が救済を求めている、生命に危険な状態、生命に危険な行為など

・本人の具体的言動（叩かれたので、怖くて眠れなかったなど）

・虐待者の具体的言動（死んでもいい、など）

氏名、連絡先、経歴、本人との関係、虐待者との関係、相談に至る経緯や動機

②相談者の情報

③本人 (被害を受けた障害者)の 情報

・基本情報

氏名、性別、生年月日、連絡先、住居、家族構成、勤務先、学歴、収入（年金・生活保護）や借金などの経済状況、性格

・健康情報

健康・身体状況（主な疾患、既往歴、かかりつけ医など）、障害者手帳（障害程度など）、障害程度区分判定の状況、福祉サービス利用状況、日常生活自立度

④虐待者の情報

・家族からの虐待の場合

氏名、性別、生年月日、本人との関係、連絡先、就労状況、収入などの経済状況、介助・介護負担によるストレスの状況、疾病や障害の有無、精神疾患の有無、精神科受診歴、福祉事業所や近隣との関係、家事能力など

・施設内虐待の場合

施設名、施設種別、母体法人名と役員名簿、施設長名と職員名簿、利用者の状況と利

用者名簿、この施設に関する過去の情報や相談例など、オンブズマンや第三者委員の有無と氏名、パンフレットなど施設に関する情報

・**会社（職場）での虐待の場合**

会社名、役員（職員）名簿、労基署や職安で把握している会社の資料や情報、障害者雇用による各種助成制度の利用実績など

・**学校内虐待の場合**

学校名、教職員名簿、特別支援教育コーディネーターの氏名と連絡先、学校評議員の氏名と連絡先、虐待を疑われる教職員の賞罰歴、教育委員会では把握している教職員の情報

・**病院内虐待の場合**

病院名、病院長や職員名簿

調査

相談・通告されたことがすべて真実とは限りません。相談者が知っていることは事実のほんの一部で、もっと深刻な虐待が存在している場合もあります。虐待を疑われる人が事実関係を否定することだって実によくあります。そんな時、どれだけ正確でたくさんの証拠（事実）があるのかが問われることになります。どのような解決の道筋をつけるにしても、虐待を裏付ける証拠次第と言っても過言ではありません。

①相談（通告）者からの聴取

とりあえずは、相談をしてきた人からじっくり話を聞くことから始めましょう。被害者本人である場合もあるし、家族や施設職員や相談支援事業所のコーディネーターかもしれません。相談者が把握している情報をできるだけ正確にたくさん聞きとることが大切です。相談者自体が混乱している場合もあるので、話を整理しながらいろんなことを思い出してもらう必要があります。虐待を通告するのは誰だって緊張したりプレッシャーを感じたりするものです。話が混沌としてすぐに内容を把握できなくても、性急に話を引き出そうとしたり、誘導しようとせず、じっくり相手の言葉を記録してください。

相談者は通告することで職場で不利益をこうむるのを心配する場合があります。相談者に関する秘密の保持や個人情報の秘匿は、相談を受ける側として必ず守らなければならないことです。相談者にもその点は念を押してできるだけ不安を払拭してもらうことが大切です。

相談者が安心して話せるような場所で、場合によっては何日にも分けて繰り返し聞くことも必要かもしれません。また、相談者の話を裏付けるものを探してもらいましょう。身体的虐待の場合には傷ややけどの写真、医師の診断書やカルテはないでしょうか。職場での業務記録や日誌、保護者との連絡帳などはありませんか。個人的な日記やメモで虐待に関わる記録は残っていませんか。他に虐待を目撃した人はいませんか。断片的で不確かな情報でも、いくつかの断片情報が支え合って虐待の事実を裏付けることができる場合があります。

②本人からの聴取

虐待被害を受けた障害者の話は記憶が薄れないうちに、できるだけ早い段階で聴取することが望ましいと思います。ただし、感情にまかせて強引に話をさせたり、誘導することによって記憶がゆがんでしまうことがあるので、それは避けるべきです。障害者にとっては何度も思い出すことで二次的な被害を受けトラウマになる場合もあるので、注意して聴取しなくてはなりません。できるだけ早期に専門的なスタッフによる聴取を受けることが理想です。

ただ、当初は本人も家族も動揺したり混乱したりするのは当たり前で、だれに相談しているのか、相談していいものかどうか分からないという状況かもしれません。また、ショックを受けて無力感にさいなまれている場合には、強く励まして誘導するぐらいでなければ本当のことは言えないものです。

虐待を受けた本人から事情を聴取する際には、信頼できる支援者など本人が安心できる人に同席してもらって行うことも検討すべきです。家族は本人にとってもっとも頼りになる存在である半面、家族には知られたくない、家族の前では話せないと思っていることも多いことも考慮する必要があります。

虐待が疑われた当初、家族が本人に話をさせ、それを録音したり録画したりした証拠が裁判で採用され、虐待の事実認定に大きな役割を果たした例もあります。そうした記録があれば確保しておきましょう。

③キーパーソン

虐待に関する情報収集や調査活動、被害者の救済、加害者の支援などを行っていくのは時間と手間がかかるものです。こうした一連の活動を進めるために、協力して動いてくれるキーパーソンが必要です。相談支援事業所のコーディネーターがキーパーソンになる場合もありますし、被害者本人の親族や利用している施設の職員などがキーパーソンになる場合もあります。

施設内虐待の場合には職員の中で良心的な人が、さまざまな情報収集をしたり、他の職員や施設経営者に対して調査への協力や被害者のケアなどを働きかけたりしてくれることがあります。こうしたキーパーソンがいないと実態調査が進まないものです。職場や学校や病院内での虐待についても内部の協力者を見出すことがとても重要です。

過去の事例を見ても、内部の協力者からの通告があって初めて閉鎖的な施設や就業の場での虐待が明らかになった例がいくつもあります。こうした内部協力者は自らの職場内で非難されたり孤立したりする恐れが常につきまといます。内部協力者に関する秘密の保持についても細心の注意を払って努めなければなりません。内部通告者保護法ではこうした協力者が職場内で不利な状況に置かれてはいけないことが定められてもいます。協力者にはそうした配慮をしていくことを伝えてください。

④関係機関が把握している情報

虐待者や被虐待者にかかわることで行政の担当課、福祉事務所、児童相談所、学校や教育委員会、警察、地域包括支援センター、相談支援事業所、運営適正化委員会などで把握している情報についても調べてください。

断片的な情報がこうした機関にもたされながら、そのまま放置されていることがよくあります。また、ひとつの虐待情報をいろいろな角度からアプローチしていくと思わぬ新事実が浮かび上がったり、虐待している側の事情なども分かってくる場合があります。個人情報の保護には配慮しなければなりません、それぞれに専門性をもった公的機関から情報や解決への知恵を集めて総合力で取り組んでいくことが望ましい場合が多いことも知ってください。

被害者を救済してケアし、虐待している側を支援して再発防止を図るためには、さまざまな公的機関や民間団体の協力が必要です。

⑤虐待者からの聴取

ひどい虐待で刑事訴追すべき場合もあるので、一概に言えることではありませんが、まずは一方的に虐待者を悪だと決めつけず、先入観を持たずにアプローチすることが必要です。家庭内の虐待の場合、障害者本人と虐待者の担当者を分けて、チームで対応し、全体をマネジメントする役割の人を置くべきです。児童虐待のように、できれば家族関係を修復し家族内で傷を癒して行くことが望まれるということを想定しながら、虐待の事実確認などを進めていくべきです。

施設内や就業先、学校、病院内での虐待では、監督権限のある行政部署とも連携しながら、事実確認のための調査に協力させるよう努めましょう。虐待している側にも認識不足、誤った知識や未熟な支援技術、人手不足などさまざまな事情があるものです。そうした背景要因を理解しながら、虐待に真正面から向き合い克服する過程を踏んでこそ良い職場環境の構築につながることをわかってもらう必要があります。

知的障害者や重度の精神障害者のように判断能力にハンディがあり、踏みつけられても抗議したりSOSを発したりすることが困難な人がいる現場は、権利侵害のリスクが高いということを知ってもらいましょう。そういう現場はどこでも権利侵害の芽が生えてくるものです。それを過度に恐れて目をそらしたり、見て見ぬふりをしていると、だんだん権利侵害はエスカレートし取り返しのつかない虐待へと発展していくことがあります。支援者側のモチベーションも低下し、重苦しい空気が職場を支配するようになっていきます。虐待や権利侵害は絶対に許されないとあまりに現実に権利侵害が起きても認められなくなるのではなく、いつでも権利侵害は起こりうるという前提に立って権利侵害に果敢に取り組んでいくことが良い職場をつくるのです。そうしたリスクマネジメント(危機管理)の発想を学ぶべきです。



何をもって解決とするのかはとても難しい問題です。本人や家族の意向を確認しながら、慎重に見極めていかないとはいけません。相談を受ける側の対応次第で表層的な解決にとどまってしまう場合もあれば、隠れていた問題を深く掘り下げることができてより本質的な解決に向かう場合もあります

事実の解明

加害者側の立場になって考えると、権利侵害や虐待が行われていたことはできれば認めたくないし、認めざるを得ないとしてもあまり知られたくはない、裁判などは起こされたくないし示談になったとしても慰謝料はできるだけ払いたくない、謝罪もできればしたくない……そんな心理が働くであろうことは容易に想像できます。

障害者と加害者の力関係を見ると、たいていの場合は一方的に障害者の方が弱いもので、加害者側に権利侵害をできるだけ認めたくないという心理が働いてると、事実解明は制御されがちになります。権利侵害された障害者が今後も加害者側の施設や就業先で世話になる可能性があればなおさらです。

しかし、どのような解決を図るにしても、何が行われていたのかをきちんと解明し、それを直視するところからしか、被害者側は真の納得や立ち直りを得られず、加害者側も真の反省も再発防止への取り組みも生まれないのではないのでしょうか。

真相究明をして白黒つけるようなことはあえて避け、共同体の互助と依存の精神文化の中で絶妙な問題解決を図る方法も、江戸時代の長屋を舞台にした小説などで見られます。ただし、暗黙の了解に基づく納得は、共同体への信頼や濃密な人間関係という土台があって初めて生まれるもので、こうした高度な問題解決の技法がどこでも通用するようには思えません。表面上はそのように見えても、弱者（障害者）の泣き寝入りの上に成り立っているだけというケースが多いのではないのでしょうか。

救済とケア

虐待は障害者の心身を傷つけさまざまな後遺症を残すものです。障害者がSOSを発しなくても生命の危険が迫っている場合もあり、できるだけ早期発見、早期救済に努めなければなりません。

加害者は家族であったり、施設や就業先で世話になっている人であったりするため、相談を受けて関係者から事情を聞いて行くうちに、被害者と加害者の日常における人間関係に目が奪われ、障害者を彼らの元から引き離すのがためられる心理が働くものです。引き離した障害者を保護する受け皿がすぐに見つからない場合はなおさらです。

障害者が加害者の庇護の下にいるために本当のことを言えず、それによって事実の解明ができずに被害者の救済やケアも遅れる、という悪循環に陥っているケースが実に多いことも指摘しないわけにはいきません。

福祉サービスが不足しているために家族に過重な負担がかかっている、補助金が低額なために人手不足で職員が疲弊している……加害者になる側にもさまざまな理由があるものです。虐待の背景にある諸問題にも目を向けて根本的な改善を目指すのはもちろんですが、今、目の前で殴られたり搾取されたりして苦しんでいる障害者がいれば、何をさておいても、まずその障害者を救わなければなりません。

虐待や抑圧状態に長く閉じ込められていると、自分に自信を失いあきらめきった気持ちが身についてしまうものです。混沌として悔しいという気持ちすら感じるができなくなっている障害者も大勢いることでしょう。こうした自己喪失の砂漠から救い出すためには、医療や心理の専門的ケアが必要な場合もあります。

納得

どの段階で解決したとするのかはケースによって異なりますが、被害にあった障害者にとっては、解決の道筋が納得できるものかどうかということがとても重要だと思います。

ある犯罪が起きた時、警察の捜査によって容疑者が捕まった。これをもって「解決した」とマスコミは報道しますが果たしてそうでしょうか。ひょっとしたら容疑者にはアリバイがあり、警察の捜査がずさんで冤罪であるかもしれません。裁判になって検察と弁護側がさまざまな角度から証拠を出し、それらを踏まえて裁判官が有罪判決を出した。被告は控訴をせず有罪が確定した。そこまで見極めて、初めて「解決した」と言えるのでしょうか。あるいは、有罪判決を受けた被告が刑に服し、それが終了した時点をもって「解決」と考えるべきなのでしょうか。刑事訴訟のシステムとしてはともかく、被害者にとっては果たしてそれで解決したことになるのでしょうか。

これまでの日本の刑事裁判では、被害者はずっと蚊帳の外に置かれていました。有罪判決が確定し、加害者にどれだけ重い罰が下されたところで、まったく納得もできなければ心の傷が癒されることもない。そんな被害者がどれだけ多かったことでしょう。こうした反省に立って、被害者側に真実を知る権利を保障し、裁判で意見を述べる機会を提供しようということに最近はなってきました。

虐待の被害者の心理はとても複雑です。それまでの加害者との関係は依存や信頼によって成り立っているだけでなく、愛着、期待、安心、失望、憎悪などが渦巻いていることは注意して洞察すれば分かると思います。

そうした被害者にとっての〈納得〉とは何でしょう。加害者が処罰されることによって報復感が満たされることなのか。加害者が心から謝罪することで再び信頼や愛着を得られることなのか。謝罪だけでなく再発防止策を講じることによって安心感や達成感を得られることなのか。虐待の内容によっても違うでしょうし、被害者によっても違うでしょう。加害者との関係によっても違うと思います。ただ、いずれの場合も虐待で傷ついた自尊心の回復を図ることが被害者にとっての解決には不可欠だと思われます。

社会化

密室での虐待では物的証拠や目撃証言が乏しく、障害者の証言能力も問題にされて、告訴したところで起訴には至らないケースがよくあります。また、起訴されても無罪判決が出た例もあります。このため民事訴訟を起こして裁判所に事実を認めてもらおう、加害者に賠償金の支払いを命じてもらおうということがよく行われています。民事訴訟では事実認定のハードルが刑事訴訟に比べて低いので、虐待があったことを裁判所が認めて賠償金の支払を命じる判決が出ることも少なくありません。

虐待で傷ついた障害者にとっては賠償金を支払わせることよりも、むしろ裁判所という国家の最高権威に虐待の事実を認めてもらうということ自体を目的にしていることが多いようにも思えます。民事訴訟を起こせば費用もかかり、相手側からの反論も浴びることになります。長期にわたって物心両面の負担を強いられることにはなりますが、それでも提訴するのは、裁判というステージに個人的な虐待体験を載せることによって問題を社会化させたいという意

識が働いているように思えます。

虐待される側を傷つけているのは加害者だけではありません。周囲の人々の黙殺や無関心によって孤独の砦に閉じ込められ、障害者は自らの自尊心を深く傷つけられているのです。

裁判という手段だけではありません。マスコミに訴えて個人的な虐待被害を報道してもらい、社会化されることを望む被害者も大勢います。マスコミ報道によって福祉関係者の意識が変わったり、福祉制度が変革されてきた経緯もあります。

ある虐待の相談や通告があったとき、表層的な解決で了とするのではなく、人間のような社会的生き物にとって本当の意味での自尊心の回復とは何なのかを深く考えるべきではないかと思います。



8

成年後見制度

虐待と後見

法定後見制度は、知的障害のある人、すでに認知症が発症している人など、自分でものを判断することがうまくできない人のための制度です。本人や配偶者（夫・妻）、4親等内の家族（兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、いとこなど）が家庭裁判所に申し立てることができます。身よりのない人の場合には、市町村長が申し立てることもできます。家庭裁判所が成年後見人（補助人・保佐人・後見人）を選びます。

虐待被害を受けている障害者を救済し、被害回復を図るためにはさまざまな法律行為をすることになります。たとえば親族や施設や就業先で年金や財産や賃金などの搾取を受けている場合、損害を回復するためには、加害者側と交渉したり、裁判を起こすことになって代理人の弁護士に委任したりする際、判断能力にハンディのある障害者本人に代わって法律行為を行う後見人が必要になります。また、損害を回復して得た財産をどうやって保管し、本人の生活のためにどのように使うのかを決める時にも後見人が必要です。さらに、障害者がどこで暮らし、どのような福祉サービスを受けるのかということを決めるのも法律行為に当たります。再び虐待のような権利侵害が行われないように、また障害者が福祉サービスなどに不満がないかどうかを知るために時々やってきてチェックすることも後見人の仕事です。

経済的虐待に限らず、虐待の当事者が親族である場合には障害者本人の権利をしっかり守ってくれる第三者の後見人が必要です。また、虐待しているのが施設や就業先の経営者である場合、親が「お世話になっているのだから少々のことは仕方がない」と泣き寝入りを決め込んでいる場合が珍しくありません。わが子を託している相手に対して卑屈になったり負い目があるために遠慮しているのです。障害のあるわが子の人質に取られているような心境なのかもしれません。気まづくなっていじめられたり、出ていけと言われた場合に他に行き場がないという恐怖が親を呪縛しているのです。

こうしたケースでも障害者本人の側に完全に立って権利を守ってくれる後見人の存在が不可欠です。

後見人には次のようなことを行う権利があります。

- 代理権……障害者のある本人が行う法律行為（買い物、福祉サービスの契約、遺産相続、寄付などいろいろ）を、本人の代わりに行う権限
- 同意権……障害のある本人が行う法律行為の有効性を判断する権限
- 取消権……障害のある本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないか、損しているのではないか、と思われるとき、それを取り消すことができる権限

また、障害者の判断する能力に応じて、補助・保佐・後見の三つの類型に分かれます。

- 補助……だいたい日常生活は自分一人で困らずにできるが、少し不安がある場合の支援
- 保佐……ふだんの買い物くらいはできるが、アパートを借りたり、家を売ったり、車を買ったりすることを一人で行うのが難しいという場合の支援
- 後見……ふだん買い物をしようとしても釣銭がよくわからない、というくらい、誰かの援助がいつも必要な場合の支援

後見人は
何ができるのか

類型	代理権	同意権	取消権
補助	△	△	△
保佐	△	◎	◎
後見	◎	◎	◎

◎本人の同意がなくても権限が付与される △権限の付与について本人の同意が必要

身上監護

後見人は、障害者（被後見人）の身上監護に関する「法律行為」と財産管理をおこないます。おこなったことは家庭裁判所に報告します。

「身上監護」とは、障害のある人の生活や健康や医療に関する「法律行為」をすることをいいます。

たとえば、アパートに入居しようとする、大家さんと賃貸契約を結ばなければなりません。仲介する不動産屋に手数料を払ったり、敷金や礼金を払ったりしないといけません。保証人も必要です。

入所施設に入るときにも、契約を結ぶなどいろんな手続きがあります。

また、地域で暮らすために必要な福祉サービスを受けるためには、まず障害程度区分の認定を受けないといけません。結果が実態とかけ離れていると思ったら、不服であることを申し立てる必要があります。そして、グループホームやホームヘルプなどを利用するときには、こうした福祉サービスを行っている事業所と契約を結ばねばなりません。

病気になったり、けがをしたときは病院や診療所で治療を受けますが、どんな症状なのかを医師に伝え、どのような治療をするのかについて医師から説明を受けます。説明に納得できなければ、さらに医師と話し合うか、セカンドオピニオンといって別の病院で治療方法を聞くこともできます。自分の体なのですから、なんでも医師まかせにすることはできません。入院するときにはまた手続きが必要になります。健康保険があっても自己負担分は窓口でお金を払わねばなりません。生命保険に入っている場合は、医療費補助が受けられるかもしれません。

こうした、実にたくさんのことが身上監護には含まれます。その身上監護をきちんと行うために、必要な情報を集め、被後見人の本当の気持ちをいつも確かめ、時には被後見人が入っている施設を訪問して、被後見人が困っていないか、施設がきちんと必要な処遇をしているのかということをチェックしないといけません。後見人としてやらなければならない仕事をするためには、そうした努力が必要なのです。

ただし、手術などの同意は後見人にはできません。手術はその人の体にメスを入れたりして、命にかかわることなので、いくら後見人でもそこまでの権限はありません。

また、買い物、そうじ、洗濯などの家事労働や、外出の付き添い、送迎、荷物運びなどは単なる「事実行為」になりますので、身上監護には含まれません。散歩をしながら被後見人の気持を聞いたり、買い物に付き合いながら被後見人の心身の調子がどうか様子を見たりすることもあるので、こういう「事実行為」をやってはいけないということではありません。

財産管理

被後見人（障害者）がどんな財産を持っているのかをきちんと把握し、年金を受け取ったり、必要なお金を出したりすること、預貯金の通帳や保険証書を保管することなどが、財産管理です。

また、被後見人が住んでいる家やマンションを維持、管理するだけでなく、処分することも

後見人の業務に含まれます。ただし、住む家がなくなってしまったのでは、障害のある人の心身の健康がおびやかされることになるので、後見人が独断で処分することはできません。家庭裁判所の許可が必要です。処分とは家を売り払ってしまうことだけでなく、賃貸借の契約を解除すること、抵当権を設定すること、そのほかこれらに準じる行為も含まれます。

後見人になったら、まず被後見人（障害者）がどのような財産をもっているのかを調べ、目録をつくります。年金や働いて得る収入などがどのくらいあるのかも調べます。次に、日常生活にどのくらいのお金がかかるのか、福祉サービスの利用料や病院に通っている場合には治療費がどのくらいかかるのかを調べます。財産を管理するために必要な経費についても調べます。その上で、毎年どのくらいのお金がかかるのかを予定を立てます。これを「費用の予定」（後見予算）と言います。

この予算を立てることは、どのような後見をしていくのか、方針を立てることもなります。金融機関には成年後見を開始したことを届け出をします。その他の関係のありそうな公的機関に対しても後見の通知をします。

被後見人のために必要な費用は、被後見人の財産から支払ってもかまいません。ただし、あらかじめ予算を立てた上で、毎月決められた額を引き出し、その中でやりくりするべきです。予想外の出費のために、予算内でまかなえなくなったら場合には、必要に応じて家庭裁判所に相談します。

市町村申し立て

成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立て経費や後見人の報酬を負担できないなど、様々な理由で利用できない人がいます。

このような人々に対し、成年後見制度を公的に支援する制度で、市町村長が代わりに家庭裁判所へ申立てをする市町村申立てと市町村が申立てにかかる費用を助成する成年後見制度利用支援事業というものがあります。

市町村長が審判申立てを行うための判定基準としては、①事理弁識能力 ②生活状況及び健康状況 ③4親等内の親族の存否及び当該親族が成年後見等開始審判申立てを行う意思の有無――などとされています。しかし、ともすれば4親等内の親族の存否確認に時間を費やし、本人とほとんど交流のない4親等内の親族が存在することだけで申立てを躊躇する例が見受けられ、迅速な本人保護が図られていません。場合によっては、4親等内の親族自身が障害者の財産を侵害したり、虐待をしている場合もあります。4親等内の親族から権利を守るために早急に成年後見人を選任する必要がある場合もあるのです。

そこで、現実には必ずしも4親等内の親族調査をしなくても良いこととされており、必要が認められれば本迅速かつ適切な申立てを確保するべきだということが、「成年後見制度における市町村長申立てに係る要綱」で定められています。

市町村申立てを行うことができるのは、社会福祉法第2条で定める事業に従事する職員……など専門職だけでなく「その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者」も申し立てられることになっています。

だれが相談を受けるかによって違う

相談や通告してくる人は必ずしも問題をきちんと整理できているわけではありません。むしろ混沌として自分ではどう考えていいものかわからずに、悩みや疑念をぶつけてくることの方が多と思います。

そのとき、誰がどのようにその相談を受けるかによって、その後の展開は大きく変わってきます。表面的な解決（本当の意味での解決ではない）に終わってしまう場合もあれば、相談してきた人と一緒に悩みながら問題の本質に迫っていき、権利侵害や虐待されている人の人間性の回復をはたらきかけたり、加害者側に自らの行為を省みてよい支援へと反転させたりすることができるのです。相談支援とは奥の深い仕事です。相談を受ける側の人間性や専門性が試されているといっても過言ではありません。

実際に起きた障害者の権利侵害事例と相談から解決に結びついて行ったケースを紹介しながら、相談のあり方を考えてみたいと思います。

事例

20歳代の軽度の自閉症のAさんが縫製工場に勤めていた。その母親から就労支援センターに電話で相談があった。「息子が社長に叩かれ、それがショックで会社に出勤できなくなった」。息子はもう会社を辞めたいと言っており、母親もすっかり落ち込んでいる。「社長の顔を見るのが私も怖い。穏便に辞められればそれでいい」と言う。

もしも、あなたが相談を受けた就労支援センターのコーディネーター（職員）だったらどうしますか。

1 あなたならどうする？

- ① なんとかしてやりたいが、権限がないので、職業安定所に相談に行くように言う。
- ② じっくり話をきいてやり、慰め、励ます。
- ③ 母親に代わって退職手続をしてやる。
- ④ Aさんの再就職先を探してやる。

電話をしてきたお母さんは自分でもどうしていいかわからず、息子のことが心配で落ち込んでいます。まず、じっくり話を聞いてやる必要があります。慰めたり励ましたりすることもお母さんを落ち着かせるのに役立つでしょう。さあ、問題はそれからです。たしかに就労支援センターには何か権限があるわけではありません。なかなか障害者の就労先が見つからず、企業に頭を下げて障害者の職場開拓をしている立場からすれば、Aさんが働いている会社に対しても強く出られないものかもしれません。

職業安定所（ハローワーク）に相談に行くというのも一つの方法だと思います。しかし、職安だってそんなに簡単に動いてくれるものではありません。関係者の調整はしますが、権利侵害などが疑われたときに会社に対して監督指導する権限は職安にもありません。

母親に代わって退職手続をしてやる、Aさんの再就職先を探してやる――。就労支援センターとしてそんな支援をすることができる範囲で最善の支援なのかもしれません。親身になってそこまでやってくれる支援センターだって障害者や家族にとっては貴重なものです。

しかし、本当にそれでいいのでしょうか？

就労支援センター職員は地元の親の会の人たちや、知的障害者の権利擁護に詳しい人に相談してみました。あれこれ話し合っている中で、親の会の人がありました。「Aさんが穏便に会社を辞めれば、それでこの問題は解決したことになるのだろうか」「Aさんは社長に叩かれたというけれど、Aさんや母親は悔しくないのだろうか」

退職手続きを取ってあげたり、再就職先を探す前に、もう少しAさんの家族の生活歴や状況を詳しく聞き、社長や職安からも詳しい事情を聞いてみるべきではないかということになり、就労支援センターの職員は電話だけでなくお母さんに会うことにしました。また、会社を訪ね、職安からも話を聞くことにしました。

それによって新たにわかったことがいくつかありました。それは以下の通りです。

判明したこと

- ・ Aさんにも落ち度があった
- ・ 他にも数人の知的障害者が雇用されていた
- ・ 障害者への配慮もうかがえる
- ・ 職安は他の従業員や求職者への影響を懸念している

会社に行って社長に話を聞いたところ、「Aさんは以前はよく働いてくれていたのに、いつの頃からか仕事を怠けるようになり、同僚たちにちょっかいを出したりしてトラブルになることが度々あった。同僚たちはAさんとは一緒の職場で仕事をしたくないという。おはようとあいさつをしても、返事もしない。ちょっとしたことで同僚と言いつ争いになるので、注意しているが、反抗的な態度をしたので、つい叩いてしまった」と言われました。社長は「叩いたことは反省しているが、このままならばAさんにはもう辞めてもらいたい」と言います。

この会社はほかにも知的障害のある従業員が4人働いていることもわかりました。彼らは平穏に職場で過ごしており、仕事も一生懸命にやっているといいます。事業所の中を案内してもらいましたが、車いすの人が移動できるように段差もなく、トイレも車いすが入るように改装してありました。壁には知的障害の人が作業をおぼえやすいように、大きな字とイラストで作業手順が説明されていました。

職安に行くと、「障害者を雇用してくれる会社は少ないのだから、あんまり事を荒立てないでほしい。障害者の側にも問題があるのではないか。少々のことでするさいことを言っていると、障害者の求人など出なくなりますよ」と言われました。

就労支援センターの職員はAさんの自宅も訪ねて行きました。障害は軽いのですが、それだけに子どものころから学校や地域社会でいじめにあたり誤解されたりして、お母さんは周囲に謝ってばかりの子育てをしてきたと言います。父親は子育てには理解がなく、子どもに障害のあることをなかなか受け入れられず、夫婦仲も冷え込んで数年前から別居していると言います。地元の親の会にも入っておらず、お母さんは相談相手もなく孤立していました。

とりあえず、Aさんを週に2～3度就労支援センターに通って来させるように言い、少しずつ立ち直りを支援していくことにしました。

就労支援センターの職員は改めて親の会の人々に集ってもらい、これまで判明したことを説明しました。その上でAさんの今後のことを話し合いました。集まった人々からはいろんな意見が出ました。あなたが就労支援センターの職員だったら、どうしますか？

2 あなたなら？ どうする？

- ① 調査してわかった事実をAさんや母親に伝え、今後は迷惑をかけないように指導。仕事に戻れるよう社長にも頼む。
- ② ほかの従業員への悪影響を考え、穏便にAさんが退職できるよう手続をしてあげる。
- ③ Aさんの今後について、社長や職安の担当者も交えて話し合う場を設ける。

Aさんも母親も退職できればそれでいいと言っています。社長もこのままなら退職してほしいと言っています。やっぱり、ここは素直に退職手続をして、傷ついたAさんのケアをしながら再就職先を探すべきなのでしょう。

しかし、親の会のある人が言いました。「Aさんにも“落ち度”があると言うけれど、どうしてAさんは問題のあることをするようになったのだろう。就職したころはまじめに働いていたというじゃないか」。また、別の人は会社が障害者に行っている配慮についても指摘しました。「たしかに、車いすの人のためにバリアフリーにはなっているのだろう。知的障害の人のためにも作業手順をわかりやすく書いて職場に張り出してあるという。だけど、それは自閉症のAさんにとってどんな役に立つのだろう」

そこで就労支援センターのコーディネーターはもう一度、母親に会ってじっくり事情を聴くことにしました。また、自閉症について詳しい専門家や障害者雇用について詳しい人にも会ってみることにしました。“落ち度”の背景には何があったのか。この会社が障害者に対して行っていた「配慮」はAさんにとって適切であったのか、ということを知るためです。

判明したこと

- ・他の従業員とのコミュニケーション不全
- ・自閉症の特性への配慮の不足
- ・会社への不信→最低賃金の免除
- ・会社側の認識の誤り

落ち込んでいた母親ですが、就労支援センターのコーディネーターと何度か話をしているうちに、いろんなことを思い出したのか言葉が多くなってきました。母親によると、Aさんは自閉症ですが知的能力は比較的高く、仕事の飲み込みも早かったと言います。ただ、自閉症の特性として周囲の人たちとのコミュニケーションに問題があり、ぶつぶつ独りごとを言ったりするのを同僚たちが気持ち悪がったり、抑揚のない大きな声で話すのを笑われたりしたことがあり、不機嫌な顔をして帰宅することが多くなってきたというのです。

自閉症の専門家や障害者雇用について詳しい人に話を聞いたところ、自閉症の人への支援は物理的なバリアフリーや知的障害者向けにわかりやすい作業手順を張りだすようなことではなく、周囲の人との人間関係をサポートすることが必要であることを強調されました。自閉症に関する正しい理解をもらい、何も知らないと奇異に見える自閉症の行動特性を知ってもらうことが何よりも大事だと言われました。

この会社が自閉症の人を雇うのはAさんが初めてで、このような自閉症の特性をよく理解していないことがうかがわれました。

また、Aさんの母は「仕方がないことだと思っていたのですが、お給料がだんだん下がって、今では4万円くらいしかもらえてないのです。あんまりお金のことを言うのはばかられて。働かせてもらえるだけでもありがたかったの」と言い出しました。よくよく聞いてみると、就職

したところは最低賃金を超える給料をもらえていたというのですが、同僚たちとトラブルを繰り返すうちに、会社から給料のダウンを言い渡されるようになり、10万円が8万円になり、さらに6万円から4万円に引き下げられたというのです。

こうして判明した材料をもとに、また親の会の人たちに集まってもらいました。地元の小規模授産施設で働いている職員も心配して参加してくるようになりました。Aさんの今後についてみんなで話し合ったところ、次のような意見が出ました。さて、あなたならどうしますか？

3 あなたなら？ どうする？

- ① 会社側に配慮が足りなかった事実を指摘し、Aさんが復職できるよう働きかける
- ② Aさんの退職の意思が固いので、会社側に退職金を出すよう交渉する
- ③ 会社を相手取って訴訟を起こすよう、Aさんを援助する
- ④ 職安に判明した事実を報告し、指導するよう頼む

会社はAさんの落ち度を強調していましたが、実は会社側にも自閉症に対する理解がなく配慮が欠けていたためにAさんがいろんな問題を引き起こしていたのです。それを会社に伝えなければならぬでしょう。その上で、Aさんの復職を働きかけるのか、それともきちんとした退職金を保障させた上でAさんの退職手続きを取るのかを決めるべきだということになりました。

しかし、会社はそんなに簡単に自らの落ち度を認めるものでしょうか。何も権限のない就労支援センターのコーディネーターが掛け合ったり、あるいは親の会の人々が掛け合ったところで、容易に会社を説得することは難しいようにも思えます。職安に指導を頼んだところであまり期待できそうにもありません。ここはやはり会社を相手取って訴訟を起こし、これまで不当に引き下げられていた賃金の補填、慰謝料を払うように訴えるべきだという意見もありました。

議論が煮詰まってきたとき、小規模授産施設で働いていた若い女性職員が言いました。「どうして最低賃金を免除されちゃったのかしら。法律で決められている最低賃金ってそんなに簡単に引き下げることができるのですか？」

たしかに、法律で定められた最低賃金を社長の一存で免除できるわけがありません。もしも勝手にそんなことをしていたら法律違反に問われることになるでしょう。この点はきちんと調べなければなりません。そこで、労働基準監督署の担当者に来てもらうことにし、最低賃金をめぐる勉強会を開くことにしました。

メンバーはさらに増え、親の会や授産施設の職員だけでなく大学の研究者らも参加しました。

やってきた労働基準監督署の担当者によると、最低賃金を免除するためには、申請のあった事業所に労基署担当官が赴き、直接確かめてから可否を決定することになっているそうです。具体的には、会社側が最低賃金を免除しようとしている従業員Xを除いた従業員の中から最も労働能力の低い人を一人選び出し、その人の労働能力とXの労働能力を比較し、おおよそ6割に満たないと判断された場合に限りXの最低賃金免除を認めるというのです。

実際、Aさんの場合は会社から最低賃金免除の申請があって労基署の担当者が訪れたそうです。「実地調査した上でAさんの労働能力が著しく劣ることがわかったので、最低賃金免除を会社に認めました。Aさんの賃金が下げられていったことは不当ではありません」。

みんな黙っているほかありませんでした。しかし、なんとなく腑に落ちません。

親の会のメンバーの一人が尋ねました。

「会社での実地調査はどのくらい時間を掛けるのですか」

「2時間くらいでしょうか。詳しくはわかりません」と労基署の担当者は答えました。

「Aさんのことでこの会社に行ったことは何回くらいありますか？」

「いえ、初めてです」

「初めて見るAさんのことをきちんと分析できるものなのですか。どうやって調べたのですか？」

「社長から書類を見せてもらいながら詳しく聞きました」

「Aさんの仕事ぶりは見なかったのですか？」

「……」

「Aさんから話は聞きましたか？ お母さんから？」

「Aさんからお母さんからも話は聞いていません」

「社長から話を聞き、書類を見ただけで、Aさんの最低賃金免除を認めたのですね」

「はい」

「自閉症の人に関わったことはありますか？」

「いいえ」

「では、自閉症という障害がどのような特性があるのかをまったく知らないのでしょうか」

「はい」

このようなやり取りからわかったのは、労働基準監督署の担当者はAさん側の話をまったく聞かずに、社長の言い分を鵜呑みにしてAさんの給料を下げることを認めていたことでした。最低賃金を免除されている人を調べてみると、その多くが知的障害者だということもわかりました。

障害者の労働に詳しい弁護士に相談に行くと、会社を相手取って不当に低く抑えられていた賃金と慰謝料の支払を求めて訴訟を提起するべきだと勧められました。労基署の実地検査の不備を突いて国を相手に訴訟を起こすことも検討してはどうかと言われました。もしも提訴するのであれば全面的に協力すると言ってもらいました。

こうして再び会社を訪れた就労支援センターのコーディネーターは社長にAさんやお母さんの思い、会社が障害者のために配慮していることが必ずしもAさんの支援にはなっていないこと、自閉症の人の特性をよく理解した上で適切な配慮をすればAさんは以前のような労働能力を発揮できるだろうということ、そのための協力は就労支援センターや親の会が行う用意があること、労働基準監督署による最低賃金免除の手続きには大きな問題があり、裁判で労基署の責任を追及しようと検討していること……などを伝えました。

社長はこれまでのAさんへの対応について間違っていたことを認め、「Aさんに謝りたい。Aさんがもう一度働いてくれるようお願いしてほしい。Aさんの復職に向けて就労支援センターに協力してもらえないか」と言いました。

就労支援センターのコーディネーターはもう一度、Aさんとお母さんに会い、社長の言葉を伝えました。Aさんとお母さんはしばらく考えてから、やはり会社は辞めて別の仕事を探したいという気持ちが強いことを言いました。

「だんだん悔しさがこみ上げてきた。これまではショックであきらめていましたけれど」とお母

さんは言います。結局、裁判を起こすとお金も時間もかかり、思い出したくないことまで掘り起こされて傷つくことになるのも辛いということで、弁護士には提訴のことをお断りしました。

就労支援センターのコーディネーターは親の会や授産施設職員らに集ってもらい、こうした社長やAさん側の気持ちを伝えました。

成果

ひとつの相談をコーディネーターが悩み、苦勞しながら取り組んできましたが、時間や労力がかかった分だけいろんな情報を得ることができました。表面上の解決では得られないような成果もたくさん得ることができました。

Aさんの賃金補償が実現した

Aさんは結局会社を辞めることになりましたが、これまで不当に賃金を引き下げられてきたことの補償や慰謝料も含めた退職金をもらうことになりました。

Aさんやお母さんの自尊心が回復した

Aさんやお母さんはこれまで悔しさすら抱けないほど自信を失い、無力感を身につけていました。障害のある人や家族でこのような心理に陥っていることは珍しくはありません。差別されたり、無視されたりしているうちに、すっかり自信をなくしてしまうのです。わが子が叩かれて悔しくない親などいないと思います。就労支援センターのコーディネーターや親の会の仲間がAさんやお母さんに寄り添って励まし、いろんなことを調べてくれるうちに、だんだん自信を取り戻し、悔しさがこみ上げてきたのです。人生には理不尽なこと、自分の力ではどうにもならないことがたくさんありますが、あきらめて自分の殻に閉じこもったり逃げたりしているだけでは、人生の次のステップへの旅立ちもままなりません。

会社が職安へ助言を求めてくるようになる

このあと、社長は何度かハローワークを訪ねてきて障害者の就労について相談をしてきたそうです。もともと障害者雇用に熱心な会社だったのです。自閉症について理解が足りず、Aさんの処遇に不慣れだったことから問題が生じたのですが、そうしたときにサポートしてくれる機関があるかないかで会社は良くなりもしれば悪くなりもします。ハローワークだけでなく、地元で就労・生活支援センターがあって、障害者雇用をしている事業所や働いている障害者と連絡を密にとってサポートしていく体制が取れることが何よりも大事だと思います。

関わった親の会、福祉職員たちのエンパワメント

これまでもAさんのような事案は地元で何度かあったそうです。親の会のメンバーや施設職員は「悔しいね」と言い合いながら、どうしていいかわからず手をごまねいていたというのです。権利侵害などがあつたとき、何とかしたいと思ってもどうしていいかわからないと気持ちが萎縮して声をあげられなくなります。どうすればいいかわかれば声をあげて動くこともできます。机の前に座って学ぶことよりも、実際にAさんのケースのような事例と一緒に取り組み、みんなで成功体験を積むことの方がはるかに生きた学習になります。「ひとりではない」という実感をもみんなが共有することが虐待や権利侵害を解決していくときの瞬発力や持続力につながっていくものです。

課題

この事例は就労支援センターのコーディネーターが地元の親の会のメンバーなどと取り組んだもので、何か権限があったり法的な根拠があってやったことではありません。本来ならば監督権限のある行政がもっと関与して取り組むべきものではないでしょうか。そうしなければ解決できなかった課題もたくさんあります。行政がきちんと関与していれば次のような課題は解決できた可能性があります。

同社にいる ほかの障害者の 実情把握や救済

Aさんのほかにも障害者が4人働いていましたが、彼らは何も問題なく働いているのか、何か不都合なところがないかが気になります。その後、会社側はハローワークに相談に訪れているというのですが、きちんとしたチェックやフォロー体制を作らないと、Aさんのようなことが再び起こらないとも限りません。

最低賃金をめぐる 制度上の不備の改善

自閉症のことをよく知らない労働基準監督署の担当者が会社を訪れて社長から話を聞いただけで最低賃金の免除を認めていたのでは、障害のある従業員は救いがありません。会社側の言いなりで何でもできることになります。法律で定められた最低賃金の趣旨を守るためにも制度運営の適正化を図る必要があります。

ほかの障害者雇用事 業所への 啓発、相談、実情把握

Aさんをめぐる問題はこの会社だけでなく、ほかの障害者雇用をしている会社でも起きていても不思議ではありません。情報もサポートもないまま企業に障害者雇用を促しても、企業だって困っているはずです。障害者雇用をしている企業の実情を把握し啓発や相談をしていく必要があります。

職安や 労働基準監督署への 啓発、研修

障害者を雇用している企業の指導や監督をする立場にある労働基準監督署や職業安定所をしっかり機能させることが何をおいても重要です。障害者雇用の促進が叫ばれながら、肝心の監督機関が障害者のことをよく知らなければ、障害者の職場定着や権利擁護がうまくいくはずがありません。

教訓

障害のある人の声にならない声を受け止め、その権利を守りながら、関係機関のエンパワメントを図っていくためには、いくつかの大事な点があります。この事例から次のような教訓を得ることができました。

言葉の背景、 本人も気づかない 気持ちに目を向ける

虐待されたり権利侵害を受けた障害者は必ずしもきちんと自ら受けた被害を訴えてくれるわけではありません。むしろ、ほとんどのケースで障害者はあきらめ切っていたり、被害を自分でも認知できなかったりしているものなのです。障害者の家族も無力感を身に着け、混沌として悔しさすら抱けないという人が珍しくはありません。「もういいんです」「やめさせてもらえるだけで結構です」などという言葉の背後にある、悔しさすらも自覚できない障害者や家族の踏みにじられ屈折した心理に目を向けてください。

障害者だから仕方が ない…と思わない

たしかに障害者にはできないことも多く、就労先も少ないのは現実です。だからと言って少々のことは仕方がない、障害があるのだから少しくらいはがまんしなければ…とは思わないでください。そういう気持ちが障害者の気持ちをさらに委縮させ、相談を受けた人にとっても真

実を見る目を曇らせるのです。殴られれば障害者だって痛い悔しいのです。勝手に給料を下げられれば不満に思うのは誰だって同じです。障害があるというだけで当然に認められるべき権利まで値踏みされるような見方が、虐待を生む土壌を作っていくのです。

理不尽に 悲しい思いの 人の側に 徹底して立つ

ひどい目にあっても障害者はなかなかSOSを言ってくれません。紛争を解決するためには「中立」「公平」な立場の人による介入が必要だと言われますが、中立・公平は時として安易で表層的な「喧嘩両成敗」に墮することが多いことも指摘しないわけにはいきません。無力感を身につけてしまった障害者から本音を聞き出すには、徹底して理不尽な思いをしている人の側に立って、励ましたり勇気づけたりしなければなりません。

福祉の中だけで 解決しようとするしない

虐待や権利侵害をする側にもそれなりの理由があるものです。経済的に苦しい、人手が足りなくて職員が疲弊している、ストレスが多い中での仕事を強いられている……。そうした福祉の実情がよく分かってくると、批判したり責任を追及したりすることをためらう気持ちが出てきます。施設職員や事業所を支援して虐待リスクの少ない環境にしていくことはもちろん大事です。ただ、虐待されている障害者の側に立ってみると、どうなのでしょう。福祉の常識や感覚によってのみ解決を図ろうとするとおぼろげな落とし穴にはまる恐れがあります。世間一般の感覚で見直すと別の面が見えてきたりするものです。また、司法的なアプローチが問題の本質をえぐり出し、迅速な解決の道を開くこともあります。権利侵害されてもなかなかモノを言ってくれない障害者を救うためには、さまざまな立場からの状況分析や解決へのアプローチを検討することが有効です。

問題解決に 地域の当事者や 関係者を かかわらせる

SOSをなかなか発してくれない障害者の権利を守っていくためには、そうした障害者の心情をよく理解している人々がアンテナとなって障害者の気持ちを代弁していく必要があります。ある事例が持ち上がった時、地域の障害当事者や家族や福祉職員などを巻き込んで解決を図ることにより、障害関係者にとっては権利侵害に対する認識を共有し、センスを磨き、問題解決の知識やスキルを身につける良い機会になることでしょう。もちろんプライバシーに配慮しなければなりません。権利侵害事例が起きた時はみんなの関心が高まり、こうしたことを学ぶモチベーションが高まっている時でもあるのです。ふだんは権利についてあまり考えないものですが、こういう時にこそ地域の重要な資源を作っていくことが可能になるのです。

個別事例の 背景にある問題を 浮かび上がらせる

ひとつの権利侵害が発覚した時、それは例外的な出来事で多くの福祉現場ではそのようなことは起こらないと考えがちですが、それは間違っています。権利侵害の根っこを掘り起こしていくと、多くの福祉現場に共通した要素がいくらでも見つかるはず。ふだんは気がつかないだけで、知的障害の人がいる現場は権利侵害のリスクが高く、絶えず権利侵害の芽が出てきていると思うべきです。個別の権利侵害をマイナスに考えるだけでなく、普遍的な問題を個別事例がはらんでいるという意識で取り組み、それを教訓にして制度改正や関係者の研修・啓発などにつなげていくことが大事です。権利侵害をプラスに転化できるという実感を持つことにより、実際に権利侵害が発覚したとき、果敢に取り組む姿勢にもつながるはず。ふだんは気がつかないものですが、こういう時にこそ地域の重要な資源を作っていくことが可能になるのです。

障害者虐待の防止等に対する自治体の責務

障害者虐待を未然に防ぎ、また、起きてしまった虐待に迅速に適切に対応して再発を防ぐためには、自治体の役割が重要です。

この章では、市町村と都道府県のそれぞれの役割について整理します。

1 市町村の責務

市町村は、障害者自立支援法第2条の定めにより、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う責務を有します。

(1) 虐待を未然に防ぐために

障害者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っており起こると考えられています。

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」（平成19年、滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター）では虐待が起こる原因として「障害に対する無理解・無関心」、「虐待者の性格・精神的問題」、「失業・借金等の生活上の問題」、「虐待者が介護等で精神的に疲れている」などが多いことが指摘されています。

障害別では、身体障害者については、「虐待者が介護等で精神的に疲れている」を要因としているものが最も高く、身体障害者は、他の障害よりも介護疲れを要因としている割合が高いという結果が示されています。知的障害者については、「虐待者の性格等精神的問題」が最も多く、精神障害者については、「障害に対する無理解・無関心」が他要因と比べて顕著に高い割合でした。

身体・知的・精神障害に共通して見出せることとして、「障害に対する無理解・無関心」がいずれも多いことが指摘されています。

これらの要因は、障害者虐待を未然に防ぎ、そのリスクを見極めるための重要な指標となります。虐待行為は、虐待を受ける障害者だけでなく虐待を行った養護者にも深い傷跡を残し、その後の関係にも大きな影響を及ぼすことから、虐待を未然に防ぐことが重要です。

① 障害者虐待、権利擁護に関する知識・理解の啓発

虐待は障害者の権利を侵害する行為です。障害者が、その意思を尊重され尊厳を持って暮らせるように、支援者や地域住民によって人権・権利を護る関わりがなされることが求められます。

そのために、住民が障害者虐待に対する認識を深めることが、障害者虐待を防ぐ第一歩になります。地域ぐるみで虐待を未然に防ぐ取組をするために、権利擁護や虐待防止について住民に理解を得るための啓発活動を行うことが重要です。

近年は、各地域で民生委員や自治会、社会福祉協議会などを中心として地域福祉が推進されているので、こうした組織や団体とも連携し、地域住民を巻き込んだ取組を行うことが市町村に求められています。

市町村では、それぞれのまちの状況に合わせ、まちづくりの視点で住民を巻き込んだ取組を継続していくことが期待されます。

② 障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」（平成19年、滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター）では、虐待が起こる原因の一つとして、「介護・支援方法についての知識不足」が指摘されています。介護・支援についての知識を持つことは介護負担を軽減する効果があり、この点でも虐待防止につながります。また、地域住民が障害者に対する支援方法への理解を深めることにより、介護者の負担が軽減され、地域での暮らしの大きな助けになります。

そこで、障害に関する知識や介護・支援方法について養護者・家族、地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。

例えば市町村での取組としては、地域住民や障害者の当事者団体や支援団体と協力して、地域で行われる集まりやイベントなどで啓発のためのパンフレットの配布や講演会などを継続的に行い、地域住民が身近な地域課題として虐待防止・権利擁護を理解していくことができるよう努めていくことが考えられます。

(2) 虐待の早期発見

① まずは相談窓口の設置を

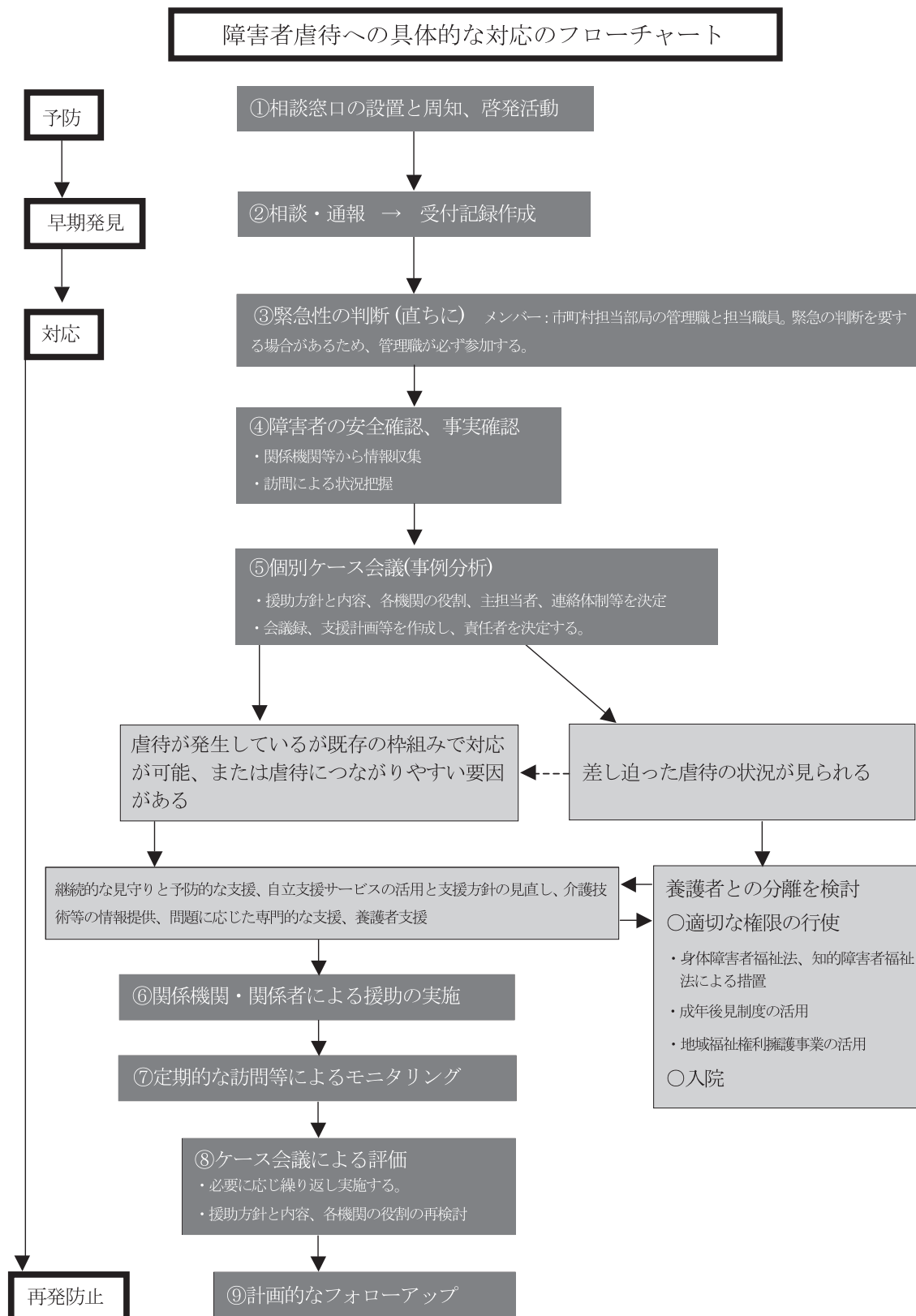
市町村では、早期発見のために、障害者虐待の相談窓口を設置し、住民に周知していく必要があります。窓口では、以下の業務を行うことになります。

- ・ 障害者虐待や養護者への支援に関する相談への助言・指導
- ・ 相談内容に合った適切な相談窓口へ責任を持ってつなぐ
(相談の内容が障害者虐待とは明らかに異なる場合)
- ・ 障害者虐待の通報や届出内容に係る受付記録の作成
- ・ 関係する部署、担当役職者への受理報告と対応方針の相談

施設における虐待の防止については、障害者やその家族は、支援を受けている施設への遠慮から、苦情を言いにくいという指摘があることから、市町村窓口においても苦情の受付とそれに対する対応を行う必要があります。

市町村は、あらゆる機会を通じて、障害者やその家族、施設関係者等に対し、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めるとともに、これらの者との情報交換を緊密に行い、障害者虐待の早期発見に努める必要があります。

② 相談を受理してからの早期対応 以下に、市町村の窓口で相談を受理したときの対応の流れの例を示します。



	対応項目	主な内容
予防	①相談窓口の設置と周知、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を明確にし、住民や関係機関に周知する。 ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発 ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発
早期発見	②相談・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの届出 ・家族・親族等からの相談による発見・通報 ・民生委員や地域住民等による発見・通報 ・医療機関、自立支援サービス従事者等による発見・通報 ・市町村の相談窓口や相談支援事業所による発見・通報
対応	③緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・受付記録作成後(緊急時は形式的な受付記録の作成に先立ち)、個々の事例について、相談受理者が担当部局の管理職等に相談の上、直ちに判断を行う。 ・決定内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存する。 *緊急性があると判断した場合：障害者の安全の確認、保護を優先し、早急に介入する。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定による措置、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は障害者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。
	④障害者の安全確認、事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、通報を受けたときは、速やかに安全の確認その他事実確認を行う。 ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、養護者との関係、関係機関からの情報収集 ・できるだけ訪問して確認する。訪問調査の際、調査項目や内容は障害者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。 ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に本人の保護に向けて動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、医療職が訪問に立ち会うことが望ましい。
	⑤個別ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事例対応メンバー、専門家チームへの参加要請 ・参加メンバーによる協議(アセスメント、援助方針の協議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認) ・会議録、支援計画の作成、確認
対応	⑥関係機関・関係者による援助の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待発生の危険性もしくは兆候がある 2 虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能 <p>→1、2の場合：継続的な見守りと予防的な支援。自立支援サービスの活用と支援方針の見直し、介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援、養護者支援。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 積極的な介入の必要性が高い <p>→3の場合：養護者との分離を検討。医療が必要な場合は入院を検討。</p> <p>適切な権限の行使(措置、成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業の活用)。</p>
	⑦定期的な訪問等によるモニタリング ⑧ケース会議による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・主担当者の訪問、関係機関の職員からの情報収集など、関係機関が相互に連携し、情報の確認を行う。 ・情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。 ・状況の変化により支援方針の変更が必要な場合は、速やかに個別ケース会議を開催し、再アセスメント・支援方針の修正を行う。
再発予防	⑨計画的なフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や養護者が尊厳を保持し、安心して暮らせることをもって、ケース会議による評価をもとに援助が終結する。 ・終結後は、再発予防のために介護サービスの利用や地域の見守り、養護者支援等を継続する。ケース会議で継続支援の役割分担を明確にする。

参考：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成18年4月 厚生労働省）

施設における虐待については、市町村は、障害者虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者の安全の確保を最優先にして対応します。必要に応じ、虐待を受けた障害者の一時的な保護、他の施設への入所措置、成年後見制度の審判の申し立てなどを速やかに行います。また、障害者やその家族、施設関係者からの聞き取りなどの調査を速やかに開始します。

(3) 関係機関との連絡調整(障害者虐待防止ネットワークの構築)

「ネットワーク構築」とは、地域において人々やグループ、機関などをつなぎ、生活に困難や課題を抱える人々に対し、できるだけ早く適切に支援をするための連携体制を作ることです。

① 障害者虐待防止 ネットワーク構築の 意義

関係者が協力する体制を作ることにより、予防・発見・対応の各段階において包括的で質の高い支援が可能になります。

また、住民や関係機関が虐待防止・権利擁護について理解し、連携して見守り、支援する地域づくりに取り組むことにより、虐待を未然に防ぐことができます。

家庭内の虐待では、外から見えにくく密室性が高いこと、障害者が虐待の事実を訴えることができなかつたり虐待されている自覚がない場合もあり、発見が困難です。そこで虐待が起きてしまった場合、問題が深刻化する前に発見し、支援を開始することが必要なので、関係機関だけでなく地域住民の協力が必要です。

また、虐待事例の多くは複雑な背景や解決すべき複数の課題があり、その対応には幅広く高度な知識が要求されるため市町村の担当職員だけの対応では解決が困難です。そこで関係機関が連携を取りながら方針を統一して支援を行うことが必要です。

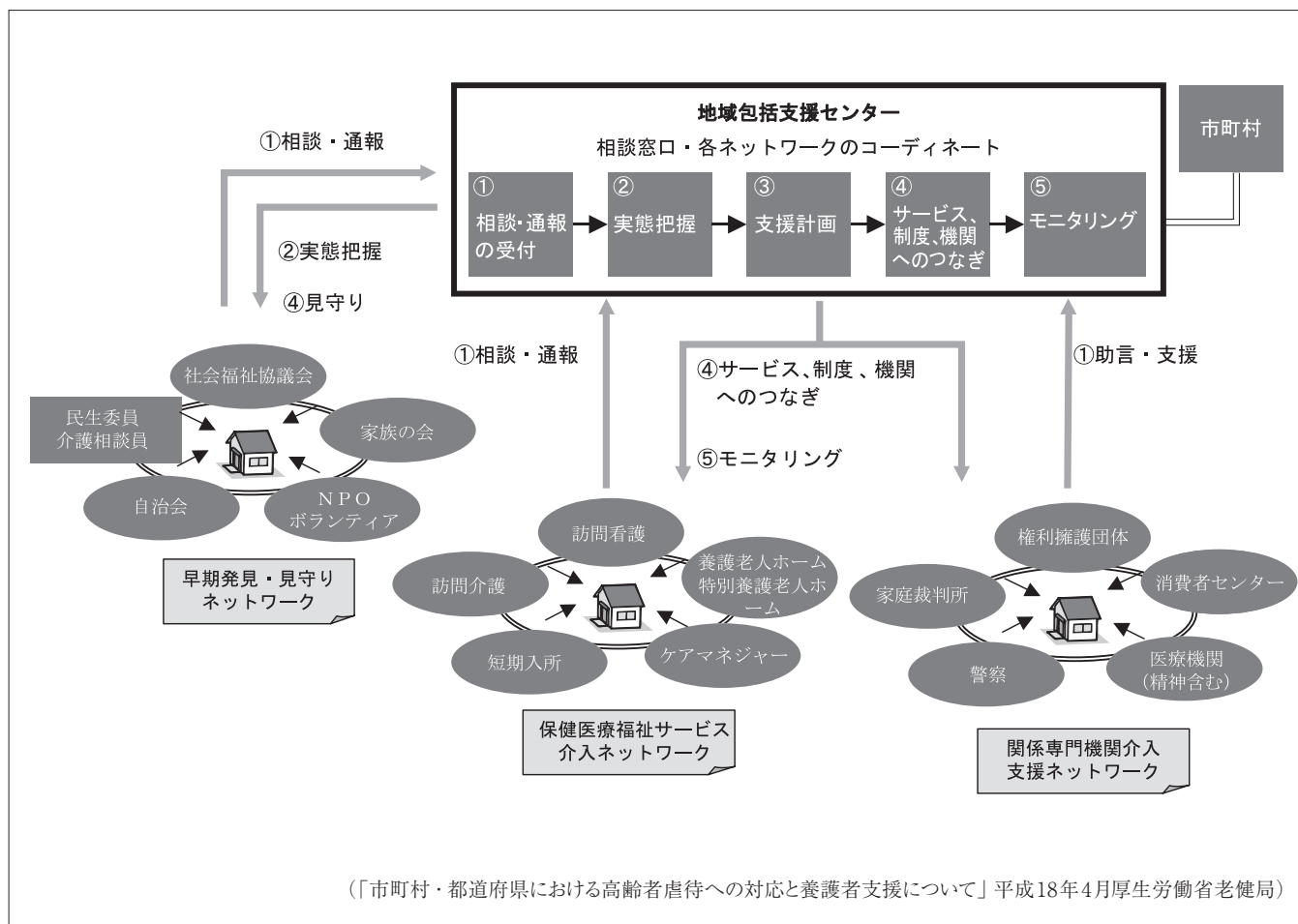
② 障害者虐待防止 ネットワークの 形成・運用

高齢者虐待については、平成17年11月に成立した高齢者虐待防止法において、市町村は高齢者の保護や養護者支援のために地域包括支援センターや関係機関、民間団体との連携協力体制を整備することが求められています。

高齢者虐待防止ネットワークは、厚生労働省が平成17年モデル事業実施のため平成16年に「高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」を示し、各地で推進されているので、市町村の実情に応じてこうしたネットワークの活用を検討する方法も考えられます。

高齢者虐待防止ネットワークの構築については次頁のとおりです。

高齢者虐待防止ネットワーク構築の例



③障害者虐待防止ネットワーク構築の手順の例

ア 現状把握

市町村ごとに、すでに高齢者虐待や児童虐待防止のためのネットワークや地域福祉を推進するためのネットワークが構築されており、まずはその現状を把握することが必要です。

あわせて障害者の相談支援について、地域特性を含めて課題の把握をする必要があります。関係専門職による困難事例の検討会など、虐待の問題に特化しなくても市町村規模もしくは地域ごとに行われている場合はこれを活用していくことも検討していきます。

イ ネットワーク設立準備会や事務局の設置

ネットワーク構築に向けて、コーディネーター役となる部署を決め、そこが中心となって関係機関が集まり、準備を行います。

ウ 啓発事業の検討

関係機関、民生委員、住民に対し協力を呼びかけるための講演会やシンポジウムなどの開催も有効です。

エ 障害者虐待防止ネットワーク運営委員会等の設立

市町村は、障害者福祉担当課とその他の関係課、社会福祉協議会、保健所、保健福祉施設、医療機関、相談支援事業所、自立支援サービス事業所、警察、消防、弁護士会、家族会、住民自治組織など、地域の多様な関係者の参加を求め、ネットワークの運営などを行う委員会を設置するとよいでしょう。委員会では、住民への広報活動、関係者間の具体的な連絡体制、ネットワーク全体の運営状況の管理を行い、障害者虐待防止の事業全体の評価・見直しを行います。委員会設置にあたり、準備会において、ネットワーク構築と運営

および障害者虐待の対応手順をシステム化するために、障害者虐待防止ネットワーク運営要綱を作成することも必要です。

オ マニュアルの整備

対応手順を統一化し、迅速な対応を図るため、ネットワーク構成メンバーが協力して対応マニュアルを作成します。

カ 啓発用パンフレット作成

市民向けに障害者虐待を地域ぐるみで予防するために、市民向けのパンフレット等を作成し、ネットワーク構成メンバーと協力して配布し、啓発に努めましょう。

キ 研修会の実施

市民向け、関係機関向け等、各種研修会を開催し、障害者の権利擁護、虐待防止についての理解を深めていきましょう。

なお、施設における障害者虐待防止についても、関係機関とのネットワークにより防止に努めることが重要です。

(4)権利擁護のための必要な援助

①養護者に対する支援

「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」（平成19年、滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター）では虐待が起こる原因の一つとして「虐待者が介護等で精神的に疲れている」が挙げられています。虐待事例に対応する際には、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。家庭内の虐待では、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援していくことが重要です。

そのためには、支援者は養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努めます。介護負担や介護ストレスの軽減を図るため、自立支援サービスや地域の社会資源の利用を勧めます。

②専門的人材の確保

市町村が的確な援助を行うためには、実情に応じてその業務を行う事務職、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等の人材を確保し、資質の向上を図ることが重要です。

職員や関係機関が協力して共通の指針となるマニュアルを作成する、虐待に関わる法制度や事例検討などノウハウや知識を提供する研修を行うことなどが期待されます。

③適切な権限の行使

障害者自立支援法第48条の定めにより、都道府県知事又は市町村長は、指定障害福祉サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされています。

さらに第49条第7項では、市町村は、指定事業者等について、厚生労働省令で定める基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならないことを定めています。

市町村は、障害者等の権利擁護及び虐待防止のために、これらの権限を適切に行使する必要があります。

そのためには、地域自立支援協議会や相談支援事業者の会議など、様々な機会を通じて、市町村が関係機関と協力して権利擁護および虐待防止に努めることを表明し、関係機関の協力を求めておくことが重要です。

さらに、地域ぐるみで虐待を未然に防ぐ取組をするための啓発活動を行うことも重要であり、市町村には、民生委員や自治会、社会福祉協議会などと連携し、地域住民を巻き込んだ取組を行うことが求められています。

次に、自治体の取組事例を紹介します。

平成17年6月、埼玉県行田市は、児童・高齢者・障害者の虐待を防止する条例を全国に先駆けて制定しました。

ここでは、行田市の取り組みについて、そのプロセスを含めて紹介します。

埼玉県行田市の虐待防止条例とトータルサポート推進事業

行田市の概況

- ・面積 67.37 平方キロメートル
- ・人口 87,067人、世帯数 32,311世帯（住民基本台帳平成21年1月1日現在）
- ・財政 一般会計予算 228億円（平成21年度当初）

1 現状把握と課題の発見

児童虐待防止法（平成12年施行）の平成16年4月の改正により、市町村が虐待の通告先として追加され、安全確認努力義務が新設されました。この法改正に対応するため市の児童虐待防止のための体制を強化することになり、検討を開始しました。

高齢者虐待については市の独自調査を行いました。当時、高齢者虐待防止法制定に向けた国レベルの取り組みが進んでいましたが、介護保険制度導入により虐待事例が顕在化し、多くのケアマネジャーが援助に尽力している実態が浮かび上がったため、高齢者虐待防止の取り組みについても緊急課題として取り組む方針が決まりました。

この実態調査の中に、介護保険サービスを利用している65歳未満の障害者が虐待を受けた事例が含まれていました。虐待事例の多くは、複雑な問題が絡み合った結果虐待に至っており、有効な対処方法を見出すことは容易ではなく、専門的な知識・ノウハウが必要となります。特に障害者の事例では、市の関係課も複数になるため、関係者が連携・協議の上、手探りで対応していました。

そこで、虐待を防止し発生時に迅速に対応するために、対象者を年齢や障害で分けることなく包括的な虐待防止の仕組みづくりをすることが必要だという認識が生まれました。

2 条例の制定

虐待対策の最大の目的は、被虐待者の生命が奪われるなどの深刻な事態を回避することです。そのためには、個々の虐待事案に応じて、市も含めた多くの関係諸機関の連携・協力に基づいたきめ細かな対応が必要となります。

このような対応の前提として、最低限、次の事項を確立しておく必要があります。

- ① 虐待事案を見逃さないための幅広い情報収集
- ② 虐待情報に基づく初動対応としての、被虐待者の迅速な安全確認
- ③ 関係諸機関の連携を円滑化するためのネットワーク形成

これらを、市の機動性・地域密着性に基づく重点的な役割・責務として捉え、実施する

必要があると考えました。

そこで、次の理由から条例を制定するに至ったのです。

- ・虐待情報収集の徹底を図るためには、虐待に関する意識啓発にとどまらず、条例に基づき虐待事案発見者に通告義務を課す必要があるため。
- ・「被虐待者の迅速な安全確認」を確実に履行するためには、被虐待者及び保護者等への調査・質問ができるよう、条例に基づき職員に調査権限を付与する必要があるため。

3 市の組織内における 連携ネットワークと 地域ケアの ネットワーク

事例対応や勉強会などを通じて職員が一つひとつ話し合い、共有した結果、「市の責務としての虐待対応」「制度横断的な虐待防止対策」という共通認識ができあがりました。

図1「行田市虐待防止フロー図」は、虐待発生時の対応のフローの中に担当職員の注意事項を書き込んだものです。情報を組織として共有し、組織的に判断する仕組みとなっている点が特徴です。

また、図2「行田市虐待防止ネットワーク図」は地域ケアのネットワークを示したものです。高齢者虐待防止ネットワークとして厚生労働省が示した、「早期発見・見守りネットワーク」、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の三層構造のネットワークと同様に、市が中心となり、三つのネットワークの構成メンバーと協力して虐待を防止する仕組みとなっています。



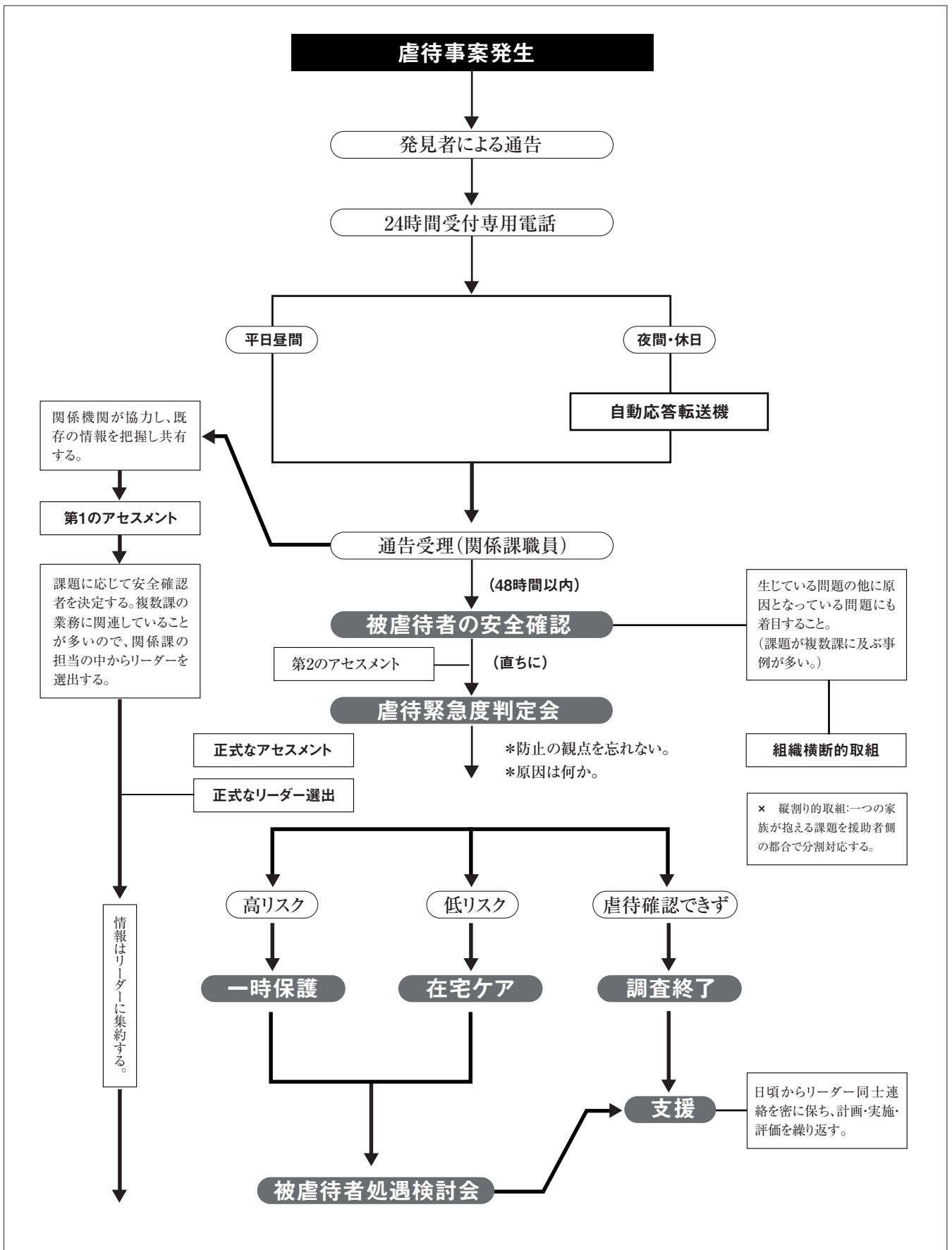


図1 行田市虐待防止フロー

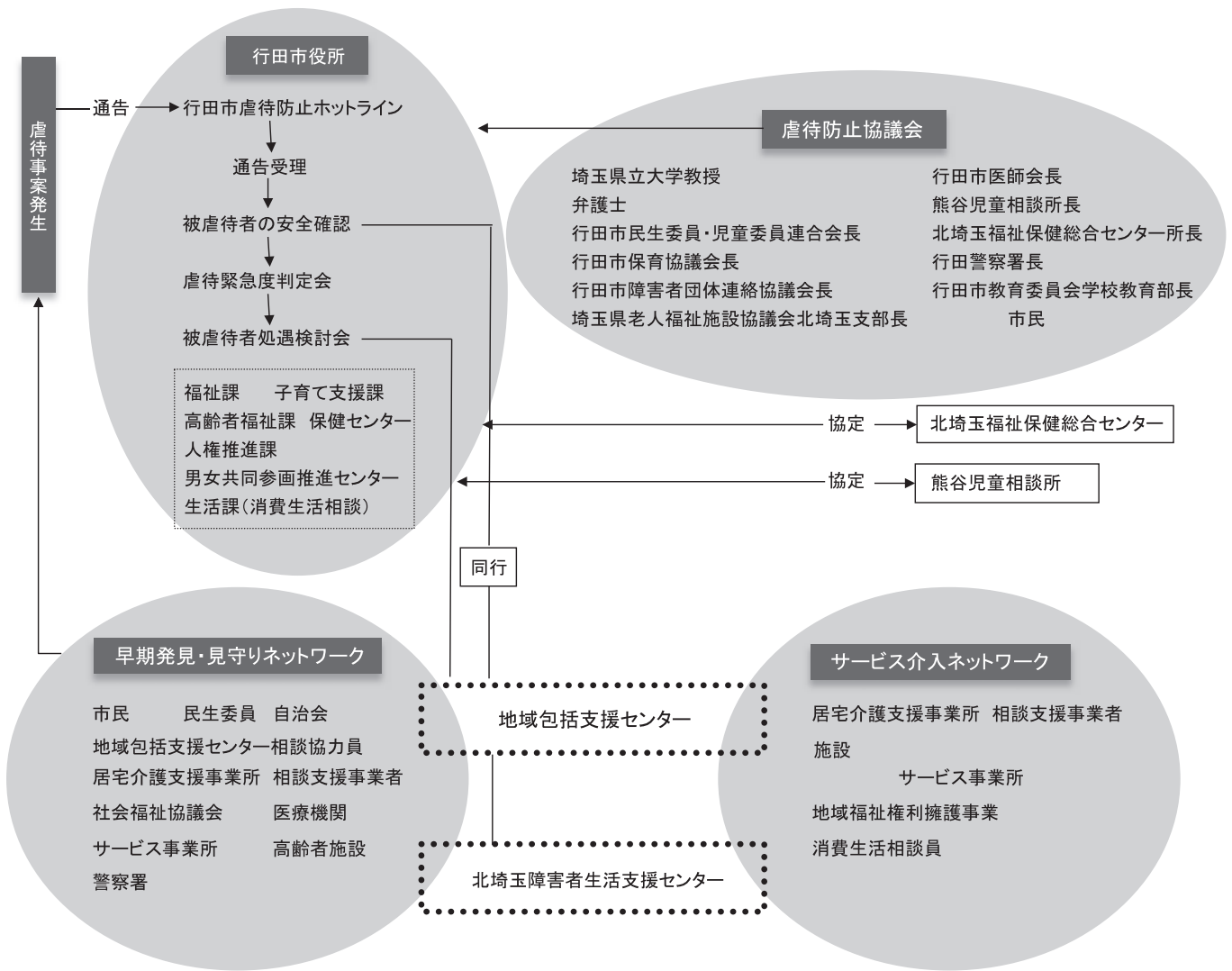


図2 行田市虐待防止ネットワーク図

4 トータルサポート 推進事業

条例施行による組織横断的な虐待防止の取組は、年齢や分野を問わず、何らかの支援を必要とする市民に対し、市の各部門が連携して対応することの糸口にもつながりました。

しかし、条例制定から2年が経過した平成19年度、行田市では、これまでのやり方では適切に解決できない課題を発見しました。

虐待防止事業を担当する職員は高度な専門的知識を必要とします。管理職にも緊急性の判断等について迅速な対応が求められます。市町村では人事異動があり、担当者や管理職が異動すると、マニュアルの作成や従来の事務引継ぎだけではノウハウを継承できないため一時的に事業が滞るおそれがあります。この組織的な損失を防ぐ施策が必要であることが分かってきました。

また虐待を防止するためには、市民一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれの生き方を生涯を通じて保障するために、権利擁護を取り組みの基本理念とし、これを組織的に共有することが基本となることも分かってきました。

虐待防止ネットワークの中の「早期発見・見守りネットワーク」を充実するためには、市民を中心として身近な小地域ごとに実情に合わせて見守りの仕組みを作っていく必要があります。そのため市民参加の仕組みづくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、平成20年度にトータルサポート推進事業（障害者、高齢者、児童福祉の総合的な推進のための包括的連携体制構築事業）を開始しました。

(1) 準備段階の活動

障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための包括的組織内連携体制を構築するため、トータルサポート推進委員会を設置しました。委員会は総合政策部、総務部、健康福祉部の職員をもって組織し、次に掲げる事項を検討しました。

- ① 保健福祉総合相談体制の構築に関すること。
- ② 障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進のための地域連携ネットワーク構築に関すること。
- ③ その他障害者、高齢者及び児童等の相談支援の総合的な推進に関すること。

(2) 予算

2,016千円

*厚生労働省平成20年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)の国庫補助を受け実施。

(3) 事業内容

① ふくし総合窓口の設置

- ・保健福祉総合相談の実施
- ・組織内の横の連携の強化
- ・専門職員(社会福祉主事、保健師、計16名)が相談を受け、一定の結論を得るまで関わりを継続するルール作りと意識改革
- ・専門職員の職場内研修、人材育成の研究と実施

② 包括的虐待防止事業

- ・虐待対応に関係する情報や知識を伝え、活用する方法(ナレッジマネジメント)の研究事業(職員、関係機関、NPOによるワークショップを通じた知識の体系化)
- ・虐待防止事業に関わる組織内連携、組織間連携の強化
- ・虐待防止協議会における包括的虐待防止事業の検証

③ 市民参加推進事業

- ・市民参加による福祉のまちづくりシンポジウム開催
- ・地域福祉計画策定における市民参加と本事業の連携による市民参加の推進（小学校区単位の支えあいを考えるワークショップを全地区で開催）

(4) 事業の特色

- ・市民一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの生き方を生涯を通じて保障するために、本事業は「権利擁護（その人らしい自立した生活を送るための支援・サービスを権利として保障すること）」を基本理念としています。
- ・高度な専門的知識を必要とする新たな社会的ニーズ（権利擁護、虐待防止等）への対応について、人事異動に左右されない、事業の継続性を保証する仕組みの構築を目指しています。
- ・ふくし総合窓口の専門職員16名のうち14名は健康福祉部内の社会福祉主事と保健師がトータルサポート推進担当と兼務することとし、主務をこなしながら連携して事業を遂行しています。
- ・地域福祉計画策定・推進と本事業を緊密な連携のもとで推進することにより市民参画による福祉のまちづくりのきっかけを作り、市民との協働による地域ネットワーク構築を目標としています。

(5) 事業の成果

事業を開始した平成20年4月から11月の間にふくし総合窓口に152件の保健福祉総合相談が寄せられました。

組織内連携体制構築により、最小限の人員でも課や担当業務を越えて一つの相談に対して協力して対応しやすくなり、虐待事例への支援をはじめとした複雑なニーズに対する市の相談支援業務の質の向上を図ることができました。また、市の組織が横断的連携体制を取ることで市民の意見を集約しやすくなっており、市民との協働が円滑になることが期待されています。

(6) 問題点・課題

近年、市町村の福祉分野の担当職員に求められる能力・専門性が高まっています。最小限の人員でこれに対応していくためには、保健福祉総合相談の実績を分析・評価し、社会福祉主事、保健師の職場内研修に役立てていく必要があります。また、専門職のジョブローテーション計画についても検討することが重要です。

虐待防止をはじめとする高度な専門的知識を必要とする業務について、現在ワークショップを通じて職員に必要な知識の体系化に取り組んでいますが、これを継続し、組織的な知識共有の仕組みを構築することが課題です。

(7) 今後の展望

本事業の推進、ならびに地域福祉計画策定・地域福祉推進と本事業を今後も緊密な連携のもとに推進することにより、「地域福祉推進行田方式」を市民と協働で作成し、権利擁護を推進していくことを目標としています。

虐待を未然に防ぐためには行政も市民も一体となった取り組みが必要であることから、市民と協働で図に示すようなネットワークの構築を推進しています。

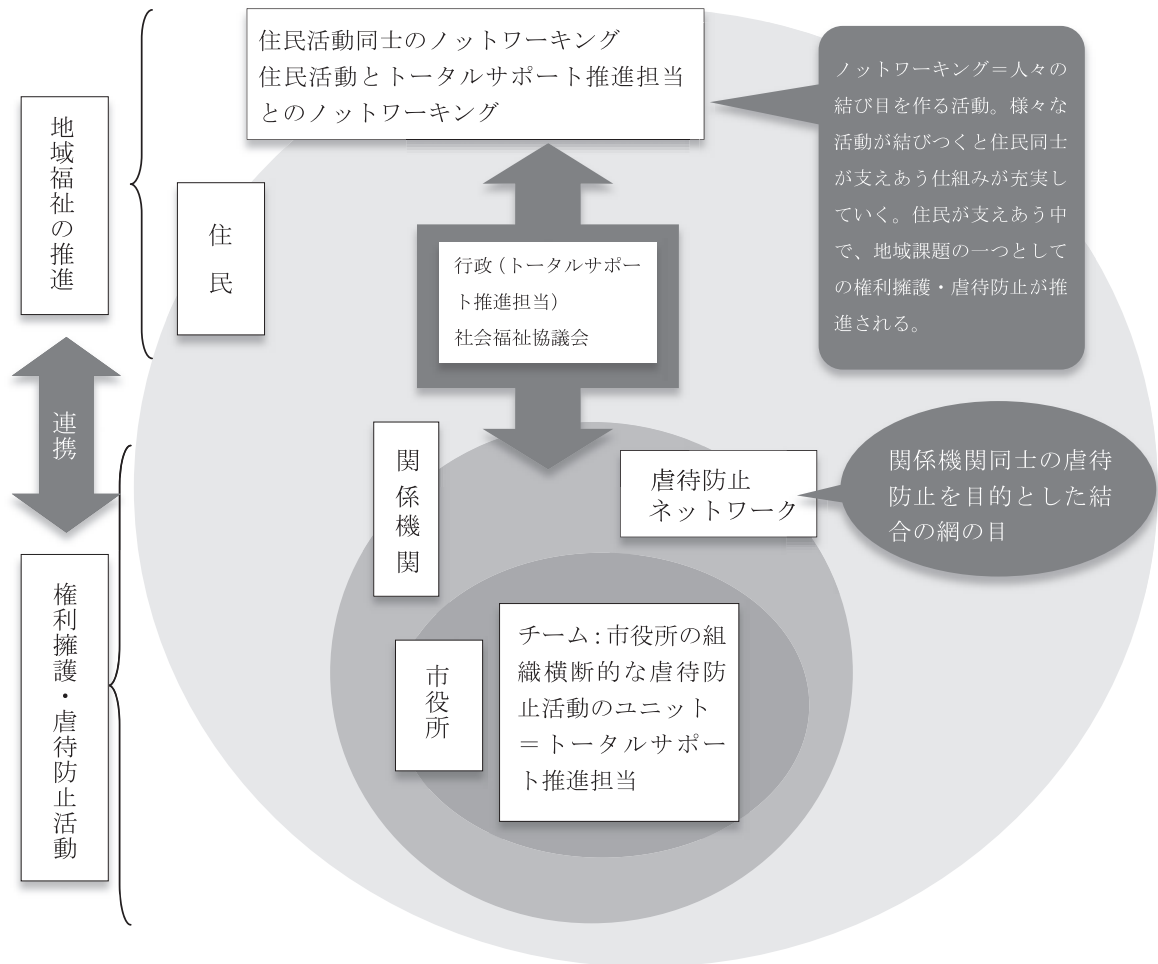


図3 住民との協働による虐待防止ネットワーク(地域福祉の推進と虐待防止活動の関係)

適切な権限の行使

都道府県は、以下のような権限を適切に行使することが重要です。

① 指定障害福祉 サービス事業者の 立ち入り等

自立支援法第48条の定めにより、都道府県知事又は市町村長は、指定障害福祉サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされています。

② 指定障害福祉 サービス事業者への 勧告、公表、命令等

自立支援法第49条の定めにより、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができることとされています。

同条第4項の定めにより、都道府県知事は、その勧告を受けた指定事業者等が、これに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、第5項の定めにより、都道府県知事は、勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

③ 指定障害福祉 サービス事業者の 指定取り消し等

第50条の定めにより、都道府県知事は、適正な運営をすることができなくなったときは、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

このように、都道府県知事は、事業所の指定、勧告、命令、指定の取り消し等の権限を有します。施設の指導・監査においては、利用者の権利擁護が適切に実施されているか確認することが重要です。さらに、第三者評価の実施についても積極的に取り組むよう指導することも必要です。

都道府県は、権限を適切に行使するとともに、あらゆる機会を通じて、事業所に権利擁護や虐待防止を徹底するよう配慮を求めることが重要です。都道府県が情報提供として、ただ「虐待はいけない」、「障害者の権利をまもるべき」というだけでなく、施設におけるケアの質を高めるための研修の実施なども含め、虐待を未然に防ぐための取組を行い、積極的に働きかけていくことが重要です。

④ 相談、苦情 対応窓口の設置

施設における虐待の防止については、障害者やその家族は、支援を受けている施設への遠慮から苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県においても窓口における苦情の受け付け、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などを図り、適切に対応することが求められます。

⑤ 早期発見の取組

都道府県は、あらゆる機会を通じて、障害者やその家族、施設関係者等に対し、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めるとともに、これらの者との情報交換を緊密に行い、

障害者虐待の早期発見に努めることが重要です。

⑥虐待を受けた 障害者の保護

都道府県は、障害者虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者の安全の確保を最優先にして対応することが求められます。必要に応じ、虐待を受けた障害者の一時的な保護、他の施設への入所措置、成年後見制度の審判の申し立てなどを速やかに行います。また、社会福祉法第70条などの関係法令に基づく調査、障害者やその家族、施設関係者からの聞き取りなどの調査を速やかに開始します。

⑦施設への 支援について

虐待の行われた施設については、その後の支援をきめ細かく行い、再発の防止に努めるとともに、ケースを一つの特異なケースとせず、施設に共通な課題として取り組むために、必要に応じ、情報を都道府県内の施設に提供します。

施設での再発を防止するためには、改善計画を作成し、それに則り迅速な対応を図るよう指導します。その際、理事会や施設長など管理者が大きな役割を果たすことから、適切な理事会組織や管理体制が構築できるよう指導します。

虐待防止は都道府県内全体の課題と受け止め、虐待防止のための対応を整理する必要があります。例えば、虐待防止のためのシステム構築や虐待対応マニュアルの作成等を各施設に指導します。

障害者虐待の未然防止については、施設職員のモラルの向上や権利問題を検討できる職場の雰囲気、ケアの質の向上などが重要であることから、その周知徹底を図ることが必要です。

3

国民の責務

障害者虐待を防ぐためには、在宅、施設のみならず、教育現場、職域など広い分野での理解と対応が求められます。その意味で、国民全体、社会全体の理解が必要です。国をあげて国民全体の虐待を許さないと言う世論の盛り上がりを作っていくことが重要です。



***障害者の虐待防止等に関する規定の状況**

○障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第3条

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

○障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念にのっとり、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

三 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

第42条

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第43条

2 指定障害福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(当該基準において、①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない、②「虐待防止のための措置に関する事項」に関する運営規定を定めておかなければならない等としている。)

事業者に対する監督権限等について

○障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

(報告等)

第48条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(勧告、命令等)

第49条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二

項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、その勧告を受けた指定事業者等が、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7 市町村は、指定障害福祉サービス等又は指定相談支援を行った指定事業者等について、厚生労働省令で定める基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援の事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所若しくは相談支援事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)平成18年4月施行 附則

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

障害者の権利に関する条約(わが国は平成19年9月28日署名)

第15条第2項 締結国は、障害者が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを防止するため、他の者との平等を基礎として、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第16条第1項 締結国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(性別を理由とするものを含む。)から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

引用・参考文献(第2章)

- ◎滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」 2007年
- ◎厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 2006年4月
- ◎大淵修一監修、池田恵利子、川端伸子、菊池和則、土屋典子、山田祐子「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」法研 平成2008年4月
- ◎厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長「障害者(児)施設における虐待の防止について」平成17年10月 20日

1 支援の留意点

1) 権利擁護の視点

家庭内の虐待事例の支援を行う上では、権利擁護(アドボカシー)の視点が重要です。権利擁護としての社会的支援(ソーシャルワーク)を提供する支援者は、障害のために自分で自分の権利が主張できない人をどう支えるかということ、まず考えなければなりません。

権利擁護とは、個人の権利とその生活をその人の立場に立って代弁することですが、その際、単に権利を代弁するというだけでなく、その人の生活全体を考えて支援することが必要です。障害者本人が人生を主体的に決定していけるように支えるのです。

2) 虐待の原因と
養護者支援

家庭で障害者を介護するとき、養護者を支援するためのサービスが不十分で介護負担が大きくなり、他の要因とあいまって虐待の原因となる場合があります。

虐待の事例では、養護者の側に精神障害や疾病、経済的な問題、ストレスなどの生活課題がある場合が多くみられます。障害者の支援のみならず、養護者を支援する視点が重要です。

生じている虐待の事実だけにとらわれず、個々の事例ごとに原因をしっかりと見極め、障害者と養護者を、ともに支えていくことが必要です。

2 現状

家庭内における障害者虐待に関する事例調査」平成19年11月
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センターの結果から

家庭内の障害者虐待に関する実態調査の事例はまだ数少ない状況ですが、ここでは社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センターが実施した家庭内における障害者虐待に関する事例調査の結果を紹介し、現状について考えてみたいと思います。

1) 障害者虐待の様相

- ・被虐待者はどの年齢層にも存在しました。
- ・障害別では知的障害者が最多で、身体障害者、精神障害者の順に多かったが、どの障害においても虐待は起こりうると認識すべきであると述べています。
- ・虐待者は全体としては「父母」、「兄弟姉妹」が多かったが、被虐待者の年齢によって異なる傾向がありました。児童虐待は未成年期において、高齢者虐待は高齢期において、ある程度限定された続柄の虐待者から受けるのに対し、障害者虐待の場合はライフステージの各段階で起こりうることから、虐待者の範囲が大きく広がっています。このため障害者虐待の実態把握や支援の面では、「ライフステージと家族のかかわり」という視点が不可欠であると指摘しています。

- ・被虐待者が周囲に示す反応として、「相談者の助けを求めている」が最も多く、一方で「反応無し」、「あきらめている」、「隠す」といった傾向もあり、虐待が表に出にくい状況がうかがえます。
- ・虐待が起こる要因は、障害者に対する無理解・無関心、虐待者の性格、精神的問題、失業・借金等の生活上の問題、虐待者が介護等で精神的に疲れている、の順に多いと述べています。
- ・虐待の種類では、経済的虐待が多い結果でした。障害者の場合、金銭や財産を家族等に管理される機会が多く、虐待者の「障害に対する無理解・無関心」、「失業・借金等の生活上の問題」等の要因が結びついたとき、経済的虐待が発生するのではないかと推測されています。
- ・虐待が起こる原因の中で最も多いのが「障害に対する無理解・無関心」でした。虐待者が虐待を行う主観的理由を見ると、特に知的障害の場合、「(身体的虐待や心理的虐待について)しつけや教育のためにやっている」、「(屋内の閉じ込めについて)世間体が悪い」などがあり、精神障害の場合は「(介護や世話の放棄、放任や心理的虐待について)ぐうたらだ」、「(身体的虐待について)見ていてイライラする」といった考え方となって現れています。

*これらの結果から、障害者に対する権利侵害や虐待は、私たちの身近なところでも起こりうることだと認識することが大切です。また、国民全体が障害に対する理解を深め、地域ぐるみで権利擁護・虐待を未然に防ぐ活動に取り組み、継続していくことが必要です。そして、地域で生活する上で何らかの支援を要する人々を社会全体で支える雰囲気やまちに流れ、養護者の負担が軽減されることにより、虐待を未然に防ぐことにつながるはずです。

2) 今後必要な制度・体制について

- ・調査の結果、今後必要な制度や体制として最も多かったのが「関係機関による支援ネットワーク」でした。支援の困難さから関係機関の連携が不可欠であることを関係機関が実感しているためではないかと指摘しています。
- ・「関係者の資質向上に関する研修」、「関係者向けの対応マニュアル」を上げる声も多い結果でした。障害者虐待の実態が十分に把握されておらず、支援のあり方について関係者が苦悩している状況があると指摘しています。
- ・「法に基づく介入権限」も比較的強く求められていました。関係機関は「本人への聞き取り」、「家族との調整」等の直接介入を行いながらも、虐待者の精神上の問題や介入拒否などにより、一定限度を超えて介入することの難しさから「法に基づく介入権限」を求めていると解釈できるとしています。
- ・さらに、被虐待者への支援とともに、虐待者自身に対する支援が必要であると指摘しています。虐待が起こる原因として「障害に対する無理解・無関心」、「虐待者の性格等の問題」、「失業・借金等の生活上の問題」、「介護等で精神的に疲れている」等が多いことが分かりました。この結果から、虐待者に対する障害の理解についての啓発が不可欠であること、および虐待者自身が精神的、経済的な諸問題を抱えていることから介護者への個別的な支援が必要であることが指摘されています。

*この現状を踏まえると法整備が待たれるところですが、今この瞬間も権利侵害や虐待に苦しんでいる障害者が存在することに思いを馳せましょう。そして本マニュアルを活用してすぐ出来ることから取り組みをはじめ、すべての人の人権が守られる社会を作っていきます。それはみんなが安心して暮らせる社会をつくることにつながるはずです。なお、関係機関によるネットワークについては本章「(9) 連携会議（個別ケース会議）」、「(10) ネットワークづくりと予防」で説明します。被虐待者と養護者を、ともに支えていくためには、一つの機関で対応するのではなく、関係機関が協力し役割分担して継続的な支援を行うことが重要なポイントです。

3 通報・相談窓口の設置

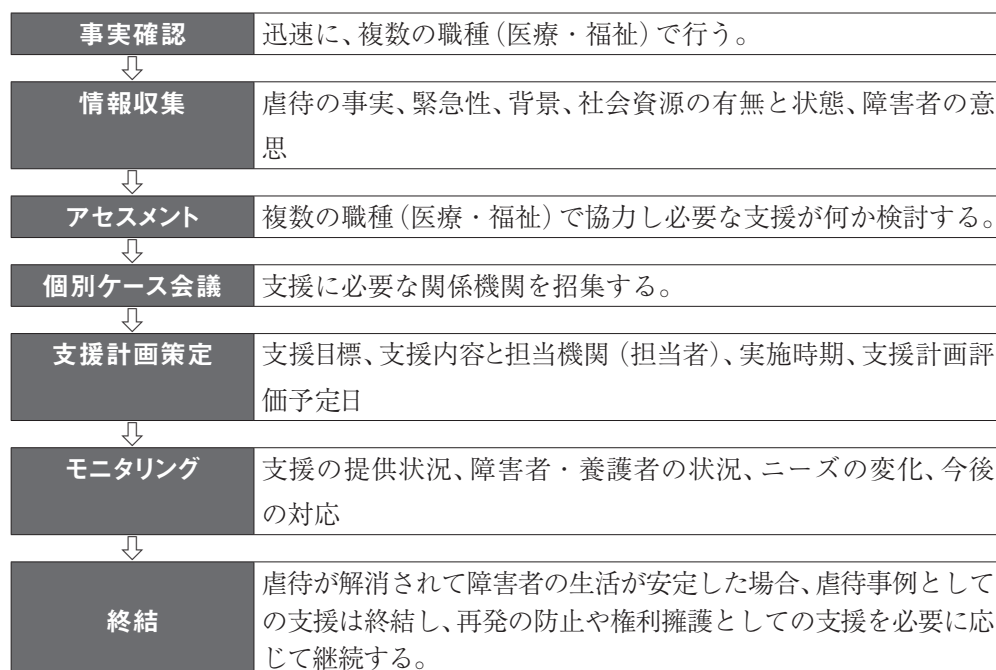
第2章 で述べたとおり、市町村では、障害者虐待の相談窓口を設置し、住民に周知していく必要があります。窓口では、障害者虐待や養護者への支援に関する相談への助言・指導や障害者虐待の通報や届出内容に係る受付記録の作成を行います。また、関係する部署、担当役職者への受理報告と対応方針の相談についても中心となって行う必要があります。

記録の作成については本章「(6) アセスメントの留意点」に例を示しますので参考にしてください。

4 支援の流れ

実際の支援を行っていく方法について、流れの例を以下に示します。

(参考：大淵修一監修、池田恵利子、川端伸子、菊池和則、土屋典子、山田祐子 「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」 法研 平成2008年4月 120ページ)



5

事実確認と情報収集

1) 事実の確認

虐待に関する相談を受けた場合、その内容に関する事実の確認が必要です。確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全の確認が最優先となります。さらに、現在生じている虐待の事実についてだけでなく家族の状況を全体的に把握することにより、虐待の原因や将来のリスクを判断することができ、援助方針を立てる上で役立ちます。

事実の確認については、家庭訪問や面接により確認する方法が基本となります。その他、市町村の関係部局、相談支援事業所や自立支援サービス事業所、民生委員など障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

2) 事実確認のポイント

確認すべき項目の例を以下に示します。（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月 厚生労働省老健局をもとに改変）

① 虐待の種類や程度

② 虐待の事実と経過

③ 障害者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

- ・ **安全確認** …… 関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ **身体状況** …… 傷害部位及びその状況を具体的に記録する。病気の有無や通院医療機関、自立支援サービス等の利用など、関係機関との連携も図って確認する。
- ・ **精神状態** …… 虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ **生活環境** …… 障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

④ 障害者と養護者等の関係の把握

- ・ **法的関係** …… 戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
- ・ **人間関係** …… 障害者と養護者・家族等の人間関係を全体的に把握（関わり方等）

⑤ 養護者や同居人に関する情報の把握

- ・ 年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど

⑥ 民生委員、保健センター、自立支援サービス事業者、医療機関等の関係機関からの情報収集

- ・ これまでの生活状況、関係機関や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況、等
- ※なお、障害者が重傷を負った場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

3) 事実確認は迅速に

障害者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、障害者の安全の確認を行う必要があります。場合によっては直ちに入院治療や措置入所が必要な場合もあると考えられますので、迅速な対応が必要です。

また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則とします。そこで、日頃から行政の障害者虐待の相談窓口を担当する部署が中心となり、関係機関が協力して、休日・夜間を含めた相談を受理してからの対応の流れやルールを協議して決めておく必要があります。

4)関係機関からの 情報収集

通報等がなされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、行政の関連部局をはじめ民生委員や医療機関、自立支援サービス事業者などから情報を収集します。(以下、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月 厚生労働省老健局をもとに改変)

ア. 収集する情報の例

- ・家族全員の住民票(家族構成の把握)
- ・戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- ・生活保護の有無(受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握することができます。また、援助の際に福祉事務所との連携が図れる)
- ・障害部局、保健センター等での関わりの有無
- ・相談支援事業所等との関わり、相談歴
- ・自立支援サービスを利用している場合は、利用しているサービス事業所からの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生委員からの情報

イ. 他機関から情報収集する際の留意事項

他機関から情報を収集する際には、以下の点について留意が必要です。

- ・秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問面接を原則とします(緊急時を除く)。
- ・他機関を訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、複数職員による同行を原則とします。
- ・虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第23条)の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。
- ・ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。
- ・情報を収集した際には、その情報を養護者にどこまで伝達するか、その範囲を確認しておかねばなりません。

5)訪問の際の 留意事項

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが望ましいと考えられます。

ただし、関係機関からの情報収集の結果、訪問を拒否する可能性が高い場合などは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や民生委員、親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行ったりサービス利用を勧めるなどの策を講じつつ、継続的に関わりながら徐々に信頼関係の構築を図ることが必要となります。

*訪問調査を行う際の留意事項（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月 厚生労働省老健局をもとに改変）

○信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

○複数の職員による訪問

訪問を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

○医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに確に判断でき迅速な対応がとれるよう、保健師や看護師などの医療職が訪問に同行することが望まれます。

○障害者、養護者等への十分な説明

訪問にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・職務について …………… 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・障害者の権利について …… 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法などで保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

○障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

訪問にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・身体状況の確認時 …………… 心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
- ・養護者への聞き取り…………… 第三者のいる場所では行わない

○柔軟な面接技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で面接を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（場合によっては、受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます）。

面接や訪問で確認する項目や実施する回数は障害者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

事実確認と情報収集のポイント

① できるだけ訪問する

- ・健康相談の訪問など、状況に応じて様々な理由をつけて介入を試みる。
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・本人と虐待者は別々に対応する。(できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。)
- ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。(家庭の状況、居室内の状況、本人の様子など)

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか。
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・病院か施設か。
- ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断する。
相談を受理してから事実確認をしていく過程で、必ず記録を作成しましょう。

6 アセスメントの留意点

虐待の相談を受け、アセスメントする際には、広い視野で権利が侵害されていないか聞き取ることが重要です。また、はじめから「虐待である」と内容が明確になっている相談は少ないことから、総合相談として受け付ける必要があります。

参考になる考え方として、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成18年4月厚生労働省老健局p3)では、「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について次のように説明しています。

『高齢者虐待防止法では、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で高齢者虐待を定義している。……市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な支援を行っていく必要がある。』

つまり、権利が侵害されている、または援助が必要な状況にあるときは、虐待が明確でないとしても支援を行うという視点を持つことが必要です。

どんな状況を虐待と捉えるかについて、高齢者虐待の例を紹介します。

〔「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成18年4月厚生労働省老健局 4ページより引用〕

i 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体的な例】

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等

ii 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
- ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等

iii 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて、子供のように扱う
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等

iv 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

【具体的な例】

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等

v 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

【具体的な例】

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

障害者虐待の防止のためのアセスメントの視点と留意事項について、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参考にまとめると次のようになります。

1) 基本的な視点

- ①発生予防から虐待を受けた障害者の生活の安定、養護者や施設への支援までの継続的な支援
- ②障害者自身の意思の尊重とエンパワメントアプローチ
- ③虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- ④虐待の早期発見・早期対応
- ⑤障害者本人とともに養護者を支援する
- ⑥関係機関の連携・協力によるチーム対応

2) 留意事項

- ①虐待に対する「自覚」は問わない
- ②障害者の安全確保を優先する
- ③常に迅速な対応を意識する
- ④必ず組織的に対応する
- ⑤関係機関と連携して援助する
- ⑥適切に権限を行使する

次に、埼玉県が作成した高齢者虐待のアセスメント票、支援計画書、支援会議記録票、支援経過記録票、支援評価票を参考として示します。

（高崎絹子、岸恵美子、野村政子、埼玉県福祉部高齢者福祉課高齢者虐待防止担当「埼玉県福祉部高齢者福祉課 高齢者虐待対応ハンドブック ～判断基準等資料 21年2月～」から引用）

アセスメント票

記入日： 年 月 日 記入者：

【相談者の状況】 氏名： 様 性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢： 歳(代)	
高齢者との関係(続柄)：	
連絡先(住所&TEL等)：	
相談内容：	
【高齢者本人(被虐待者)の状況 I】	
氏名	氏名 高齢者との続柄：
性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢： 歳(代)	性別： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年齢： 歳(代)
住所&TEL等：	住所&TEL等：
障害等認定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身障 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病	障害等認定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身障 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病
精神疾患 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()	精神疾患 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
精神状況 うつ傾向・飲酒問題・性格のかたより その他()	精神状況 うつ傾向・飲酒問題・性格のかたより その他()
生活状況	生活状況
健康状態	健康状態
経済状況 国民年金・厚生年金・障害年金・ 生活保護・その他()	経済状況 国民年金・厚生年金・障害年金・ 生活保護・その他()
介護認定：未申請・申請中・非該当・要支()・要介() サービス利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(希望有・希望無し) <input type="checkbox"/> 不明 サービス内容：デイ(回/週)・ショート(回/月)・訪問看護 (回/週)・訪問介護(回/週) その他()	<input type="checkbox"/> 主介護者 <input type="checkbox"/> 介護協力者 <input type="checkbox"/> 介護していない 介護協力者： <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 介護負担： <input type="checkbox"/> 身体的 <input type="checkbox"/> 精神的 <input type="checkbox"/> 経済的 介護状況：
【家族の状況】	
氏名	続柄
同別居	職の有無
年齢	健康状態
【高齢者本人(被虐待者)の状況 II】	
日常生活の状況	日常生活自立度： 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 不明 排泄： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況() 食事： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況() 入浴： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況() 更衣： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況() 移動： <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 介助状況() 睡眠： <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> やや不眠 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> その他 コミュニケーション・感覚器の障害等： <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
身体的観察所見	顔色() 表情() やつれ() 褥瘡の有無(場所と程度：) 傷・けが・あざ・やけどなど：(場所と程度：) 湿疹・かぶれ() 拘縮・麻痺() 痛み() 脱水() 栄養不良() むくみ() 発熱() 意識の状態() 肛門・性器の状態() その他()
認知症	認知症高齢者の自立度： 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M 不明 判断能力：問題あり() 問題なし() 不明() 被害念慮・作話・何回も同じ話をする・幻覚・感情の不安定・昼夜逆転・暴言暴行・大声を出す・介護への抵抗・徘徊・落ち着きがない・外出して戻らなくなる・収集癖・火の不始末・物や衣類を壊す・不潔行為・異食・性的な問題行動 その他()

アセスメント票

記入日： 年 月 日 記入者：

【虐待および虐待が疑われる状況とその要因】

1. 高齢者本人の虐待についての意思表示・主訴・思い
話す、何らかのサインがある 隠そうとする 何の反応もない わからない その他()
 主訴・思い()

2. 養護者の虐待の自覚・主訴・思い
かなり自覚がある 少し自覚がある 自覚はない わからない その他()
 主訴・思い()

3. 虐待の種類と疑われる状況およびサイン(該当すると思われるものに○をつける)

虐待種類	疑われる状況およびサイン(該当すると思われるものに○をつける)	
①身体的虐待	内容・状況	叩く・つねる・なぐる、新旧のあざ・傷・やけど・腫れ、意図的な薬の過剰服用、身体の拘束・抑制、あざや傷の説明のつじつまがあわない・隠す、自由に外出させない
	態度・言動	おびえた表情や態度、「怖い」「痛い」「家にいたくない」「殴られる」などの言動、関係者に話すことをためらう、話す内容が変化する、サービスの拒否
②放棄・放任	内容・状況	住環境が劣悪(異臭、不潔、乱雑)、不潔な衣類や寝具、身体の異臭や極端な汚れ脱水、栄養不良(やせが目立つ、極端な体重減少、極端に偏った食事)、意識の低下(眠りがち、声かけに反応しないなど)、低血糖(ふるえ、冷汗、動悸など)
	態度・言動	家族が受診を拒否、家族がサービスを拒否 家族が関係者と会うのを避ける・話したがらない・拒否的・専門家に責任転嫁する
③心理的虐待	内容・状況	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子どものように扱う、無視する、拒否する 急激な体重減少、拒食や過食、不眠・不規則な睡眠
	態度・言動	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、家族の登場により急な態度や表情の変化
④性的虐待	内容・状況	下半身を裸にして放置する、キス・性器への接触・セックスを強要する 肛門・性器の傷・出血・かゆみや痛みの訴え
	態度・言動	おびえた表情、怖がる、人目を避ける、不自然な歩行、座位を保つことが困難
⑤経済的虐待	内容・状況	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を勝手に使用する 年金通帳・預貯金通帳がない、通帳から勝手にお金が引き落とされる
	態度・言動	サービス利用をためらう、サービス利用料を払えない、光熱費を払えない
⑥その他		

4. 本ケースの虐待要因と思われること(該当すると思われるものに○をつける)

①高齢者側の問題	②養護者側の問題	③その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や疾病等によるADL低下 ・認知症の発症・悪化 ・養護者との人間関係 ・判断力の低下 ・金銭の管理能力の低下 ・経済的問題 ・人格・性格のかたより ・精神的に不安定な状態 ・身の回りのことができない ・相談者がいない ・その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者との人間関係 ・介護負担による心身のストレス ・金銭の管理能力がない ・精神的に不安定、潔癖症等 ・アルコール・ギャンブル依存など ・経済的問題(借金、浪費癖、無収入など) ・人格・性格のかたより ・相談者がいない ・他の疾病・障害など ・その他() 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族との関係の悪さ・孤立 ・近隣、社会との関係の悪さ・孤立 ・家族の力関係の変化(主要人物の死亡など) ・家屋の老朽化・不衛生 ・人通りの少ない環境 ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・その他:

支援計画書

長期目標：

記入日 年 月 日 記入者

支援目標 (短期目標)	支援内容	支援機関・担当者	実施時期／評価 時期

支援会議記録票

高齢者本人		開催日 年 月 日 (時間 : ~ :)		
場所:		記録者:		
	所属	氏名	所属	氏名
出席者				
【検討事項】 (問題・課題の確認)		【介入方針】 (支援の方向性の確認)	【介入方法】 (担当者・各役割の明確化)	【評価方法】 (時期・指標・評価者)
その他			次回の会議	

支援経過記録票

No. _____

年 月 日	状況	援助経過	評価&計画

支援評価票

記入日： 年 月 日 記入者：

1. 援助内容

サービスの導入、サービスの追加、専門的な支援、養護者支援、見守り、その他()

養護者との分離:入院、介護保険によるサービス、措置(ショートステイ・特養)、その他()

2. 虐待のレベル

レベルA レベルB レベルC その他()

3. 行われた虐待の種類と、それに対する対応の記載

虐待の種類	虐待の具体的な内容と、対応状況	
①身体的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
②放棄・放任	具体的な内容	
	対応状況	
③心理的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
④性的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
⑤経済的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
⑥その他	具体的な内容	
	対応状況	

4. 今後の支援目標・支援内容

5. 支援・ネットワークの変化

6. 担当者・関係者の思い・状況の変化

支援評価票（記入例）

記入日： 年 月 日 記入者：

1. 援助内容

サービスの導入、サービスの追加、専門的な支援、養護者支援、見守り、その他（ ）

養護者との分離：入院、介護保険によるサービス、措置（ショートステイ・特養）、その他（ ）

2. 虐待のレベル

レベルA レベルB レベルC その他（ ）

3. 行われた虐待の種類と、それに対する対応の記載

虐待の種類	虐待の具体的な内容と、対応状況	
①身体的虐待	具体的な内容	養護者に日常的に殴られているようす。首に絞められたようなアザがある。
	対応状況	医師に診断を受けた。首のアザは絞められた痕跡である可能性が高いとのこと。被虐待者の生命の危険性が高いため、市内特養のショートステイに措置入所させた。
②放棄・放任	具体的な内容	養護者が食事を与えていないようす。ここ3か月のうちに、体重が8キログラム減少した。
	対応状況	医師の診断を受けた。血液検査の結果、栄養失調状態であることが判明。以前より食事の管理に対し養護者を説得するも聞き入れられず。危険なため市内特養に措置入所させた。
③心理的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
④性的虐待	具体的な内容	
	対応状況	
⑤経済的虐待	具体的な内容	年金をすべて養護者が使ってしまう為、本人の食料品、日用品、医療、介護すべてに支障がある。又、デイサービスの利用料を6か月滞納したので、サービスの打ち切りが決定した。
	対応状況	サービスを打ち切られると、第三者による見守りができないため、分離し、市内特養に措置入所させた。あわせて成年後見市長申し立てを行うことを検討する。
⑥その他	具体的な内容	養護者は毎日市役所に来庁。「母親を帰せ！居場所を教えろ！」と職員を脅す。
	対応状況	高齢者虐待防止法13条の面会制限を継続し、養護者に被虐待者の居場所を知らせない。今後、庁内で危険な行為に及んだ場合に備え、事前に警察署に情報を伝えておく。

4. 今後の支援目標・支援内容

養護者に精神疾患が疑われるため、保健所と連携して精神科受診に結び付けたい。養護者の状況が改善されるまで被虐待者は自宅に戻さない方向としたい。又、長期入所の可能性に備え、認知症の被虐待者が施設入所契約ができるよう成年後見市長申し立てを検討する。

5. 支援・ネットワークの変化

市役所・包括・サービス事業所の連携からのスタートだったが、現在は医師・保健所・特養ホームが加わり、措置入所期間の共同の見守り方法と今後の支援方法を共有している。

6. 担当者・関係者の思い・状況の変化

当初、在宅での生活の可能性を探していたが、ここにきて状況が悪化したため一度分離することとなった。今後、養護者の支援がどこまでできるのかが大きな課題だと感じている。

7 介入を拒否されたら

〔市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について〕平成18年4月 厚生労働省老健局49ページより引用)

支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つです。

介入を拒否された場合、あるいは拒否が予想される場合、まずは養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討します。

ア すでに関わりのある機関が介入する

当該障害者が自立支援サービス等を利用している場合、あるいは相談支援事業所が相談を受けて関わっている場合には、事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにサービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、援助に対する抵抗感を軽減することができると考えられます。

イ 医療機関への受診や入院

障害者に外傷や疾病、脱水、体力低下などが疑われる場合には、まず医療機関に協力を仰いで、受診し必要な検査、治療を受けることが必要となります。医師の指示をもとに次の対応を検討することで、方針が立てやすくなります。入院が必要な場合には、結果として障害者と養護者を一時的に分離させることになり、養護者等への支援がしやすくなることもあります。

ウ 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、民生委員などの地域関係者などがいる場合は、それらの人に養護者との間のつなぎをってもらう方法が有効です。また、養護者の支援にあたり、これらの人々の協力を得て障害者の見守りや状況確認をしていく方法があります。

介入拒否時の対応のポイント

(東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」2006年3月より引用)

1 本人や家族の思いを理解・受容する

- ・虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。
- ・「虐待者=加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう(傾聴、共感)。
- ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつける。

2 名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。

3 訪問や声かけによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くをとおりかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。

4 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。たとえばサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効。

5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

6 主たる支援者の見きわめ

- ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、障害福祉サービスの措置など法的根拠に基づく支援を行う（身体障害者福祉法第18条、知的障害者福祉法第15条の4、16条、児童福祉法第21条の6）。

立入調査について

高齢者虐待防止法では、虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員等に、高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています。

高齢者虐待で立入調査が必要と判断される状況の例として、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」では次のように説明しています。

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。

- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

児童虐待で立入調査が必要と判断される状況の例として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども虐待対応の手引き」（1999年3月、2007年1月改正）では以下のように説明しています。

一般的に立入調査が必要と判断されるのは以下のような場合である。

- [1] 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- [2] 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- [3] 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- [4] 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- [5] 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- [6] 入院や医療的手立てが必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- [7] 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されるようなとき。
- [8] 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- [9] 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- [10] その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

障害者虐待防止についても法整備が期待される場所ですが、ここに示したように生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、関係機関が協力して安全確認や

保護、侵害された権利の回復をはじめとする必要な支援を迅速に行うことが重要です。

8

支援メニュー選定の考え方

以下に、アセスメント結果に応じた支援メニュー選定の考え方について高齢者虐待の文献を参考に整理します。

(大淵修一監修、池田恵利子、川端伸子、菊池和則、土屋典子、山田祐子「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」法研 平成2008年4月から引用)

① 被虐待者の生命にかかわるような重大な状況にある場合

- ・緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急も含む)。
- ・施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る。

② 虐待者や家族に介護の負担、ストレスがある場合

- ・訪問や電話で虐待者の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。
- ・在宅サービスを導入・増加する。
- ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の分担など)。
- ・施設入所を検討する。
- ・介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。
- ・専門家のカウンセリング

③ 虐待者や家族に障害に関する知識、介護の知識・技術が不足している場合

- ・介護の知識・技術についての情報提供
- ・サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。

④ 受診が必要な状況にある場合

- ・家族に専門医を紹介し、診断・治療につなげる。
- ・受診を援助する親族がいない場合は関係者で協力して実際に受診を援助する。

⑤ 障害者本人や家族に依存などの問題がある場合

- ・アルコール依存や家族の精神疾患が疑われる場合は保健所や医療機関につなげる。
- ・必要に応じて地域の民生委員等に見守りを依頼する。
- ・必要に応じて成年後見制度の活用を検討する。

⑥ 経済的な困窮がある場合

- ・生活保護申請が必要であれば担当につなぎ、状況によっては職権による保護を検討する。
- ・各種の減免手続きを支援する。

⑦ 子や孫が抱える問題がある場合(児童虐待の併発、子どもへの影響など)

- ・保健所、保健センター、児童相談所などによる支援につなげる。

虐待事例の支援は、行政の担当部署だけで行うことはできません。事例の多くは複雑な背景や複数の課題を抱えており、様々な機関が協力し、役割分担して取り組むことが重要です。また、民生委員をはじめとする地域の住民や近隣に住む人々の理解と協力も必要になってきます。

そこで、支援の方針を決めるにあたっては、行政の担当部署が中心となって関係者を招集し、個別ケース会議を開催して支援計画を策定します。長期的な目標を検討し、そのためには支援内容をどう組み合わせ、どう役割分担するか、またモニタリングの内容や時期も検討し、決定します。

会議に招集する関係者の例は、次のとおりです。状況によって、必要と思われる関係者を選び、招集します。

市町村障害者虐待相談窓口担当部局の職員及び管理職、市町村障害福祉担当職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、民生委員、社会福祉協議会、家族の会、ボランティア、権利擁護団体、医療機関、警察、弁護士、司法書士、消費者センター等

地域自立支援協議会の活用

連携会議の招集にあたっては、虐待事例が発生してから準備を始めるのでは対応が迅速に行えません。日頃から関係機関と調整をしておく必要があります。

その協議の場の一つとして、地域自立支援協議会があります。

地域自立支援協議会は、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議をおこなうための会議の場です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもので、その構成メンバーは、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等です。地域自立支援協議会の主な機能の中で、特に「困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じ開催）」、「地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議」が挙げられていますので、地域自立支援協議会は、まさに地域の虐待防止対策を協議するために活用すべき場と言えるでしょう。

他にも高齢者虐待防止のためのネットワーク会議などを活用する方法も考えられます。

ネットワークづくりや連携体制の構築は、形式にこだわるのではなく、地域の実情に合わせて活用しやすい仕組みとすることが重要です。

10

ネットワークづくりと予防

障害者虐待を未然に防ぐためには、地域住民の理解と協力が大変重要です。行政や関係機関が中心となって、地域自立支援協議会も活用しながら啓発活動に取り組むことが必要です。

また、虐待防止ネットワークを構築するとき、行政と住民の協働で、安心して住み慣れた地域で暮らすために権利擁護の仕組みをどう作っていくかを話し合うというプロセスを踏むことができれば地域の障害者福祉全体が充実することでしょう。

虐待防止について住民が果たす役割としては、次のようなことが期待されます。

- ・ 障害者虐待、権利擁護について理解を深め、障害者の身近にいる人、近隣住民が権利擁護の協力者となり、見守りを行う。
- ・ 虐待ではないかと疑われる事実を知ったとき、市町村担当部局や民生委員に相談する。
- ・ 消費者被害についても近隣住民が見守る。被害を発見したら早期に市町村担当部局や民生委員に相談する。
- ・ 住民が障害に対する理解を深める。地域住民が助け合う雰囲気が生まれ、障害者を地域全体で支えるまちになることで、養護者の負担感が軽減される。

早期発見のために、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合のサインを示したチェックリストを活用することも有効です。第1章のチェックリストを参考にしてください。



引用・参考文献(第3章)

- ◎滋賀県社会福祉協議会滋賀県権利擁護センター・高齢者総合相談センター 「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」 2007年
- ◎大淵修一監修、池田恵利子、川端伸子、菊池和則、土屋典子、山田祐子 「高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック」 法研 平成2008年4月
- ◎厚生労働省老健局 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」2006年4月
- ◎高崎絹子、岸恵美子、野村政子、埼玉県福祉部高齢者福祉課高齢者虐待防止担当 「埼玉県福祉部高齢者福祉課 高齢者虐待対応ハンドブック ～判断基準等資料 21年2月～」
- ◎東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」2006年3月
- ◎厚生労働省雇用均等・児童家庭局「子ども虐待対応の手引き」(1999年3月、2007年1月改正)

施設内虐待は、この十数年、たびたび表沙汰にはなってきたが（例：白河育成園事件（廃園）、札幌育成園事件、鹿児島「みひかり園」事件、福岡「カリタスの家」事件、大阪「高井田苑」事件）、なかなか無くならない。

悲観的かも知れないが、世の中で「犯罪」が無くならないものと想定されて「刑法」や「刑罰」が用意されているのと同じように、障害者に対する「虐待」も無くならないものと想定して、対応策が考えられるべきである。

いわゆる「弱いものいじめ」は、障害の有無に関係なく、世の中から無くならない。加えて後述するように、施設における障害者に対する権利侵害の構造的な原因と考えられる、集団的対応性、閉鎖性、密室性、支援者・利用者間の支配・服従の関係性、利益相反性（手厚い支援と過重労働）、マンネリ化といった要素については、それら全てを「ゼロ」にすることは不可能、と思われるのである。

障害者に対する虐待は是非とも根絶されるべきものであるが、人間の弱さゆえ、虐待の「芽」はどうしても残ってしまうように思う。

施設内虐待の具体例としては次のようなものが挙げられる。

① 暴行・監禁等

知的障害のあるA1、A2、A3は入所施設で生活していたが、A1は職員のことを聞かないことを理由に、日常的に職員Xに顔を殴られていた。A2は日常的に職員Yから性的暴行を受けていた。A3はすぐにあばれるという理由で、外からカギのかかる部屋に日常的に入れられていた。

② 薬漬け

自閉症の障害のあるBは入所施設で生活していたが、夜間に、なかなか眠らず、徘徊したり、落ち着きが無い、ということで、大量の精神安定剤を投与され続け、常時よだれを垂らして、ボーっとしていた。

③ 年金・工賃の奪取

知的障害のあるCは入所施設で生活していたが、Cの障害基礎年金は入所時に当然に施設に寄付されたことになっていた。また、Cが入所中に農作業をしたことによって得られた金銭は、当然に施設の収入になっていた。

④ 必要なケアの懈怠

知的障害のあるDは入所施設で生活していたが、一人で入浴中に溺死した。Dが入浴したことを知っていた職員はいたが、職員は誰も、少なくとも1時間以上の間、入浴中のDに起きた異変に気づかなかった。

⑤利用者間の トラブル放置

知的障害のあるEは入所施設で生活していたが、他の特定の利用者から繰り返し暴行を受け、負傷したことも何度もあった。しかし、職員らは多忙と直接目撃していないことを理由に、何の対応もしなかった。

⑥「入所施設に 入れる」こと自体

知的障害のあるFは、自宅では面倒が見切れないということで、入所施設に入れられた。その結果、一生、居住の自由を奪われ、食事やレクリエーションなども大きく制限される人生となった。加害者は親族だと言われるが、そんな短絡的なものでもない。

⑦その他

利用者の頭に袋をかぶせて遊ぶ。日常的に蔑視的発言・幼児扱いをして、利用者の傷心に気づかない。度重なる自傷行為の繰り返しを放置する。

⑧施設内虐待の類型 としては、次のよ うな型が典型とし て挙げられる。

- ・弱い者いじめ型
- ・からかい・遊び型（人権意識の低さ・信頼関係に関する勘違い・支援のマンネリ）
- ・支援技術不足型（もてあまし・・・環境因子も大きい）

2

発見

①内部告発によって 発見

施設内虐待の多くは内部告発によって発見する。

障害のある人の施設における虐待は、施設の持つ「閉鎖性」や福祉サービスの個別性の裏返しとしての「密室性」ゆえに、表面化しにくく、外部から察知しにくい。そしてそのことが、虐待状態が長くはびこる「温床」を作っている。

虐待事実を表に出すための最も有効な方法は、施設内部で起きていることを現実に見聞きしている施設職員の「内部告発」である。平成9年に発見した白河育成園事件はその典型である。何人かの施設職員による「捨て身」の内部告発によって、多くの知的障害のある人が虐待施設から脱出し、同施設は消滅した。虐待に関する内部告発は確実に、虐待を受けている人の人権と生命を救う。

②内部告発者の 保護が重要

しかし、施設内虐待の内部告発は、現状では、内部告発者の犠牲の上に成り立っている、と言っても過言ではない。内部告発者は、「裏切り者」として、職場で疎まれ、地域や業界でも疎まれ、人生を棒にふる危険にさらされることを、一定程度覚悟しなければならない状況にある。

また、内部告発に関しては一般に、「まず、内部での十分な議論や自浄努力を可能な限り尽くし、それでも改善されない場合に、最後の手段として選択されるべきである」、「内部での意見対立や派閥抗争を有利に展開させるための手段として不当に利用される場合が少なくない」といった考え方が根強い。

しかしながら、「虐待」が現に行われ続けているとき、組織内部の事情や力関係など「二の次」である。一刻も早く「虐待」の状態を解消させることが先決であり、議論の余地などない。現に「虐待」の状態が続いていて止まらない以上、その組織の自浄作用に期待することなどできない。被虐待者本人の救出のためには、「内部告発」という最も迅速かつ有効

な選択が是非ともなされるべきであり、かつ、それを確保するために、内部告発者の社会的地位・名誉を最大限に保障する装置が是非とも用意される必要がある。

③公益通報保護法

平成16年6月公布・平成18年4月1日施行予定の公益通報者保護法は、社会における内部告発一般に関する法律である。そこでは、国民の生命・身体・財産など（公益）を守るための内部告発（通報）をした人については、その通報したことを理由にした解雇は無効とされ、不利益な扱いは禁止されることなどが定められている。他方、同法は、公益が侵害されていることの確実さの程度に応じて、通報すべき先（すなわち、内部告発しても保護される場合）を（公益違反を犯した当該組織、関係行政機関、その他有効な通報先、と言う形で）分けていることなど、「不当な内部告発」に対する牽制の規定も用意されており、現存組織を維持する利益と公益通報の意義とのバランスを考慮した構成になっている。

④「不当な内部告発」に関する制限規定は適用除外されるべき

施設における「虐待」の場合、告発対象は通常、現に見聞している事実であり、その人権侵害性は顕著かつ重大であるので、組織維持利益とのバランスを考えるべき余地は（告発内容が虚偽である場合を除き）極めて少ない。したがって、「不当な内部告発」に関する制限規定は適用除外されるべきであるし、内部告発者の保護に関しても、解雇無効、抽象的な不利益扱い禁止では十分でない。内部告発に因果関係のある形での不利益扱い（解雇はその典型であるが、不当な不作為も含めるべき）に対しては、「虐待を助長するもの」と位置づけて、罰則規定を設けて対応すべきである。そのくらいの強い規定がないと、内部告発は促進されず、虐待状態を止めることはできない。

3

家族の思い

施設内虐待については、もちろん、虐待されている障害者本人が声を上げるのが一番良いが、本人がエンパワーされていない、生活支援を失う危険に対する恐怖を無視できない、といった理由から現実には難しい。

障害者本人の家族についてもまったく同様のことが言える。本人が悪いと言え、丸くおさまる、お世話になっているのだから、たいていのことはがまんしなくては、本人を人質に取られている、文句を言ったら、陰で仕返しをされる恐れがあるし、出ていけと言われてたら、行くところがない、といった思い渦巻く中で、施設内虐待を告発することは事実上容易でない。

4

職員の事情

不適切な援助には
段階がある

- ① 適切な支援か（技術・意識の不十分もふくめ）
- ② 違法行為（権利侵害）ではないか（過失を含め）
- ③ 虐待ではないか（無意識のものも含め）
- ④ 故意による犯罪ではないか。

施設内虐待には
「構造的な原因」がある

- ① 利益相反（援助を厚くするほど、負担は重くなる）
近くで支援し、本人の情報をよく把握しているだけに、本人の意思に沿って動けば動くほど、支援者にとっては苦しい状況が生じていく、という関係性が生じやすい。
- ② マンネリ（こんなもので十分という意識）
とくに、「施設利用者」のプライバシーに対する軽視や、「障害者」に対する名誉毀損についての「不感症」ともいべき対応・行動において顕著にみられる場合がある。また、介助や日常的な接し方において、悪しき専門性・「慣れ」から来る、ぞんざいな対応による人権無視・軽視、というべき場面も見られる。小さな権利侵害の「積み重なり」から「虐待」にエスカレートし、そして日常的なものとして、はびこる
- ③ 上下関係性（世話をやってる、教えてやってる）
世話をしてやっている、世話をしてもらっている、という意識・関係性があると、言いたいことが言えないし、反抗できない。
- ④ 密室性（2人だけの間のこと）・閉鎖性（外に出ない、外からわからない）
誰も見ていない場面・関係性、そこから見るのが難しい環境においては、犯罪的問題が生じやすいし、発覚しにくい。
- ⑤ 集団画一性
「多数の利用者の利益保障」、「平等」という名のもとに、個人の尊厳が制限され（軽視され、蔑ろにされ）、しかもそれが不当に正当化されやすい。個別性に応じた援助の原則が実現されていないことの裏返しとして、大規模施設の問題性がある。
- ⑥ 悪意よりも、むしろ構造的な原因があるゆえに、根絶されないのではないか。逆に言えば、構造的な原因を小さくすることがとても重要なのではないか。

施設内虐待根絶には
クリアされるべき
要因がある

- ① 環境ないし物理的要因（制度の問題に帰着することもある）の排除
- ② 援助技術・専門性の獲得
- ③ 適切な援助を確保するための標準、しくみ、手続、システムの設定

アセスメント・ 事実確認が生命線

- ① アセスメント・事実確認が生命線である。この部分がきちんと正確になされないと、対応が遅れ、あるいは対応を誤ることになる。時間・場所・行為・行為主体・理由などについて、可能な限り詳しくおさえる必要がある。一件無関係に見える事柄もすべてメモしておくべきである。とくに初期段階では、情報は多ければ多いほどありがたい。

重要なのは 聞きとり作業

- ② アセスメント・事実確認の最重要部分は、障害のある本人・家族・施設・第三者からの聞き取り作業である。

障害のある本人の話は、じっくりと時間をかけて聞く必要がある。コミュニケーションが難しい場合でも、はしょってはいけない。言語以外の表現で把握しうるものもある。家族からの聞き取りは重要だが、近親者ゆえの思い込み、過去の被害体験などに基づく過度に感情的な見方、本人の支援者的な立場からくる利益相反性には注意する必要がある。正確な事実把握の妨げになる恐れがあるからである。

施設側からの聞き取り作業は工夫を要する。むやみに敵対的・攻撃的に行っても実のある成果は期待できないし、恫喝して白状させても、証拠価値に問題が生じる。虐待根絶に向けた取り組みとして協調できる接点を見つけて、聞き取り作業を進めることを目指したい。システム・制度的には、施設内虐待発生の合理的疑いが発生した場合には、施設に協力義務を課すべきである。

証人たりうるような第三者からの聞き取りが可能であれば、確実に有効に証拠化することを念頭に置いて行うべきである。

いずれの聞き取り作業も、虐待発覚から可能な限り早い段階でなされる必要がある。記憶は消費期限の短い生物のようなもので、時間の経過によって、どんどん消えていき、どんどんその価値が下がっていく。

収集可能な客観的な 情報・資料

- ③ 収集可能な客観的な情報・資料は、時間・場所・行為・行為主体・理由などについて前記の聞き取り作業の内容・結果を補強・補充・根拠づけるために、可能な限りたくさん収集する必要がある。

6 調査2: 強制力ある情報収集(施設が非協力的な場合)

立ち入り調査

施設内虐待発生 of 合理的な疑いが生じ、施設側が非協力的な場合、まずは福祉行政、それでもだめなら警察、といった権力を背景とした立入調査を認める必要がある。

シェルター

① 障害者に対する虐待事実あるいはその強い可能性が認識されたときには、権限や手段を慎重に吟味・選択している余裕などない。火事場からの人命救済のようなものである。一刻も早く、虐待状態を解消させるために、対応しなければいけない。虐待は刻々と繰り返されるものであり、虐待を受けている本人の傷は、肉体的にも精神的にも、毎日どんどん深くなっていくからである。

② 虐待状態を解消させるために必要不可欠なものは、虐待から救出した後の逃げ込み場(シェルター)である。それは、虐待状態から脱出させた後の、とりあえずの生活の場である。

虐待者とその仲間は、虐待事実を隠匿し否定しようとして、必死に「もみ消し」に入る。虐待がはびこる「ブラックボックス」への連れ戻しを図る。そのとき、虐待者とその仲間の側の「錦の御旗」は、とにもかくにも、「施設以外には(本人の)生活支援者となる人がいないこと」と「(本人のための)衣食住の確保、生存の保障」である。これに対抗するためには、救済活動側に、「衣食住の確保、生存の保障」プラス・アルファの「場」が必要不可欠なのである。

現実には、この「シェルター」がないために身動きがとれず、虐待状態から救出できないまま、指をくわえたまま、事実上「見て見ぬふり」になってしまっているケースが非常に多いはずである。

この「シェルター」があれば、虐待からの救出事例が格段に増える。そして、虐待事実が表沙汰になることが格段に増え、その反射的な効果として、虐待事例は確実に減る。

③ この「シェルター」は、虐待者とその仲間から、被虐待者本人を十分に守れる「場」でなければならない。物理的に容易に見つけられないような場所であることとともに、虐待による傷が癒され、虐待者とその仲間による心理的な「呪縛」から解放されることに向けられた精神的なケアが必要である。そのような地理的な環境と人的資源が必要不可欠である。

④ このような「シェルター」は、市場経済・競争原理の中で作られるとは考えにくい。また、現在の日本の社会状況の中では(稀なこととは言え)、誰にでも生じる可能性のある事柄と言えるので、ある程度公的な形で、運営資金と適切な人材が確保される必要がある。

⑤ 最後に念のため付言すると、当然ながら、「シェルター」はあくまで、虐待状態から逃がれるための、とりあえずの生活の場である。ずっとそこで生活するというのは異常である。傷を癒し、社会での普通の生活を準備し、実現する方向性をもって、運営される必要がある(そもそも、障害のある人のための入所施設は、障害のある人が現実社会の中で様々な形で受ける虐待から逃れるための「シェルター」としての役割こそ、期待されるものなのではないか)。

誰が、どのような基準で、虐待の発生ないし発生の合理的危険の存在を認定するのか、という点は、実際の虐待防止活動ではもっとも神経を使うところであろう。

判断主体

直接的に情報収集に集中的に関わる役割の人(たち)とは独立の、必要な有効な目・耳・感性をもち、緊急に集まって検討のできる機関(複数の人の集まり)が必要であろう。人数が多すぎると、船頭多くして舟山を登る。また、実際に虐待からの救出活動をイメージできないメンバーでは机上の空論に拘泥する。

判断基準

虐待発生の場合、判断責任を心配して逡巡していると、取り返しのつかない被害が生じるので、合理的な危険が認定されたならば、すなわち、判断を任されている機関が何らかの根拠に基づいて50%を超える確からしさで虐待発生ないしその危険を認定したら具体的に動く、という原則・基準を明確にすべきである。とくに「分離」・シェルターへの避難を要する可能性のあるケースではそうである。

施設を見守るオンブズマンなどの第三者の存在によって施設内虐待が発覚し、一定の対応がなされる場合もないではないが、1か月に1度程度の定期訪問程度では、施設内部で隠蔽される虐待を発見することはやはり難しい。そして、対応場面ではしばしば「権限」の問題が事実上立ちはだかる(もっとも、虐待が本当に発生しているならば、緊急避難的対応は、権限の問題とは関係なく可能であり、勇気とパワーの有無の問題であろう)。

しかしそれでも、オンブズマンのような第三者機関を設置し、定期的に訪問し、施設の雰囲気・ムード・空気・様子を第三者として把握し、感じ取る「形」(継続的な観察機関、常設相談窓口)を作っておくことは無意味ではない。施設が気づかずに見過ごしている、あるいはマンネリ化し不感症になっている類の虐待を発見できる可能性があるからである。

オンブズマンを虐待防止のオールマイティのように考えるのはあまりにも短絡的だが、「無意味である」として捨象するのもまた、かなり短絡的であろう。

9

行政による指導

虐待からの救出

- 虐待からの救出には、
- ① 緊急の動きが必要である。
 - ② いろいろな機関が連携した、多面的な動きが必要である。
 - ③ 強引な動きが必要な場面がある。
 - ④ 短期集中的に大量の動きを要する場面がある。

救出後のケア

- 虐待状態から救出した後のことも重要である。救出した後の法的なガードが確保されない、逆戻りや悪化をおそれて、救出活動にもブレーキがかかってしまう。救出した後の本人の物理的ケア及び精神的ケアについて有効な資源を持つことが必要である。また、とくに性的虐待の場合には、プライバシーとトラウマに非常に気を使う。救出後の本人と家族関係に対する配慮も必要になることも多い。虐待から救出された本人は、その後のフォローを確保すれば、劇的に変わることが多い。それが救出作業者にとっては何よりの報酬である。

福祉行政の「公的責任」

- 障害者虐待防止のためには、以上のような「必要」の全てを実現する方向で作用する、強い力が必要であり、そこでは現実的には、権力・強制力をもつ福祉行政の「指導」の果たすべき役割が大きい。そしてその背景・根拠としては福祉に関する「公的責任」がある。



施設における 身体拘束の実態

京都府において、「身体拘束の実態や廃止に向けての取り組み状況の把握と身体拘束廃止に向けた啓発、支援を行うこと」を目的として、平成20年、障害者支援施設、入所系障害福祉サービス事業所等、218箇所を対象に調査が行われ、208箇所（有効回収率96.4%）からの回答があった。

調査の結果、調査基準日である平成18年4月1日以降において、身体拘束を行った例のある対象施設は69施設（調査有効回収施設の33.2%）であり、施設種別内訳では、知的障害者施設において85%、障害児施設において88.9%という実態が明らかとなった。

身体拘束の内容は、「Y字型拘束帯等の使用」「ベット柵の使用」「居室の施錠」が多く、身体拘束廃止の困難な理由として、「結果として有効な方策がなく、廃止できない事例が残る」（49施設、71%）、「介護を担当する職員が少ない」（17施設、24.6%）であった。

福祉施設利用者に対する身体拘束について、厚生労働省は、「緊急やむをえない理由により身体拘束を行う場合には、『切迫性』『非代替性』『一時性』の要件について検討し、説明・記録等適切に対応するよう」指導しているが、京都府の調査からは、現状として利用者虐待へとつながる可能性のある利用者に対する身体拘束が依然として多くの施設で行われている実態が明らかにされている。

特に知的障害者入所施設において、自分自身の顔面を叩くなどの自傷行為や他者を叩く、蹴るなどの他傷行為など、いわゆる行動障害を伴う利用者に対する隔離や身体拘束、虐待事例が多いことが推測される。

ここでは、平成20年1月に新聞報道で発覚した知的障害者入所更生施設T施設における行動障害を伴う利用者に対する職員の虐待事例を通して、施設における利用者虐待を誘発する要因を明らかにするとともに、虐待防止に向けた取り組みを提案したい。

また、利用者に対する隔離、拘束に対する対応策についても検討したい。

施設における利用者 虐待を誘発する要因

新聞報道によると、T施設では平成11年の開所以来、施設幹部ら中心の職員が虐待行為を行い、「他の利用者や職員に乱暴したり、指示に従わなかったりした障害者を、拳や平手でたたくほか、けることもあった。このほか作業を怠ると胸ぐらをつかんで怒鳴る、すれ違いさま気晴らし的に『邪魔』と頭をたたくなど、施設内では威圧的な対応が日常的で、幹部職員らは『言うことを聞かないのは、なめられているからだ』と力で従わせる必要性を説いていた」との虐待の実態が明らかにされている。

利用者の個別的ニーズを基本として、その実現を支援し、安全・安心・快適な暮らしを支援すべき障害者施設において、このような職員による利用者虐待が長年にわたって発覚することなく続けられていた事実から、以下の要因が考えられる。

要因の考察とともに、その解決策について検討したい。

①法人・施設としての人権意識に基づく支援理念の必要性

「罰として角材を足に挟んで正座させるなど、開所直後から暴力的な対応は始まっていた」と職員が話したように、T施設では開所時から幹部職員ら中心の職員が虐待行為を行っている。

即ち、多くの職員にとっては、幹部職員ら中心的な職員の利用者に対する虐待を伴う対応が、いわゆる「利用者支援」の基準になっていた実態がある。

施設を運営する上で重要なことは、その施設を運営する法人が、法人としての明確な「理念」を掲げ、各施設はその理念に基づいた「利用者支援基本方針」「倫理綱領」を示し、その「理念」と「支援基本方針」「倫理綱領」を規範として、職員が利用者支援を行うことが求められる。

T施設においては、利用者支援について、組織的な規範に基づくことなく、個々の職員の価値判断に任せ、結果として幹部職員の利用者に対する対応が規範となっていたといえる。

②人間理解・障害特性の理解とそれに基づく対人援助専門職としての職員研修・養成に対する組織的取り組み、利用者を中心とした施設外関係機関との連携

T施設の職員たちは、「自分も力に頼っていた。正しい支援方法が分からなかった」と証言している。

新聞記事から虐待の対象となった利用者の多くが重度の知的障害を伴う自閉性障害のある利用者であることが推測される。

施設入所以前から様々な行動障害があり、入所による新しい環境や集団生活など、大きな生活の変化の中で混乱し、更なる様々な行動障害を誘発したのであろうことは十分理解できる。

利用者の示すいわゆる「不適切な行動」は、相手の言っている言葉などの理解の困難性や自分の思いを表現できないというコミュニケーションの障害、社会のルールやマナーなどの理解が困難な対人関係・社会性の障害、先が読めない、見通しが持ち難いなどの想像力の障害など、自閉性障害の障害特性が要因となり、職員の障害特性の理解不足による不適切な対応や障害特性に対する配慮のない環境などとの相互作用によって、行動障害が誘発され、強化されるという循環がある。

T施設の場合、職員の利用者に対する理解不足と虐待という不適切な対応の相互作用の中で、ますます利用者の「不適切な行動」が強化されていったのであろうと推測される。

そして、利用者の示す「不適切な行動」の強化が、職員の利用者に対する虐待行為をますますエスカレートさせるという悪の循環に陥ってしまったのだと思う。

知的障害者施設において、虐待を誘発する要因の一つに、このような職員の利用者の障害特性に対する理解不足がある。

このような虐待防止に対する対策として、利用者の障害特性の理解に基づく支援についての計画的継続的な職員研修の実施と困難事例についてのスーパーヴァイズ体制が確立されていることが重要である。

また内部的にスーパーバイザーがいない場合は、施設外部の専門的な相談支援機関や医療機関などとの連携によるケーススタディをするなど、施設外部の専門機関との連携が有効な方法としてある。

T施設の場合、困難事例についての支援について、外部専門機関との連携もなく、閉塞的な状況の中で、虐待行為が常態化し、その発覚が遅れる結果となったと思われる。

障害者自立支援法の施行により、施設入所施設の利用対象者が障害程度区分4以上となったことで重い障害のある人たちの利用が中心となるとともに、今後ますます行動障害

や認知症・アルツハイマー、重複障害を伴う重度の知的障害のある人たちの入所施設利用の増加が予測される中で、スーパービジョン・研修体制を構築することが、虐待を防止し、より専門的な質の高い支援サービスの提供へと繋がっていくと思われる。

③利用者虐待が発覚し難い構造的問題とその解決に向けた虐待防止ネットワークなどの創設

T施設における虐待について、事件が発覚する前年には、T施設を訪れていた大阪府職員3名が利用者を叩いている職員を目撃しているという事実があり、発覚5年前に、利用者家族も虐待の実態に気づき施設所管の市に通報している。

また、実習生から報告を受けた大学が人権配慮を施設に申し入れたことも明らかになっている。

特に、家族からの通報を受けていた市や虐待の現場を目撃した府職員が、その後何らかの具体的対応を起こさなかったことは、今後の施設内虐待防止対策を検討する上で重要である。

施設を管理・監督すべき行政機関・職員が、結果として虐待を黙認した背景には、事件発覚に伴う行政責任を問われることへの恐れであったのではないかと推測される。

結局、新聞による虐待事件の報道という社会的に事件が明らかにされない限り、事件が隠蔽され、虐待が続けられていたことになる。

また大阪府の場合、多くの入所施設利用待機者が存在し、行動障害を伴う重い知的障害のある利用希望待機者の施設利用が極めて困難な状況にあることが、事件発覚が遅れた原因としてある。

特に家族など保護者にとっては、本人の示す激しい行動障害と向き合い、地域での孤立無援の生活を続けてきたという経験があり、何とか本人の施設入所によって、普通の暮らしができるようになったとの思いが強くある。

もちろん本人が一番苦しい思いをしていたのだが、保護者としては、施設での虐待の事実を知っていても、施設に苦情の申し立てをしたことで、施設からの退所を強要されると大変だという思いが強く働く。

施設から本人が帰宅されたときに、身体の傷や本人の変化に最初に気付くのは保護者である。

しかし、早期の虐待事実の確認と対応ができる保護者が、退所を強要された場合、他の入所施設での受け入れが困難という状況の中で、一歩踏み込んだ行動ができないというのが、虐待の早期発見、早期解決を阻んでいる構造的な問題としてある。

この問題を解決するためには、地域の身近にある相談支援機関の活用や施設への立ち入り調査など、権限のある第三者機関などを含めた虐待防止のためのネットワークの創造が求められるとともに、行動障害を伴う人たちに対する行動改善や行動障害を誘発させないより専門的な支援が提供できる地域生活支援サービス事業所の支援力強化も重要である。

④利用者に対する身体拘束・隔離に対する仕組みと第三者によるチェックシステムの構築

平成18年、日本知的障害者福祉協会生活支援部会更生施設分科会が実施した「入所更生施設の利用者と支援に関する実態調査報告」における自由記述の中で、認知症・

アルツハイマーを伴う利用者支援の課題について、「拘束の問題などを含めた人権を意識した支援」「利用者の安全と施設について、常に課題に感じている」ということが上げられている。

また、強度行動障害を伴う利用者支援についても、「行動制限と人権侵害が紙一重である」との記述も見られる。

上記記述や京都府の調査結果から見られる身体拘束の実態から、施設現場においては、身体拘束についてかなり苦悩している実態が浮かび上がってくる。

前述したように身体拘束について、厚生労働省は、「緊急やむを得ない理由により身体拘束を行う場合には、『切迫性』『非代替性』『一時性』の元で適正な手続き（本人・家族の同意など）と記録の必要性」を条件としているが、現実的にはその明確な基準がなく、実際的にはそれぞれの施設の対応に委ねられているのが実態である。

身体拘束についての明確な基準や公的な第三者機関におけるチェック機能がないという状況下では、人権侵害を誘発する可能性が極めて高いと言わざるを得ない。

虐待防止の取り組みの一つとして、施設内における利用者に対する身体拘束・隔離についての法的な枠組みが必要であると思うが、オーストラリアのビクトリア州における取り組みが参考になると思うので、以下紹介する。

オーストラリアのビクトリア州で、2007年7月に施行された「Disability Act 2006」において、障害者に対する薬物も含めた拘束および隔離を伴う法的な枠組みが明確にされた。

この法律では、州政府のヒューマンサービス省（DHS）に、各種サービス、特に拘束的介入の対象となる人たちの生活の質と福祉モニタリングをする上級プラクティショナー（Office of Senior Practitioner:OSP）を設置し、事業者が拘束的介入を実施する場合、事前にその実施責任者である Authorised Program Officer（APO）を任命して、DHS に登録しなければならないことになっている。

APOは、拘束的介入を実施する前に行動支援計画書を作成しなければならず、その計画書には、具体的な以下の項目の記載が義務付けられている。

- ・ 拘束的介入が用いられるべき状況
- ・ 具体的な方法
- ・ 1回あたりの使用時間
- ・ 選定された方法がクライアント本人にもたらすべき利点
- ・ 選定された方法がクライアントにとって最も拘束度合いの低いものであることの具体的証明

また、作成にあたっては、本人を含む関係者とのコンサルテーションが重要視されている。

第三者機関による拘束的介入に対するチェック体制については、独立した第三者（Independent Person:IP）が行動支援計画書の作成にあたって、本人にその計画書の意図するところを説明し、事業者による独断的な支援計画の作成を予防し、計画書の内容の再審査を裁判所に類似した機関 VCAT（Victorian Civil and Administration Tribunal）に求めることができることを本人に説明することが義務付けられている。

日本における利用者に対する身体拘束的介入に対する制度構築は、今後の大きな課題としてあるが、行動支援計画書作成時における上記記述項目は、日常的な支援で活用でき

る内容である。

また作成時に地域の相談支援事業者を含めたコンサルテーションの実施を行うことで、適切な支援が行える仕組みづくりは可能となると思われる。

⑤特に入所施設におけるQOLの課題

施設における虐待防止を考える上で、マンパワーを含めた環境の問題は重要である。

施設における住環境や支援については、「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」（平成2年12月19日）に規定されており、入所更生施設では、以下の内容となっている。

居室：1室の定員は4人を標準とすること。入所者1人当たりの床面積は、収納設備を除き、3.3平方メートル以上であること。

健康管理等：入所者については、1週間に2回以上入浴させ、又は清拭を行わなければならない。

以上は最低基準であるが、実態としては、施設整備補助金額や施設に支払われる報酬単価や職員の配置基準などの枠組みの中で、実際的には上記最低基準が最高基準になっているという現実がある。

このような生活環境自体が人権上の課題であると言わざるを得ない。

特に、自閉性障害を伴う利用者の人たちは、雑多な情報の中から必要な情報を選択することが苦手な上、聴覚的刺激が苦手という障害特性があることから、このような集団的な生活は非常に苦痛の伴うものである。

極端な言い方をすれば、自閉性障害の利用者をこのような環境での生活を強いること自体が、「虐待」といえるのではないだろうか。

また、そのような環境要因が行動障害誘発の要因になっていることが多い。

上記した「入所更生施設の利用者と支援に関する実態調査報告」においても、強度行動障害を伴う利用者の支援を行っている施設の約4割から、環境・設備について、「個別に対応できる環境（個室、療育室）・専用スペース（ユニット）の確保」を課題として上げている。

特に実態調査回答施設の34%の施設において、日常生活単位が1グループ6人～10人での暮らし（ユニットケア）の導入を望んでいる。

施設経営者・職員が一体となって、個室をベースとした6人単位のユニットでの暮らしの実現や毎日の入浴、私物で飾られた部屋、いつも匂いのない清潔な住環境の維持、個々の利用者のニーズをベースとした個別的な日課や活動の提供などという生活の質を少しでも良くしていこうという実践を積み上げることは、結果として、虐待防止に向けた職員の意識改革につながると思う。

逆に考えると、社会におけるノーマルな暮らしからかけ離れた質の低い暮らしを利用者に強いていけば、無意識のうちに「障害のある人たちの暮らしはこの程度でいいんだ」という思いが定着し、そのことが虐待を誘発させる環境を生み出していると言うことができる。

以上、施設内虐待を生み出す構造的な問題の考察を通して、具体的な対策を検討した。

施設内虐待防止に向けては、経営者、職員の一体となった意識改革と取り組みと、それを支える法的制度的仕組み、地域的なネットワークの構築が重要な課題として考えられる。

11

援助について

1) 個別性に応じた
援助の原則

「援助を要する人」に対する「援助」は、「個別性」に応じたもの、「その人らしさ」に応じたもの、でなくてはならない（個別性に応じた援助の原則）。それが、その人を「この社会で幸福を追求していく人」（憲法12,13条）として尊重することであり、そのような「尊重」なくして、「援助」などありえないからである。

2) 援助の大前提

そして「個別性に応じた援助」を実行するためには、その前提として何よりもまず、(A)「その人の特徴・特有のニーズを把握し、かつどのような援助が適切かつ有効なのかを知ること」が絶対的に必要である。このAが「援助」の大前提である。

3) コミュニケーションの
困難な人に関する
援助の「第1段階」

コミュニケーションが困難な人に関するAについては特に、「積極的・個別的な関わり」が必要である。本人の主張や本人との会話によってAを獲得することが困難だからである。そして、この「積極的・個別的な関わり」の場面で、援助者は、資質、意識、最低限の知識を問われる。

この「積極的・個別的な関わり」によってAを獲得するのが、コミュニケーションの困難な人に関する援助の「第1段階」である。

- ※ 大規模施設でも、「積極的・個別的な関わり」について何とか努力すれば、このAの獲得までは期待できる可能性がある。無論、小規模の方がAは獲得されやすい。家庭はその最たる例である。
- ※ Aの獲得さえできないとなると、個別性を重視せず全体としての公正・平等な処遇を重視する刑務所と同レベルになってしまう。あるいは要援助性の部分だけに特化して身体的安全を旨とする病院と同質になってしまう。

4) コミュニケーションの
困難な人に関する
援助の「第2段階」

Aが獲得された上で初めて、「個別性に応じた援助」が物理的・現実的・具体的に可能なか否か、という問題が出てくる。

試行錯誤の中で、その可否を判断するのが「第2段階」である。

- ※ 大規模施設ではそもそもア・プリオリに「個別性に応じた援助」が難しいのではないか、利用者の数、職員の数、職員の質、施設の物理的構造、などの要素を考慮したとき、現実的に不可能なのではないか、という問題は、この場面で問われる。

「そもそも大規模施設では、個別性に応じた援助の実行は構造的に不可能である」と断ずるのが「施設解体論」である。

5) コミュニケーションの
困難な人に関する
援助の「第3段階」

物理的・現実的・具体的に「個別性に応じた援助」が不可能ならば、それが可能な環境に適切につなげなければいけない。

これが「第3段階」である。

- ※ 「適切につなげない」あるいは「つなげるところを用意しない」ということは、「援助の放棄」、「ネグレクト」、「放置」であり、特にコミュニケーションが困難な人に対しては、一種の「虐待」であり、「人権侵害」である。
- ※ 現存の大規模施設の存在意義は、「何とか努力してAを獲得し、次の個別性に応じ

た援助が可能な環境に適切につなげる」ということであろう。

逆に言えば、Aの獲得さえなされれば、もはや物理的・現実的・具体的に個別性に応じた援助が不可能な大規模施設は不要なのである。

※ 現実的には、生育環境の問題性のために、Aの獲得がなされていない要援助者は存在するので、敢えてAの獲得期間・獲得過程を設ける現実的必要性があることは少なくない。

しかし、そのAの獲得期間・獲得過程は大規模施設である必然性はない。むしろ小規模の方がAを獲得しやすいのは当然であろう。ピア・カウンセリングのようなものの有効性を前提とすれば、一定の集団的な関わりはありうるだろうが。

※ 大規模施設の問題性は、

- ① かろうじてAの意義はあるとしても、それが実行されているところは少なく、
- ② また、次の個別性に応じた援助が可能な環境に適切につなげる、そのための最大限の努力をする、ということができるところは更に少ない、
- ③ むしろ、まるで大規模施設でも個別性に応じた援助ができるような顔をして抱え込み、物理的・現実的・具体的に個別性に応じた援助が可能な環境に適切につなげない、「援助の放棄」、「ネグレクト」、「放置」、「虐待」、「人権侵害」の温床になっているところが大多数である、

というところにある。

12

オンブズマン

1 「オンブズマン」とは元来、権力と広い裁量権を持つ「行政」による「人権侵害」から市民をまもるために設置された、市民の声を代弁する機関のことです。「代弁」の中身は、市民の声を受け止め、調査して、行政に対し改善提言することです。このような「行政」に対する本来的なオンブズマンにならって、事実上権力と広い裁量権を持つ者が存在するさまざまな分野で、その権力主体による人権侵害から個人をまもるために、その声を代弁する機関として、特定分野のオンブズマンが設置されるようになりました。マスコミに対するオンブズマンや消費者オンブズマンなどがその典型です。

2 「福祉オンブズマン」は、その特定分野のオンブズマンの一種です。すなわち、福祉サービス提供者と利用者の間では一般に、サービス提供者側が権力的な立場に立ちやすく、福祉サービスの提供及びその内容について、サービス提供者側が事実上広い裁量権を持っている場合が多いので、そのようなサービス提供者による権力的な横暴や裁量権の濫用・逸脱を防ぎ、利用者側の権利を守ろうということで設置されるのが、福祉オンブズマンです。

3 現在、日本では、次に掲げるように、いろいろな形態の福祉オンブズマン制度があります。オンブズマンの必要性や効果に関する考え方の違いが、このようなバラエティを生んでいるものと考えられます。それぞれメリット・デメリットがあるので、多数のオンブズマン制度が並列的に存在し、障害者・高齢者側が選択できるのが望ましい状態だと思います。

1) 行政主導型

福祉サービスに関する根本的な責任主体である行政が、福祉サービス全般にわたり市民の声を受け付けるために設置するオンブズマンの形態があります。例えば東京都中野区、板橋区、大田区、世田谷区、三鷹市、多摩市、神奈川県横浜市などで、この形態が設置されています。

直接的に行政に声が届き、福祉サービスの提供責任の根本に迫れる可能性がある、という意味では、非常に期待できます。他方、守備範囲が非常に広いということもあり、福祉サービス利用者の声を受け止めるうえでの「フットワーク」に難があり、積極的に苦情を申し立てて来れる人だけが恩恵を受けうるといった嫌いがあると思います。

2) 単独施設嘱託型

福祉施設の責任者が第三者に嘱託して、同施設のサービスについて、施設利用者の声を代弁してもらう制度です。東京都の多摩療護園や秋田県の内湯療護園などが発祥であり、全国各地に多くの実践例があります。

施設はどうしても閉鎖的・密室的になりやすいので、第三者を入れて利用者の声を受け止める必要性の高い場面と言えます。そして、施設の責任者自らが嘱託したオンブズマンからの提言であれば軽視されにくいだろう、と期待されます。ただ、施設の責任者の人権意識が低いと、オンブズマンシステムが形骸化してしまう危険性があります。

3) 地域ネットワーク型

これは、上述のような個別施設のオンブズマンの危険を念頭に置いて、地域的に近くにある複数の施設がネットワークを作り、そのネットワークに加盟している各施設に、利用者の声を受け止めて対応する第三者を定期的に施設に派遣し、そこで上がった問題を、上記のネットワークと協働して解決して行こうとする形態です。「～ネット」という愛称のもとに、全国的に広がってきています（青森、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、徳島、大分など）。

この形態においては、上記2)のメリットのほかに、ネットワークに加盟している各施設が当事者主体などの理念を共有し、情報交換して、施設利用者の権利擁護に努めるとともに、相互チェックする、といったメリットがあります。ただ、ここでも、ネットワークの人権意識が低下していくと、メリットが生きなくなってしまう。

4) 市民活動型

福祉サービスの提供者側と特に関係性のない市民が、人権意識のもとに集まって、純然たる第三者として、福祉サービスをチェックするシステムです。えひめオンブズネット、埼玉市民オンブズネットなどがその例です。

福祉サービス提供者との関係で、立場の「独立性」が明確なので、市民としての一般的な人権意識を基盤とした、強い問題提起・糾弾が期待できます。ただ、対象となる福祉サービスに関する具体的な情報、利用者の具体的な状況に関する情報を把握しにくい場合があり、そのような場合には現実的に有効な活動をしにくい面があります。

5) 当事者活動型

障害のある当事者が、福祉サービスを受ける立場の同胞として、福祉サービス利用者の声を代弁していくシステムです。精神障害者の分野では東京の「こらーる・たいとう」のメンバーが、知的障害者の分野では「ピープル・ファースト」のメンバーが、この活動をしている場面があります。

福祉サービス利用者側に立った活動としては理想的な形態です。ただ、その活動につい

では適切な支援が必要な場合が多く、また、この形態を受け入れる福祉サービス提供者側の人権意識の高さが前提になります。

6) その他類似制度

以上のような福祉オンブズマンの制度・システムと類似した、あるいは、運用によっては、福祉オンブズマンと同様の効果がある程度期待できるものとして、第三者委員（社会福祉法82条）の制度があります。

この第三者委員は、原則的には、サービス提供者と利用者間の関係調整・調停者的な役割を果たすに止まるものと位置づけられていますが、全ての社会福祉事業者に設置することが求められている点は注目に値しますし、第三者委員が施設を定期的に訪問する、第三者委員に調査権限・提言権限を認めるなどの積極的運営により、福祉オンブズマン類似の効果を期待できます。

施設におけるオンブズマン制度のポイントと考える4つのハードル

第1ハードル

オンブズマン制度を入れる

第2ハードル

敵対可能性のあるオンブズマンを選任する

第3ハードル

オンブズマンの指摘を真摯に受けとめる

第4ハードル

施設側が迅速かつ主体的・具体的に指摘事項対応策に取り組む



1 現状

就労現場での虐待は古くは大久保製塩（1975年）が知られている。東京都墨田区にある大手製塩工場で、従業員の8割以上に当たる160人が身体・知的障害者だった。労働大臣から福祉モデル工場の認定を受けていたが、暴力、性的暴力、低賃金、深夜労働の強制などに苦しめられていたことが発覚、「福祉奴隷工場」と呼ばれ、その後長い労働闘争が続いた。

90年代に入ると、滋賀県のサングループ事件や茨城県の水戸アカス事件などが相次いで発覚し、特に知的障害者の権利擁護に関する制度化へのきっかけになった。

①サングループ事件

1996年5月、知的障害者を多数雇っていたサングループ（倒産）の社長が従業員の障害基礎年金計1430万円を着服した疑いで逮捕され、虐待も明らかになった。栄養失調や薬による発作で死亡した従業員もいた。大津地裁彦根支部は社長に懲役1年6月の実刑判決を出した。障害者側は社長と国・県を提訴。（1）社長は従業員に日常的に暴力を加え、男性が死亡した（2）賃金未払いで長時間労働を強要した（3）従業員の障害年金計約8100万円を横領した――などと主張。判決は虐待を放置している行政を厳しく指弾した。

その後、同社で就業した知的障害を持つ元従業員や在職中に死亡した男性1人の遺族計18人が、元社長や就職あっせんなどをした国、県に慰謝料など計約5億3600万円の損害賠償を求めて提訴した。大津地裁は国や県などに計約2億6000万円の支払いを認めた。判決は、従業員らの救済を求める手紙を無視して権限を行使しなかった労働基準監督署の責任を断罪し、職業安定所の障害者雇用に関する法的義務違反と賠償責任を一部原告について認めた。「労働基準監督署が必要な調査をしていれば、同社への是正勧告が出来たのに措置を怠った」と国などの違法性を認定した。

②水戸アカス事件

ダンボールの加工工場として80年代末から多数の知的障害者の雇用を始める。事件が発覚した96年当時、全寮制で約30人の知的障害者が雇用されていた。96年1月に社長が補助金不正受給と障害者への暴行・障害で逮捕され、懲役3年執行猶予4年の有罪判決が出た。

しかし、性的暴行など計17件の告訴はいずれも不起訴にされた。このため女性従業員3人が社長を相手に賠償請求訴訟を起こし、04年3月、性的暴行を認めて社長に賠償命令が出た。

この事件でも職業安定所や労働基準監督署などの背信的な行為が明らかになった。社長が詐欺容疑（補助金不正受給）で逮捕された後、職安の人が工場へやってきて「嘆願書を持ってきてください」といい、保護者らから署名嘆願書を集めた。職安では所長や部長らが嘆願書を受け取り、「警察とは何度も打ち合わせをしているから、あんまり心配しないように」と言われた。虐待が判明して、嘆願書を撤回することを職安に申し出たが、公判で社

長の情状酌量の証拠として使われていた。

また、女性障害者が労働基準監督署に相談に行ったところ、「そんなことはないだろう」と繰り返すばかりで、まともに取り合ってくれなかった。水戸職安は「今はこんな不況だから会社を辞めてもすぐには仕事は見つからない。がまんしなさい」と言ったという。

③大橋製作所事件

奈良県広陵町の家具製作会社「大橋製作所」元社長らが長年にわたって従業員である障害者の年金を横領していたことが発覚した。元社長と社長の姉である元監査役はいずれも業務上横領罪で逮捕、起訴され有罪判決が確定した。また、被害者の元従業員10人は社長らのほか、国や県などを相手取り、計約2億1200万円の損害賠償を求めて奈良地裁に提訴した。訴状によると、社長らは平成10年以降、元従業員らの障害者年金を無断で引き出し着服したほか、賃金を支払わなかった。国は労働基準監督署やハローワークが同社の監督を怠った。県は知的障害者の就労先事業所の状況を把握し、障害者に助言すべき義務があるのに怠った—などとしている。

④札幌三丁目食堂事件

札幌市白石区の食堂で長年にわたり過酷な労働を強いられながら給与や障害者年金を横領されたとして、住み込みで働いていた知的障害者4人（男性1人、女性3人）が2008年2月13日、会社や職親会などを相手取り約4500万円の損害賠償を求め札幌地裁に提訴した。

訴えられたのは「三丁目食堂」（07年11月ごろ閉店）を運営していた「商事洋光」▽生活寮を運営していた社団法人「札幌市知的障害者職親会」▽4人の障害者年金の受取口座を開設した北門信用金庫。

訴状によると4人は07年までの13～30年間、同食堂で働いたが月給5万～5万5000円を一度も支給されず、障害者年金（4人計2580万円）も受け取っていなかった。1日12時間以上働き、休日は月2日。4人は食堂2階などの寮で生活していたが、休日の外出は許されず、入浴は近所の銭湯で男性が月2回、女性が週1回に制限されていた。

職親会は札幌市から知的障害者の生活寮運営費補助として、93～05年度の12年間で計約2700万円を受け取っていた。障害者年金の受取口座は99年に商事洋光が開設していた。

原告側は①職親会は寮の運営責任者であり慰謝料の支払い義務がある②北門信金は本人確認をせずに口座を開設した過失がある—として両者を被告に加えた。

2

アセスメントの留意点

わが国の障害者の就労は、戦後身寄りのない障害者を保護して住み込みで仕事をさせていた事業主などが、その後も長く障害者雇用を担ってきた面がある。親代わりとなって生活面まで面倒を見てきた。福祉制度によらず、事業主の福祉や慈善の精神に支えられてきた側面があり、一方では行政などからの監督の目が届かないところで障害者の雇用が成り立ってきたともいえる。また、こうした形での就労をするのは比較的軽度の障害者が多かったため、親の会などのネットワークの網からも漏れていることが多い。

善意で始まったものの障害者の特性や権利擁護に関する知識や支援のスキルが乏しい

ケースもあり、劣悪な職場環境や体罰が問題になることも珍しくはない。生活の面倒を見てやるかわりに賃金は低く抑え、年金なども事業主が管理し結果的に搾取している事例もいくつか明らかになっている。

近年は行政が障害者雇用を進めるためにさまざまな助成制度を設け、補助金などもそれなりに充実してくると、こうした制度を悪用して障害者を食い物にする事業主も出てきた。水戸ア卡斯事件では障害者の雇用すると給料の半分を国が1年半補助する「特定求職者雇用開発助成金」という制度が悪用されていた。1年半の期限が近づいた障害者に嫌がらせや暴行を繰り返し、自己都合退職を申し込ませていたのである。実際には二重帳簿によって給料はほとんど払っておらず、補助金を不正受給していたのだった。

就労現場での虐待は、雇用されている障害者に身寄りがなく雇用主が親代わりになっていることや、家族がいても解雇されたら他に行き場がないために沈黙していることなどから、虐待が長年にわたって放置されていることが珍しくない。

労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）の公的機関が虐待などの人権問題にあまり機能できていないのも共通した特徴として指摘できるだろう。特別支援学校（養護学校）なども「生徒を雇ってもらえるありがたい会社」として長年付き合いきたしがらみがあって、虐待の兆候に気付いてもきちんと対応できてないケースが実に多い。

虐待や権利侵害の通告・相談があったら、まずこのような背景事情が雇用現場と障害者の間にはあることを理解し、労基署や職安や特別支援学校などの関係機関が虐待を否定しても、それですぐに納得してしまうのではなく慎重に事実関係を明らかにしていくことが求められる。

こうした関係機関は長年にわたって事業者と付き合いがあり、さまざまなしがらみがあるのが普通であり、<殴られても文句を言わない障害者>の特性をじっくりと理解してもらい意識を変えることに心がけないといけない。

一方、事業主側にとっては行政機関による監査では賃金や職場環境に関することに重点が置かれ、雇用している障害者に対する権利擁護の発想や理念について行政から指導・教育されることもないまま、現場任せにされてきた面があることも配慮しなければならない。障害者にとっては貴重な働く場でもある。

虐待の内容などにもよるが、まずは障害者雇用に“熱心”な事業者を労をねぎらい、障害者に対する指導方法や職場環境の改善などを支援するアプローチをすることは重要である。

就労支援機関を通して就職すると継続的に支援が付くので職場内のことについて透明性が高いが、すでに現在働いており就労機関につながっていない人の場合は実態がよくわからないことが多い。障害特性についての理解が一緒に働いている人に持っていない面も大きい、支援する側も、以前は軽度の知的障害の方の相談が多かったが、最近では自閉症の人も多く、どういう対応をしたらよいかわからないというケースがある。よかれと思ってやっていることが結果的に虐待に近い行為になっている場合もある

3

監督機関

①事例1

飲食チェーン店に長期間働いていた女性がいじめられているという内部告発の手紙が就労支援機関にあった。「忙しい時間帯に作業が遅いので上司が襟首をつかんで外に出した」という内容だった。通報した同僚に状況を確認して、ハローワークの障害者の窓口にもこのような話があると伝えた。また本社の人事課にも調査を依頼した。本部の人事課からは「そのような事実はない」との報告があった。この女性は中学を卒業してから30年間働いていた。給料は最初から4万円で、残業もしているのに給料は上げてもらえず、結局40代後半でクビになった。

ハローワークから労働基準監督署に連絡が行き、そのチェーン店の社長らが呼ばれてやってきた。「確かに賃金は最低賃金を割っているが仕事ができないので仕方がない」「お父さんに頼まれて雇ってあげていた。帰りなさいと言ってもただいるだけで、残業なのではない」という。両親はすでに亡くなっており、兄からの委任で就労支援機関が対応することになった。

ハローワークの指導官、就労支援機関、障害者の家族、本社の人事担当者などが集まって何度か話し合った。事実確認を進める中で、最終的には担当者が事実を認め、泣きながら謝罪することに到った。最低賃金を割っていることについては5年間さかのぼって計算し直して不足分を払うことで話がついた。

②事例2

ある会社で知的障害者9人が働いていたが、午後2時になるとタイムカードを押して帰宅したことにして、実際には午後5時～7時まで働かせていた。社長がこわくて仕方なく従っていた。就労支援機関に相談が入り、抗議をしても「従業員がうそを言っている」などとほらかしていた。働きかけるとおかしなことはやめるが、またしばらくすると元に戻ってしまう。障害者を雇用して得た助成金は借金の返済にあてていることが分かった。

不払い賃金は給与明細があるだけでもさかのぼって計算すると186万円になった。それをきちんとした形で回収することになり、保護者、学校の先生、施設などが連絡会をたちあげ会社に要望を出した。その過程で権利侵害も明らかになり、弁護士にも入ってもらって法的の問題がないかを確認して進めた。結果的に不払賃金の1/3程度は回収できた。

保護者たちが就労支援機関に連絡する前に独自に労働基準監督署に相談していた。労基署が保護者と一緒に会社に話し合いをしていたが、話は進まず労基署もそれ以上は動いてくれなかった。そのため保護者、学校、施設などの連絡会を作って動いた。

③労働基準監督署

労働基準法等関係法令等の周知徹底を図り、労働者の労働条件や安全衛生の確保改善に努めるとともに、労働災害を被った労働者に対してはその補償を行うなど様々な業務を行っている。

これらの業務の中でも、労働基準法等関係法令等の内容を周知するとともに、その履行を確保していくことが労働基準監督署の基本的な業務で、以下の任務を負っている。

事業場に対する臨検監督指導（立入調査）、労働災害が発生した場合の原因の調査究明と再発防止対策の指導、重大な法違反事案等についての送検処分、使用者等を集めての説明会の開催等、申告・相談等に対する対応等。

このうち「臨検監督指導」は労働基準法や労働安全衛生法のに基づき、次のことなどを調べる。

- ・労働時間、残業・休日労働などの時間外労働、深夜労働などについて違反はない
- ・割増手当は支払われているか。
- ・三六協定による協定を超えての時間外労働はないか。
- ・労働安全衛生法違反はないか。
- ・最低賃金法違反はないか。

また、そのために「臨検監督指導」で行うことができる権限としては以下のものがある。

- ・事業所、寄宿舍その他付属物に臨検する権限。
- ・帳簿・書類等の物的証拠を提出するように求める提出要求権。
- ・事業主又は労働者に証言を求める尋問権。
- ・安全衛生法に基づく検査をする権限。
- ・労働者を就業させる事業の付属寄宿舍が安全および衛生に関して定められた基準に反してかつ労働者に急迫した危険がある場合に、即時処分する権限。
- ・労働基準法等の違反について刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う権限。

労働基準監督官は、司法警察官としての身分を持っているので、悪質な違反に対しては法令違反として書類送検するケースや、重大な労災事故が発生した場合にも送検手続きをとることがある。

しかし、こうした強い権限を持っていながら、多くの労働基準監督署では人で不足で十分な活動が出来ているとは言いがたいのが現状だ。監督官が管内の事業所をすべて回っていると何十年もかかるといわれているほどだ。当事者や外部機関から労働問題で通告してきた個々の事案に細かく対応するのは難しく、ハローワーク経由で通告してハローワークと一緒に労基署の監督官を動かすのが迅速で効果的な対応ができる場合が多い。

④ハローワーク (公共職業安定所)

所長の下に次長がおり、その下に管理職として課長統括、雇用指導官などがいる。雇用指導官の主な仕事は障害者および高齢者の雇用指導。ただ、労働基準監督署のような強い権限はハローワークにはなく、雇用率未達成企業に対して雇入れ命令を出すことくらいといわれている。ただ、ハローワークも情報を入手して、不正があれば告発することもありうる。雇用保険上の権限として立ち入りして賃金台帳を見る権限があり、雇用保険適用課というセクションで雇用保険が適正に徴収されているかを確認するために立ち入り検査証を持たせている。立ち入り調査で調べるのは次のようなことである。

- ・失業保険(基本手当)を適切に受けているかどうか。
- ・会社に採用された後も失業給付を受けていないか。
- ・雇用保険料を適切に支払っているかどうか。
- ・派遣法の適切な運用ができていないかどうか。
- ・助成金の不正受給がないかどうか。

特定求職者雇用開発助成金は一般的に利用されることが多く会計検査院の調査も含めて調査対象になります。採用された後に改めてハローワークを経由して採用されたように偽り助成金を受けるようなケースです。見つかり全額返還する上に、他の助成金も活用でき

なくなり刑事告発も受けることにもなります。

障害者の虐待などについては直接はハローワークが調査や救済に乗り出す権限もスキルもないというのが実情のようだ。しかし、平成12年からハローワークと監督署とが厚生労働事務所の支分局の一斉機関としてパッケージになったため、今はハローワークと監督署との関係が強くなっている。ある面でハローワークの方が調整機能が出てきており、情報を入手した段階でハローワークに流していくようになっているところが多い。障害者を雇用している事業主との関係もハローワークの方が強く、虐待の通告や相談があった際にはハローワークを巻き込んで労働基準監督署などの権限を持った行政機関を動かしていくのが有効だ。



精神科病院においては、隔離や拘束が精神保健福祉法の下で合法的に認められており、また閉鎖性・密室性も高いため、時として違法な隔離や拘束、あるいは虐待やその疑いの濃い権利侵害行為が後を経たない。マスコミでも大きく報道された虐待事例としては、1984年の宇都宮病院事件（栃木）、1997年の大和川病院事件（大阪）、2000年の朝倉病院事件（埼玉）などがあげられるが、それ以外にも、新聞紙上で報道された主な報道だけを限ってみても、150件以上はある（資料「精神科病院事件史」原昌平氏作成を参照）。しかも、ここ数年でも、その数は減っていない。

大阪府では、先述した大和川病院事件を教訓に、精神科病棟内部での権利擁護の為の具体的方策を大阪府精神保健福祉審議会で検討し、2000年に「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について（意見具申）」（注1）を大阪府知事宛てに提出した。この中では10項目に渡る「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」が整理された。また、この意見具申を具現化するために「大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会」（注2）を設置、行政が事務局となり、病院、家族、当事者代表や民間権利擁護団体、各種職能団体、弁護士会などから構成される協議会では、「精神科病院における入院患者の権利擁護システムの構築について」と題する提言をまとめ、先述の審議会で承認された。この提言にもとづいて、2003年から精神医療オンブズマン制度が同連絡協議会の基でスタートした（注3）。

ただ、大変遺憾な事に、大阪府知事の交代の後、府の単独事業の軒並みカットの影響をまともに受け、この精神医療オンブズマン制度は一旦2008年で打ち切られた。だが、この精神医療オンブズマン制度は、我が国の精神科病院の内部における虐待や権利侵害に関して、数多くの指摘や整理をなしており、この精神医療オンブズマン制度が果たす役割は非常に大きい（注4）。むしろ、これから全国的にも必要とされている制度である。

そのため、大阪府下では、2009年度より「療養環境検討協議会（仮称）」として動きを整理し実質的に公的な行動がとれることとなった。従って、名称にこだわることなく、「精神医療オンブズマン」の単語を「療養環境検討部会員」等として自治体ごとに読み解いて頂きたい。

この章では、外部の訪問者が具体的にどんな視点で動いてきたのか、そして、その活動を通して見えてきた課題をとりあげる。さらに、それらを先述の連絡協議会でどう検討し改善してきたのか、具体的に見ていく。その上で、精神科病棟内部における虐待や権利侵害をどのようにチェック出来るのか、整理する。

2 オンブズマンは精神科病棟訪問時、どのような視点で動くのか

では、実際に精神科の病棟を訪問する際、精神医療オンブズマンはどのような視点で、何をみようとしているのか。以下では、①精神医療オンブズマンの「すべき事、してはいけない事」、②具体的な「入院者への聞き取り事項」、③上記の二つの根底にある「どのような視点で動くべきか」を整理していく。

1) すべき事、 してはいけない事

ここでは、精神医療オンブズマンの視点が行政の実地指導や精神医療審査会とどのように違うか、を主軸として見ていくこととする。

① まずは「お話を聞く」

行政に患者自身の声を聞くよう要請を繰り返してきた。が、言いにくい人もいる。その人たちの声を私達が聞くように努力する事が大切。そのため、病棟に60分~100分ゆるりと滞在する。服装は緊張感のない普段着とする。「今日から入院する人」と見違えられるような雰囲気、まずはお話を聞く。こちらの自己紹介は首からさげた名札できちんとする。基本は、行政から独立した民間の感覚で「消費者」としての意識の応援団であり、入院者の自信の回復・人としての誇りの回復にむけ、情報をお届けするのが役割である。

② 努力の跡(道筋)も 聞く

過去、病院からは「家族がうちに押しつけ放し。地域の人が散歩を不安がる」など、責任を他で探そうとする態度が見られた。そうした1つ1つの話も聞いた上で、病院としての努力の跡(道筋)をお聞きするのがわたしたちのすべきこと。

③ 体質改善を粘り強く 働きかける

病院側は、「事故防止」をあらゆる事の禁止の理由にしている。1回あった→全員に禁止とする事で発生するデメリットは「施設症」である。そこで引き下がらずに、どうしたら、事故を未然に防止できるのかの視点も共に語りながら、一律管理の廃止(例・トイレの扉がない→トイレの鍵が外からも外せるような方式の導入で扉をつける)患者のエンパワメントをじわじわと訴え体質改善を粘り強く働きかける。

④ 自分だったら、 という視点を持つ

入院した場合、わたしならどう思うか、自分の子どもを入院させたいと思うか等の視点で気持ちのこもった患者のための人権上のチェックをおこなう。法律に定められていないこと(療養上の環境改善の項目)も、わたしたちの立場なら病院側に質問や提言をすることはできる。できる限り誠実真剣に見聞きする。力量と経験に応じ、できない背伸びはしない。例えば、全部の病棟を廻るとか、すべての項目をチェックしようとすると、緊張してしまうから、「大事な部分は落とさない」でよい。班員で任務分担する。

⑤ 守秘義務を守る

カルテのチェック等は権限外。個人の病気治療(診察)も権限外ではいけない。患者さんの個人のおはなしを聞いたとしても、プライバシーの保護の守秘義務がある。入院患者の権利擁護のための「報告書」に記入する以外に家族や友人に口にしない。

●入院者の権利について

- a. 療養環境の不满は精神医療審査会に訴えることができることは知っているか
 <知っている・知らない・他 >
- b. 「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」は知っているか
 <知っている・知らない・他 >
- c. 通信面会について
 <はい・大体守られている・あまり守られていない・守られていない・他 >
- d. 電話を使いにくいのか
 <お金、テレカが手元にない・電話の場所 >
- e. 行動制限について
 <必要性は理解できる・不満があるが許容できる・制限が強すぎる・他 >
- f. 暴力・虐待はないか
 <ない・聞いたことがある・自分が受けたことがある・他 >

●行動制限・治療の説明について

- a. 入院時に権利についての説明はあったか
 <あった・覚えていない・ない >
- b. 閉鎖病棟へ入院したとき行動制限について説明を受け、告知文や同意書ももらったか
 <あった・覚えていない・ない >
- c. 隔離や拘束を受けたとき、十分な説明があり、告知文や同意書を受け取っているか
 <あった・覚えていない・ない >
- d. 入院時に治療計画書ももらったか
 <あった・覚えていない・ない >
- e. 治療についての自分の希望が尊重されているか
 <はい・大体尊重されている・あまり尊重されていない・尊重されていない・他 >

●療養環境への不满はないか

(狭い・清潔でない・不自由・職員の対応・暴力的威圧的・診察が少ない・職員が話を聞いてくれない・金銭管理が厳しい・私物をおけない・医療設備が貧弱・保険外徴収が多い・食事・他患との関係・面会がない・孤独など)

●入院生活で困っていること

3)どのような視点で動くべきか

私たちNPO大阪精神医療人権センターでは、精神医療オンブズマン制度が始まる以前から、精神科病院への訪問活動を続けてきた。この私たちの訪問活動の蓄積の中で、病棟訪問時、どのような視点で何をどう見ればよいのか、を整理したのが、下にある視点整理一覧である。もちろんこの28項目で全てを網羅しているとは限らないが、(2)-2で触れた利用者への聞き取り内容と共に、下記の28項目をチェックする中で、訪問先の病棟の様子を具体的に知ることが出来る。

病院訪問時、どのような視点で動くのか(過去の事例をもとに)

①受付にて

- 入院患者向け・家族向け等の「入院のしおり」「病院案内のパンフ」の有無
その中に宣伝ではなく入院中に必要となる「保険外費用」の説明文の有無
- 病院内で勤務する医師の曜日ごとの一覧表が掲示されているか
- 病棟案内の地図などがあるか
- あれっと思うような掲示物がないか(例・宗教の勧誘など)

②救急時に入る病棟

- 指定医の氏名の表示の有無
- 看護者の名札の有無
- 無資格者のユニフォーム区別の有無
- 隔離室(保護室)は適切な療養空間となっているか
広さ・天井の高さ・換気口・太陽の光・冷暖房(空調)・壁面等・寝具の清潔さ
圧迫感への工夫・臭い・シャワールーム・トイレの目隠し・
お茶(ペットボトル)の置き場・本などが読めるか・持ち込み可能な物は
トイレの水が自分で流せるか(選択式・流せない)
入室者が看護者を呼ぶ手段が確保されているか(ナースコール設置、集音マイク、
待機している職員が近くにいる、大声をあげる、扉をたたくしかない)
入室時、今日がいつで、何時か判るように工夫があるか(時計、カレンダー等)
個室に設置されているもの(中からの施錠、洗面台、トイレ、床頭台、机と椅子)
自分が入った時、どう思うかの視点で改善要望があればメモ
- 入ったことのある方に、1人で使用か、複数使用か
- くられたことのある人がいれば、誰に?説明はあった?告知書はもらった?
- 入ったことのある人がいれば、○日間で○回の診察、○分ほど
- 診察室はどこにあるか 詰所の中・病室の中・外来診察室のみ

③療養環境

- 閉鎖病棟であっても、個別処遇ができるように個人別のマークがあるか(マーク式処遇は詰所内で一覧できるか)
- 十分な照明、適切な採光(日差しがほとんど入らない部屋の有無)
- 冷房、暖房、換気(臭いの除去の工夫)
- 畳部屋の場合、老朽化の程度・一人当たりの広さ・布団間の距離・何人部屋か
- 適切な医療環境の確保されているか
処置室の有無、重症者用の観察室、酸素の中央配管、ナースコールの設置
- トイレの環境
個室の扉があるか、鍵があるか
男女別になっているか、洋式トイレはあるか、便器数
ポータブルトイレがホールや病室内等にある時、目隠しスクリーンはあるか
- 適切な入浴が確保されているか
回/週、入浴時間は○分、1度に入る人数は?シャワーは○台、介助者○人

○適切な食事環境の確保

食堂など部屋以外で食べられる場の有無、選択メニューの有無、その他工夫

○くつろぐスペースの確保

病棟内の利用者用談話室、喫煙室、院内で一人になれる場所

ベット周りのカーテンの有無

○電話の利用のしやすさ

病棟内の公衆電話台数、(ピンク・緑・コインのみ)

小銭・テレカの管理方法(一律に病院管理・現金所持可能)

電話利用可能な時間帯(午後〇時等決まった時間、〇時~〇時)

設置場所(詰所の中、詰所前、詰所から離れた場所、ホール、電話ボックス式、

独立したコーナー、他病棟と併用、夕方からシャッターが降りて利用不可能)

利用可能な時間以外の設置場所(詰所、常時設置)

電話利用状況は(職員に聞く)

外部からの取り次ぎ方法は?

精神医療審査会や弁護士会(ひまわり)へはいつでもかけられる旨の掲示

リーフレット(人権センター・弁護士会・各地のグループ)の掲示

携帯電話の使用(場所を決めてOK・不可・持ち込みはOK)

○面会に関する環境の配慮

付き添い職員の有無(面会時のプライバシーへの配慮)

面会室の広さ、面会時間、詰所から離れた場所か、その他

○診察について

診察は週に何回あるか、診察場所、主治医はいるか

患者は治療計画書をもらっているか、退院の目処について話されているか

○薬について

薬の(副作用など)説明はあるか、自己管理の状況

患者は薬をどのように受け取るか(詰所前、デイルーム、病室、列になる、手渡し、看護師が患者の口に入れる)

○看護師詰所の利用しやすさ

カウンター方式・小窓式・扉ノック式・他

ドアの施錠の有無、患者の出入りが可能か

○退院支援について

社会資源の情報は病棟に届いているか

PSWはいるか、患者はPSWを知っているか

○買い物

「入院して5年目に、エプロンを売店で買いました」等のお話を聞く。

買い物の機会(毎日自由、回/週、なし)時間は?

買い物の場所(売店、駅前の店、どこでも、伝票方式で)

買い物は(一人でいける、集団でのみ、処遇による、その他)

支払い方法は(現金で、伝票で、ICで、病院のコインで、他)

院内売店の有無+職員はどんな人?

○郵便物の授受

切手はどこで手に入るか、ポストはどこにあるか
郵便物はどのように処理しているか（病院側に）

○金銭の取り扱い

自己管理（可能・上限あり・一律に不可能・その他）
管理費はいくらか（〇円/日、月）
制限をしている具体的状況（数字で）
金銭受け渡しの記録簿は、台帳の管理場所、
方法患者個人の通帳管理は、キャッシュカードの持参や利用は

○たばこの取り扱い

銘柄が決まっているか
決められた時間のみ（〇時・〇時・〇時）、喫煙時間の制限（〇時～〇時）
自己管理ができるか

○私物の取り扱い

鍵（電子カード）付ロッカー（全員分設置・希望者のみ・なし）
私物を置ける床頭台の設置の有無
金銭をのぞき、個人で管理できないものの管理状況（詰所・金庫・総務などで管理・管理用ロッカー・他）
ベッド周りにおくことのできるもの（ラジカセ、花、服、本、ペン等）
ロッカーに入る分のみ、衣装ケース1個まで、トレペのみ
持ち込み制限の状況（廊下まで、ベッド横まで、保護室内でも可、全部不可）
コーヒーなど、個人の私物バスタオル、タオル、パジャマ、他）

○持ち物検査の実施状況（なし、定期的にあり、他）

○外出の手続きがはっきりしているか

○外泊の手続きがはっきりしているか

○合併症時の対応

院外受診はどのようにして行われているか

○「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」が病棟内部に掲示されているか

○院内に人権委員会が設置されているか。

外部の委員を入れているか。委員長は誰か

○「意見箱」の活用状況は

○6人部屋に7つのベッドがあるという事態（畳部屋）

3 精神科病棟における虐待の具体的な内容

上記の報告書に対し病院の返信が届き、両者を基に「大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会」で検討がなされた。その「検討項目及び結果分類」（注5）に基づき、①精神科病棟においてどのような虐待や権利侵害の内容があがっているのか、②その内容をどのような枠組みで整理したのか、③具体的な解決方策、などを以下で見ていく。

1) どのような「内容」が 挙がっているのか

次の表では、「検討項目及び結果分類」の中から、これまでに連絡協議会で議論されてきた検討項目に関して訪問者が見聞きした内容（の一部）をご紹介します。これらの内容は、全て精神医療オンブズマンから連絡協議会に提出された報告書に記載されている内容である。



検討項目	訪問者が見聞した内容
使役	本来、職員が行うべきトイレ・風呂場・廊下等の掃除や配膳等の業務を当番で行う表が掲示されていた。また表がなくても入院者から「朝6時から仕事が割り当てられているのでゆっくり眠れない」との訴えがあった。入院中の障害者に断ることのできない環境で仕事につかせる強制労働である。職員不足を障害者の力で補完し、便の始末・入浴・洗濯・保護室での補佐役などきつい仕事をあてにしている姿勢がみられた。
任意入院の閉鎖処遇	原則開放処遇の処、半数近くが閉鎖処遇となり、太陽にあたる自由もない環境に長期間おかれ、あきらめが身についていくしかない。「10年入院していて、この服を始めて買った。うれしい」などの声が多かった。 退院に向けた支援姿勢が経営者に薄く、PSWが病棟にいない又は自立支援員を受け入れない病棟に多くみられた。
公衆電話	手が届かない高さに置いてあり自由に使えない。通信面会の自由が保障されていない。逆にプライバシーに配慮した構造で設置している所もあった。
金銭管理	入院時、全額病院管理とし、こづかい金を「こづかい管理費・トイレ紙代・電気代・衛生費」等費目で落とし本人が「電話代が残らない」と言う環境があった。通信・行動の自由を奪う仕組みを作っている病院があった。外に自分で買い物に行けない環境におき、日用品の値段設定を通常350円で購入できる品を600円としている所もあった。病院の言い分は「運搬代」との説明だが、入院者が日常的に使う品にこうした値段をつけることは道義的にみておかしい。
保護室のトイレ使用状況	他の患者や職員に露骨にみられる環境が病棟によってある。人間としての品位を卑しめられている。「哀しくて使えない。がまんするのは辛い」
ベッド間のカーテン	なく、廊下を通る人からベッドの上の姿が丸見えである。「見知らぬ他人の顔が常に見えて落ち着けない」「服の着替えは隠れてほしい」
治療計画の説明	「退院計画書をもっている」という病院、「退院の日処や服薬内容についての説明がまったくない」という病院と落差が大きい。本人は「退院できないのではと心配」「でもそんな事先生に言うとお退院できないよと先輩に教えられた」と尋ねることもできずに不安を抱えた状況の中におかれる声も度々聞く。
食事	介助が必要という理由で、「食べ物がぜんぶごっちゃまぜで毎回スプーンで入れられる。何を食べているのか判らん。辛いまずい」「人が良い味をいただくという楽しみを最初から奪われている。(職員より)何とかならないか」
違法な集団隔離	「一般病床6人部屋の外からの鍵かけがあり、昼間も煙草を吸う時以外出られない」病院は「水中毒だから」。職員が水の周囲に入れば済む事では。
身体障害者用トイレの扉	中が丸見えのとびらになっている。丸見えにならない工夫が必要、プライバシーが保障されるべきである。(後日、足元以外、スリガラスとなった)。
トイレの鍵がない	「こわれたままで落ちて用を足せない。お尻をみられるのは嫌。安心して使えない」(後日、鍵がとりつけられた)
アンモニア臭	「相当きついまま、この病棟にいることが不快」原因は、長期間トイレの床タイルの交換がなく、オムツ一斉交換し、フタがゆるい等の訳が重なっていた。
障害者間のトラブル	「盗った、盗られた等のトラブルに詰所が対応してくれず、あきらめたまま」
鉄格子	窓の外の鉄格子が入ったまま。道からもよく見える。エアコンを使用している中で、鉄格子の意味はどこにあるのか判らない。人の心を傷つけるだけ。

検討項目	病院側の対応
薬の渡し方	病室で薬を渡すことを原則とし、デイルームで配薬する場合は座って待つて頂くこととしました。今後改善していきます。
鉄格子	古い病棟の病室の窓の鉄格子は、平成18年10月撤去いたしました。
隔離室	改善対策として格子側の通路にまわる時は必ずトイレ使用中でないことを出入口の窓から確認することを職員へ徹底させる。格子側の通路について置き患者が外部から見られることに対する不安を少しでも解消する。
病棟の雰囲気	近隣の住宅に面している窓が全面くもりガラスになっている件につきましては、ご指摘を受け、早急に目線の高さまでのくもりガラスに改善し、《空》や《景色》が望めるように改善いたしました。
職員の言葉遣い	より一層、言葉遣いの改善を徹底いたします。接遇委員会を中心に言葉遣いの徹底をしてはおりますが、職員一人ひとりに意識を持ってもらうよう再度教育していきます。
公衆電話の位置	デイルーム全体の椅子等の配置の見直し・パーテーションの設置・電話の移設等により、周りの環境から電話のスペースを独立させ、周囲を気にせず電話が利用できる環境を整備する。
金銭管理	金銭管理についての説明書類は、(略)患者自身がより分かりやすい内容の文書を新規に作成し手渡すことに致しました。尚、小遣いについては、現在全員に明細書をお渡ししています。
カーテン	現在、ベッドサイドにはカーテンがありませんが、3-1病棟は平成18年3月の病棟改造の際に廊下側の窓は内側からカーテンを設置し、入口の窓ガラスもスモークを入れたところ です。

(NPO 大阪精神医療人権センターニュースに掲載した、個別病院の「オンブズマン活動報告」)

2)その内容を、 どのような 枠組みで整理し、 改善の方向性を 示したのか

大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会においては、上記で述べた検討すべき内容や課題について、「法レベルの人権侵害」(大項目)、「侵害のレベル」(中項目)、「分類」(小項目)の3つの段階で整理した。まず大項目に関しては、「法レベルの人権侵害あり」「法違反ではないが人権侵害あり」「人権侵害の疑義」の大きく3つに区分けした。大項目の3つの中に、それぞれ緊急・重要性に応じてA～Cの3つの区分けをし、それぞれに「解決を求める方向」と「解決方法」を整理した。この「解決方法」としては、「行政の実地指導が必要である」「病院(院内人権擁護委員会)における検討が必要である」「精神障害者権利擁護連絡協議会で検討をし整理していく」との3段階の作業過程を組み合わせた。

例えば平成17年度の「検討項目及び結果分類」(注6)の中では、精神医療オンブズマンが訪れたある病院の報告で、次の検討課題が指摘された。

「詰所前の『観察室』は施錠されており、その観察室内で身体拘束中の患者さん(2名)の様子が廊下側からよく見える状況である」

この事案に関して、連絡協議会で検討が加えられた結果、「人権侵害あり」(大項目)で、「あらゆる法的手段を用いる」ほどの緊急性ではないものの、侵害のレベルは2番目に高い「緊急2」(中項目)、「緊急B」(小項目)と分類され、「解決を求める方向」の主体としては「精神保健疾病対策課」が、その「解決方法」としては「実地審査・病院指導等を求める」という内容に分類された。

また、

「保護室のトイレは囲いが無い(自分で水が流せない構造になっている場合もある)」

という事案に関しては、同じく検討の結果、「法違反ではないが人権侵害あり」(大項目)と分類され、「問題項目B」(小項目)という区分で、「解決を求める方向」の主体としての「病院理事者と院内権利擁護委員会」に対して、「改善および検討を求める」という結論が下された。

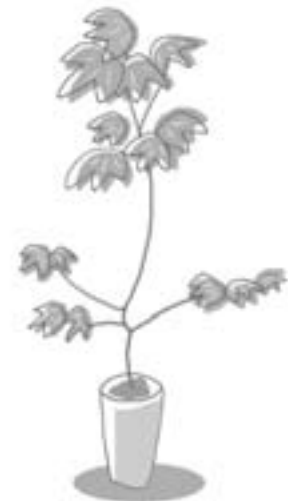
3)具体的な 解決方策

上記の検討結果の分類・整理に基づき、各レベルでの様々な対応もされ始めている。

緊急に検討課題の改善が必要であるとされた課題については、行政職員が病棟にできる限り早期に訪問をし実態を把握し病院の言い分を聞いた上で改善勧告を行うこととした。(「緊急」と検討された項目に対応)

また、精神保健福祉法や医療法には規定がないもの人間としての尊厳が侵されていると判断した場合は、院内人権擁護委員会にて早期に改善方策について議論し改善の手だてがなされるべきであるとした。

さらに、訪問した利害関係のない第三者には人権侵害ありと判断されたものの病院側機関側にそれなりの理由があって早急に改善が難しい検討項目については「問題」と分類し改善方法を、連絡協議会と院内人権委員会で一緒に整理していくとした。具体的には、以下の進展がある。



4 「検討項目及び結果分類」の枠組みとその意味

これまで見てきた「大阪府精神障がい者権利擁護連絡協議会検討項目及び結果分類」はどのような検討の中から生まれてきたのであろうか。連絡協議会に属する学識経験者や協議会事務局関係者による報告書（注7）は、その経緯を次のように説明している。

- ①検討の方向性について:病院を訪問して市民の視点で療養環境を視察するが、個別の病院の医療環境が適当かどうかだけでなく、オンブズマンの報告をもとに共通する課題を深めていくことが大切である。1年単位で訪問した病院のもつ課題を整理する。
- ②報告内容が事実で無かった場合の訂正や病院の意見反映をどう保障するか:オンブズマンの報告のみで検討するのではなく、報告内容を病院に伝えた上で訂正を含め意見を反映した（修正された）報告をもとに検討していくこととした。
- ③検討内容の整理の方法:検討内容の重要性をもとに優先順位を考慮して、人権侵害のレベルに応じて分類し、解決の方向性および方法を示す一覧表に整理する事とした。一覧表は年度ごとに作成することとした。緊急性のある問題で公式に検討結果をまとめるまで待てない場合は、精神科病院への指導権限がある大阪府精神保健疾病対策課が対応することとした。
- ④検討内容をどのように活用していくか:原則は連絡協議会に参加している委員が所属団体に持ち帰り共有の努力をすることとした。精神科病院が連絡協議会の検討内容の報告を受けて、それを院内で検討し改善に取り組むといった院内の動きにつながっていく事が望まれる。
- ⑤連絡協議会での検討内容を病院へどのように伝えるか:平成16年度訪問病院から、病院毎の検討経過と病院への依頼内容をまとめ送付する事とした。

ここに書かれた事は、精神科病院における虐待事例をどう峻別し、どのように改善していくのか、を検討するために多くの材料を提供している。

まず、精神科医療の現場においては、隔離や拘束が、医療行為として精神保健福祉法上において合法化されている。そのため、医療行為や療養環境として許される範囲内か、あるいは虐待やその疑いのある事例なのか、の峻別が不可欠となる。そこで、「個別の病院の医療環境が適当かどうかだけでなく、オンブズマンの報告をもとに共通する課題を深めていくことが大切」となってくるのだ。個々の事例が療養環境として不適切か否か、を、精神保健福祉法などの法律だけでなく、他の病院での事例とも比較検討することによって、具体的にどのような法レベルでの人権侵害やその疑義があるのか、を確定していくことが出来る。

その際、「報告内容を病院に伝えた上で訂正を含め意見を反映した（修正された）報告をもとに検討していく」、という指摘を受けた病院側の反論の権利も保障することは大切だ。

その上で、先にも触れた「検討項目及び結果分類」の枠組みの中に、オンブズマン報告からあがった個別事例を検討し、各項目の中に分類・整理していく。その際、同時並行的に「緊急性のある問題で公式に検討結果をまとめるまで待てない場合は、精神科病院への指導権限がある大阪府精神保健疾病対策課が対応する」。

このように、病院との対話も継続しながら、一方で「指導権限がある」行政担当課も動く。その際、医療側の代表者も入った連絡協議会の場で「1年単位で訪問した病院のもつ課題を整理」したものである。この「検討項目及び結果分類」の一覧表が、改善を求める具体的なエビデンスとして機能する。このようなアプローチを取ることによって、「院内で検討し改善に取り組むといった院内の動きにつながっていく」。また、具体的な指摘を受けていない他の病院であっても、平成15～17年度の一覧表は公開されているため、具体的にどのような指摘事項をどう分類したのか、どれが人権侵害や虐待の疑いと分類されるのか、を知ることが出来る。

このような整理と情報公開が進む中で、上記に示したような権利侵害や虐待の疑いのある案件に関する具体的な改善が、各病院の中で見られ始めたのである。

5

今後の課題

これまで述べてきた様に、精神医療オンブズマン制度が精神科病院における虐待や権利侵害事例の防止や事態の改善のために果たしてきた役割は大きい。これは、従来の医療監視や精神保健福祉実地指導、精神医療審査会の訪問などの行政による監視やチェックの限界を指し示すものである。更に言えば、大阪府ではこの精神医療オンブズマンによる報告や連絡協議会から生まれた先の「検討項目及び結果分類」を、自らの業務に活かすと共に、行政監視におけるチェックポイント改善にも役立てている。

このように捉えた時、精神科医療の現場で虐待を防ぐためには、行政監査と第三者機関（精神医療オンブズマンなど）の訪問の双方が必要である、と言える。実際に大阪府下では、精神医療オンブズマンの継続的訪問や病院側との対話、ならびに先の「検討項目及び結果分類」による比較検討、といった事を通じて、権利侵害や虐待の疑いのある事例が大きく改善されつつある。

ただ、2008年12月にも「違法な拘束などの人権侵害が日常的に行われてきた」ことにより警察による捜査が行われた病院もあり（注8）、全ての精神科医療現場で、権利侵害や虐待が根絶した訳ではない。この事件については、私たちNPO大阪精神医療人権センターでも事件の内容を掴んで府に申し入れもしている（注9）。ここからは、精神医療の現場における虐待や権利侵害を防ぐためには、精神医療オンブズマン活動などを実施する、行政とは独立した権利擁護機関の恒常的設置が、大阪府だけでなく、全国レベルで求められている事がわかる。

精神科医療の現場における虐待や権利侵害の防止は、予算云々の話以前の、最低限の人としての権利を護るために必然的な事である。それを守ることは、入院者の人間としての誇りや自信の回復につながり、結果早期退院につながっていく為、医療費の削減にも結果的につながる。私たちは今回の教訓から、精神科病棟における虐待防止のためには、第三者の病棟訪問活動の国事業化、ならびに都道府県レベルの、行政から独立した権利擁護機関の設置が今後の大きな課題である、と認識している。そして、大阪府のように行政（精神保健福祉センター）が事務局として、権利擁護機関と当事者団体、病院や各種の職能団体、学識経験者からなる「連絡協議会」を構成し、そこで訪問活動の内容を整理・検

討・情報公開していくことにより、精神医療の現場における虐待や権利侵害は確実に減少し、その品質は向上していく、と確信している。

注1…同意見具申は次のHP参照 http://kokoro-osaka.jp/info/advocacy/adv_ikengusin.html

注2…同連絡協議会の内容等は次のHP参照

<http://kokoro-osaka.jp/info/advocacy/index.html>

注3…精神医療オンブズマン制度については次のHPも参照

<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

注4…精神医療オンブズマンの果たす役割の重要性などは、次の文献を参照。NPO 大阪精神医療人権センター編『精神病院は変わったか』2006年、竹端寛「『入院患者の声』による捉え直し-精神科医療と権利擁護-」横須賀・松岡編『支援の障害学に向けて』現代書館2008年

注5…平成15～17年度の検討項目及び結果分類については注2のHPで公開されている。

注6…http://kokoro-osaka.jp/info/advocacy/adv_17.pdf

注7…黒田研二他『精神科病院の情報公開と透明性に関する研究-大阪府における精神医療オンブズマン制度』厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「精神医療に係る患者の利用実態や機能等の評価及びその結果の公表に関する研究」報告書

注8…「違法拘束か男性死亡、大阪の精神科病院」2008年12月3日 読売新聞

http://www.yomiuri.co.jp/iryoku/news/iryoku_news/20081203-OYT8T00437.htm

注9…<http://www.psy-jinken-osaka.org/moussiirekaityuu.pdf>

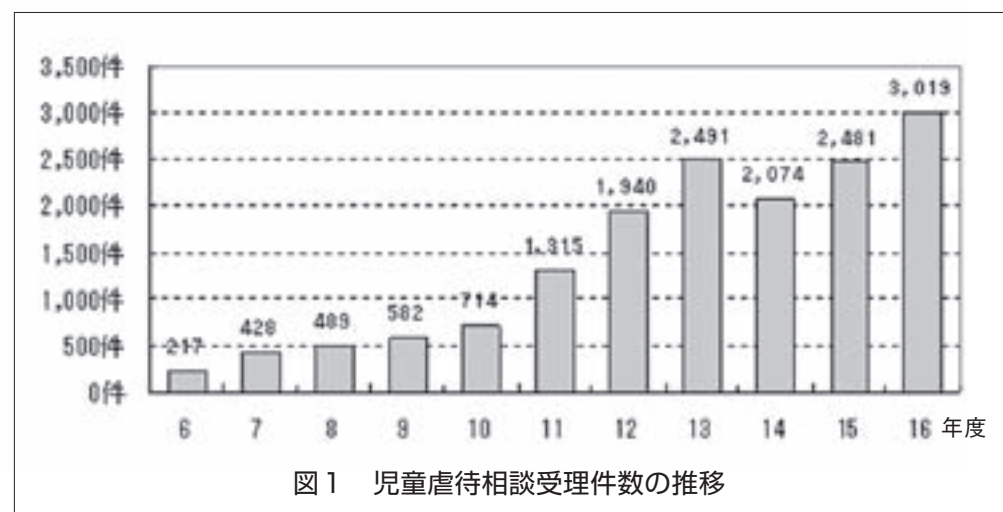
学校における児童・生徒への虐待とその対策

学校内における児童・生徒の虐待についても、これまで問題として浮かび上がっている。教職員による体罰等は、そうした問題の一端であり、最近のいじめ等の問題においても教職員の人権意識が課題となっている。ただし、学校には、虐待を発見する機能もあり、教職員の人権意識を高めることで、その役割が徐々に成果を上げつつあるように見える。

1 学校の取り組みと役割

学校における児童・生徒の虐待防止において、学校及び教職員に求められる役割には、虐待への気づきと虐待的な状況に置かれている子どもへの教育的な援助の2つがあると言われる。平成16年の改正児童虐待防止法により、どの子どもにも虐待を受ける危険性があるという認識に立ち、早期発見を目指して、虐待が疑われる場合には、関係機関への相談と通告を行うことになった。また、虐待を受けた子どもに対して、学習指導や生徒指導（生活指導）等を通じて学校生活全体を支援していくことが重要である。それらは、児童生徒から見て、「安全で安心だと思えるようにする」ことであり、「わかる授業で学ぶ楽しさや充実感を味わうことのできる」学校である必要がある。

学校は、すべての子どもが受けることのできる教育サービスであることから、教職員は日常的に子どもと接する機会があり、早期発見につながる役割が大きい。実際、東京都福祉保健局の平成17年度の「児童虐待の実態Ⅱ」の調査では、年々増加する児童虐待の実態に対して、「学校」は虐待の第一発見者及び児童相談所への通告者として、「近隣知人」に次いで多い結果となっている。また、虐待を受けた子どもの特性や出生の状況においては、特別な事情のない子どもが大きく増加しているものの、障害のある児童・生徒の虐待についても増加が見られる（図1～図4）。



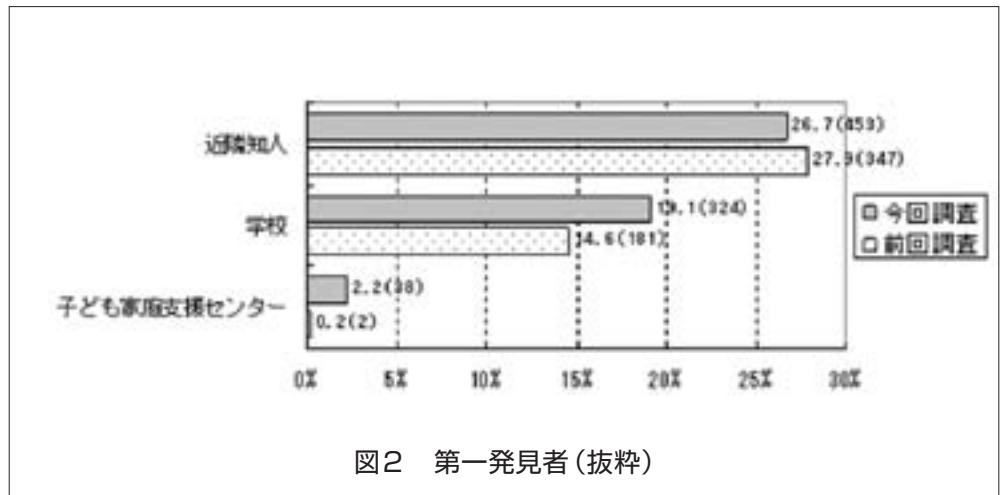


図2 第一発見者 (抜粋)

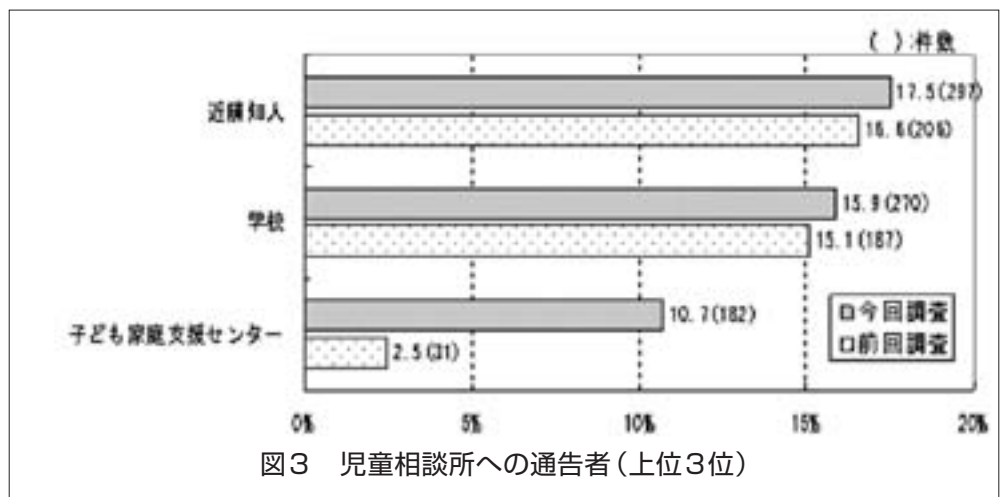


図3 児童相談所への通告者 (上位3位)

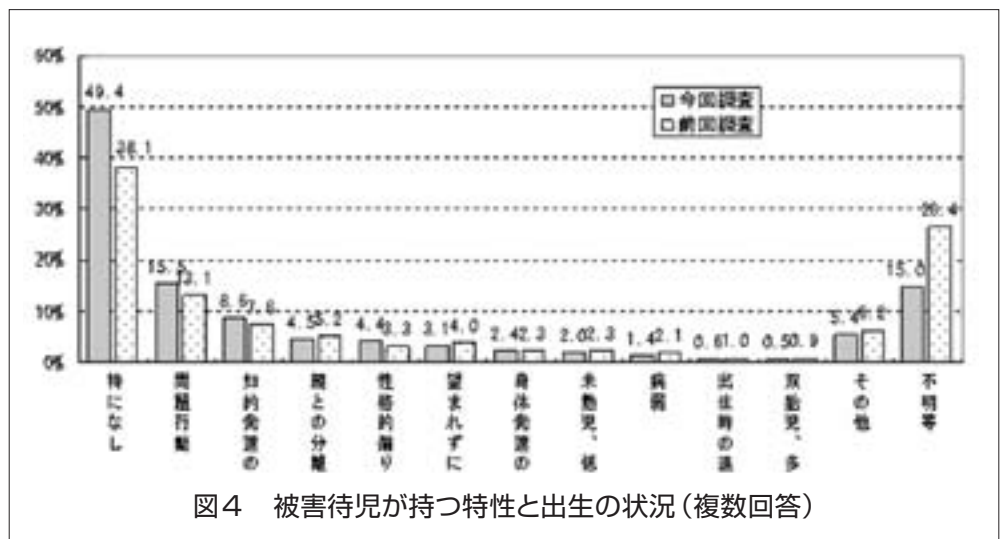


図4 被害待児が持つ特性と出生の状況 (複数回答)

※グラフは、東京都保健福祉局から平成17年12月20日に発表された「児童虐待の実態II～輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク～」から引用。図2及び図3は、平成13年度の調査との比較となっている。

虐待の早期発見の努力義務は、個々の教職員のみならず、学校組織にも課せられていることから、学校は、虐待防止の校内体制を整備することが求められる。学校には、学級担任だけでなく、校長、教頭（副校長）、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事（生活指導主事）等の様々な職種や分掌業務がある。そこで、学校組織として校内での連携体制を構築し、それぞれの役割を意識して、虐待の早期発見に努めることが求められる。

① 校長等管理職の役割

学校が組織的な対応をするためには、管理職の役割は大きい。学校経営計画の中に虐待防止及び人権尊重について明確な方針を位置付け、教職員の役割分担を位置付けることや校内研修等により共通理解の場を設けること、関係機関との連携を率先して行うことなどがあげられる。

② 生徒指導主事（生活指導主事）の役割

生徒指導主事（生活指導主事）は、非行生徒や不登校の児童生徒とかわる機会が多いことから、その背後にある虐待に気づく立場にある。生徒指導・生活指導として、不登校、いじめ、問題行動等の指導体制において、虐待の発見を明確に位置付けておくことが求められる。また、職員・保護者への啓発活動を行うとともに、関係機関との連携の促進を図ることが必要である。

③ 学級担任の役割

学級担任は、日常的に子どもに接する立場にあるため、その変化に気づきやすい。子どもの言動、身体の傷、服装等の異常等に注意を払うことが求められる。また、それらに気づいた場合に、一人で抱え込むことなく、校内の組織体制に従って、早期に相談をすることが必要である。

④ 養護教諭の役割

養護教諭も学級担任同様、発見及び気づきに近い立場にある。健康診断をはじめ、けがや体調不良等の相談に日常的に対応しているからである。健康診断や毎朝のバイタルチェック等では、身長や体重測定、内科健診等で、子どもの状態を把握しやすい立場にある。また、体調不良等を訴えて、保健室へ来る子どもの状態を観察することで、虐待に気づくことが多い。

⑤ 特別支援教育コーディネーターの役割

平成19年度の改正学校教育法により、小中学校及び特別支援学校には、特別支援教育コーディネーターが配置されるようになった。近年は高等学校にも配置される自治体も見られる。コーディネーターは、特別支援教育を実施するために、校内体制である校内委員会を組織し、関係機関との連絡調整を行う役割がある。生活及び学習において支援を必要としている児童生徒の指導体制や支援体制を構築する役割があることから、虐待の事実にも気づく可能性がある。また、そうした場合に子ども家庭支援センター・児童相談所等の地域の関係機関との連携を図る中核的な存在としても期待される。

⑥ スクールカウンセラーの役割

スクールカウンセラーは、問題行動や不登校を示す児童生徒の相談にかかわることから、その背後にある虐待に気づくことが多い。学校や地域によりその活動や位置づけには違い

がみられるが、虐待の気づきを教職員へ伝える体制を構築しておくことが求められる。

3

教職員の研修と啓発資料

学校内の職種や分掌業務により、虐待防止に向け上記のような役割が求められる。そこで、教職員による虐待の早期発見に向け、以下のような具体的な資料を用意している教育委員会・自治体もある。

児童虐待の 早期発見のために

(チェックリスト:東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)平成20年3月より)

以下の内容を確認し、虐待と思われるときは、児童相談所等に通告する体制を整えることが必要である。

I 登校(園)時の出席 調べや健康観察な どの場面で

- 傷跡やあざ、やけどの跡などが見られる。
- 過度に緊張し、教師や指導者と視線が合わせられない。
- 季節にそぐわない着衣、きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
- 頭髪や衣類などの清潔への配慮がされていない。
- 連絡もなく登校(園)してこない。担任が訪問すると、保護者が不在であったり、まだ寝ていたり、あるいは食事も与えられていなかったりする。

II 授業中や給食時な どの生活場面で

- 教師や指導者の顔色をうかがったり、接触を避けようとしたりする。
- 他者とうまくかかわれず、ささいなことでもすぐカッとなるなど乱暴な言動がある。
- 握手など身体的接触に対して過度な敏感さを示す。
- 他人を執拗に責めたり、動物をいじめたりする。
- 虚言が多かったり、自暴自棄な言動があったりする。
- 用事がなくても教師や指導者のそばに近づいてこようとする。
- 集団から離れていることが多い。
- 食べ物への執着が強く、過度に食べたり、あるいは過度に食欲不振が見られたりする。
- なにかと理由をつけてなかなか帰りがらない。
- 必要以上にいてねいなことば遣いやあいさつをする。

III 健康診断の場面で

- 衣服を脱ぐことに過剰な不安を見せる。
- 発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)、虫歯等要治療の疾病に放置等がある。
- 説明がつかない怪我、やけど、出血斑(痕跡を含む)が見られる。
- からだや衣服の不潔感、汚れ、におい、垢の付着、爪がのびている等がある。

IV 保護者とのかかわ りの中で

- 子供とのかかわり方に不自然さが見られる。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 子供の発育等に無関心であったり、育児について拒否的な発言があったりする。
- 子供の外傷などに対する説明に不自然さがある。

- 子供の健康状態に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否することがある。
- 学校等における保護者会や面談などの連携の機会に意欲的でない。
- 保護者会等で自分自身や他の保護者に対して否定的な態度をとることがある。
- 他の保護者との関係を極端に嫌う。
- 子供のしつけに関する言動が常に変わる。
- 家庭訪問や面談の際、子供が保護者の顔をうかがう反面、保護者から離れると保護者に対して関心を示さなくなるようなことがある。
- 子供が夜遅くまで外で遊んでいたりと、徘徊したりしている。
- 長期にわたって欠席が続き、訪問しても子供に会わせてもらえない。

全ての教職員が、こうした観点を持つことで、早期発見が可能となり、通告義務を果たすことができる。次は、そうした事例である。

事例1 (特別支援学校)

A君は、母親と妹との3人暮らしであり、中学部2年生であった。車いすを使用しているの登校であったが、衣服に動物の毛がいつもついていて、朝食を食べていないことなどが、保健室の養護教諭、学級担任から指摘された。学部及び学年会での情報収集を経て、管理職及び特別支援教育コーディネーターもはいる、支援会議が開催され、児童相談所への通報となった。保護者への連絡や児童相談所への連絡をコーディネーターが担当し、生徒への生活上の支援及び学習支援については担任及び養護教諭がおもに担当した。

その後、A君は児童施設への一時保護となり、現在他校の高等部に在学中である。

事例2 (特別支援学校)

Bさんは、高等部1年、母親と兄、弟の4人暮らしである。きょうだいは、就学前に、父親の暴力を受けており、今もそのときの記憶が残り、男性の大きな声を聞くと身がすくむことがある。最近、父親が2ヶ月に1回、母親を訪ねてくるようになり、怖くて自宅に帰れないため、夜遅くまで公園で過ごしてから、部屋に戻ることもある。父親は、昼間から酒を飲み、数日するとまた出ていくため、生活保護費をあてに母親を訪ねているようである。中学校までは、そうした事実気づくことがなかったが、Bさんが友達に相談したことから、担任が気づくことになった。学校は、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーによるBさんとの相談を実施し、事実の把握をしたうえで、保護者との相談を学級担任が行い、福祉事務所及び子ども家庭支援センターとの支援会議を開催した。父親の訪問を拒否できるように家族への支援を行い、父親の訪問時にはBさんの緊急避難としての短期入所が行われた。

4 教職員による虐待

家庭等における虐待を早期発見する上での学校の役割等について述べてきたが、教職員による児童生徒への虐待が起こることもある。児童生徒が教職員の指示に従わなかったりしたときに、無理やり言うことを聞かせようとして体罰に及ぶことがある。また、肉体的な苦痛を与えるような懲戒も体罰に該当する。児童生徒の心を傷つける乱暴な言動や不用意な言葉なども人権侵害にあたる。

このような体罰や人権侵害は違法であることを、学校及び教職員はあらためて認識することが必要であり、日ごろから人権感覚を磨くとともに、教員の専門性である指導技術の向上に努めることが必要である。具体的には、児童生徒の考えを共感的に受け止める、児童生徒の能力や特性に応じた話のスピードや視覚情報の活用などわかりやすい説明をする、児童生徒のコミュニケーション能力を文章・イラスト・写真・身振りなどを使用して高める、児童生徒が理解し納得しているかを確認するなどのことが考えられる。

また、学校における児童生徒へのセクシャル・ハラスメントの防止も重要な点である。近年、こうした人権侵害を未然に防ぐために、学校等に相談窓口を置いたり、校内に相談員を選任するように求める教育委員会・自治体が出てきている。

しかしながら、校内における体罰やセクシャル・ハラスメントについて、教職員間で指摘したり改善することが難しい状況が指摘されることがある。教室内や授業場面での同僚の目撃がなかったり、明確な根拠がない場合など、指摘や改善に躊躇する場合が多い。また、同僚でもキャリアのある年上の教職員に若い教職員が指摘しづらい雰囲気もある。こうした状況を打開するためには、日常から教職員自らが研修を行い、人権感覚を磨くとともに、学校評議員に代表される学校評価や生徒及び保護者による評価や外部評価も含めた開かれた学校運営を行う必要がある。

虐待を受けた児童生徒及びその保護者は、こうした事実が起こると具体的な相談方法や相談相手に悩むことが多い。学校及び教職員との信頼関係が損なわれることを心配し、直接相談できないこともある。既に述べてきたように、校内体制の整備として、相談窓口や相談担当者を明確にし、児童生徒・保護者に周知することが大切である。その際に中心となるのは、従来より体罰防止等の役割を担ってきた生徒指導主事・生活指導主事であろう。また、近年、特別支援教育コーディネーターが配置されるようになり、学校の中に相談窓口を設けるところも多く見られるようになってきたため、コーディネーターがこうした虐待についての本人・保護者の相談窓口として機能することも考えられる。

特別支援教育コーディネーターは、幼稚園、小中学校及び高等学校と特別支援学校に配置されているが、所属先によりその業務・役割がやや異なる。すなわち、幼稚園、小中学校及び高等学校では、校内の幼児児童生徒への支援をするための校内委員会を組織し、外部関係機関の協力を得ながら、支援及び指導を実施する。コーディネーターは、その際に関係者の連絡調整及び進行管理を担当することになる。一方、特別支援学校では、校内の児童生徒への支援とともに、地域の小中学校及び高等学校等の関係機関を支援することもその役割として位置づけられており、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが期待されている。特別支援学校に所属するコーディネーターは、地域の小中学校等からの要請に応じ、小中学校の巡回訪問や相談を数多く実施している。

教職員が、自校内部において職員同士の指摘・改善を十分に行えない可能性があることについては触れた。こうした状況で、特別支援教育コーディネーターには、今後の学校内における自浄作用を果たす役割があると思われる。特に、特別支援学校のコーディネーターと小中学校等のコーディネーターが連携し、人権侵害についての研修と実際の相談等について担当することで、学校の壁やキャリア及び年齢の壁などを越え、虐待の課題解決に向けて関係機関の連携による新たな可能性を生むと思われる。虐待問題に対応するためには、子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園、学校、児童館・学童クラブ、保健所、児童委員・主任児童委員などの地域の関係機関等が協力して、子どもと家庭の24時間を支援していく必要がある。そのためには、個人情報保護と情報共有の観点から「要保護児童対策地域協議会」を市区町村で設置することが必要である。

また、虐待を防ぐためには、保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気付くことが必要である。日頃から、地域の中での子育てや家族の社会とのつながりを作るための働きかけを行い、気軽に子育てについて相談できる環境を整えていくことが重要である。その際に、一人ひとりの児童生徒を関係機関の連携で支える「個別の教育支援計画」を保護者と学校が中心となって作成し、活用することが望まれる。特別支援教育コーディネーターは、この「個別の教育支援計画」の作成・活用におけるキーパーソンでもある。したがって、今後、特別支援教育コーディネーターを対象とした児童虐待及び人権擁護のキャリアアップ研修が行われることを強く期待したい。

参考文献

- 1) 「児童虐待の実態II～輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク～」2005. 12.20、東京都保健福祉局
- 2) 「人権教育プログラム(学校教育編)」2008.3 東京都教育委員会
- 3) 「学校等における児童虐待防止にむけた取組について」(報告書)2006.5、学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議、文部科学省



第8章 司法による解決

1 刑事訴追

虐待の事実が明らかになったとき、刑事告訴や刑事告発を考慮しなければならない事案は少なくありません。緊急的な対応が必要な事案については、警察が第一次的な相談先になる可能性があります。

刑事告訴等を行う目的は、事案の内容から刑事責任が相当な事案の他、早期に被虐待者の供述を証拠化すること、強制捜査により十分な証拠を確保すること、虐待者と被虐待者を明確に分離すること、再発を防止すること、虐待者を分離しその責任を明確化することで被害回復を図ることなどがあります。

もっとも、現実には刑事告訴等が実施されるケースは少ないといえます。その理由は、被虐待者がその障害故に被害に気づかないあるいは被害を訴えることができないまま日時が経過し、相当期間経過後に事件が発覚することが多いこと、警察に訴えても分かってくれないだろうという諦め、被虐待者本人に何度も事実を語らせることで被害を拡大化させてしまうのではないかという危惧、お世話になった方が相手だし大事にはしたくないという考え、被虐待者本人が怒りや苦痛などを十分表明しないため親や支援者だけの考えで訴えることに対する躊躇などが考えられます。

他方で、せっかく決意をして警察に訴え出ても、警察の対応が不十分でより精神的な被害を拡大化させてしまう、本人が多く語れないために立件が困難になる、虐待の日時場所について警察が特定を急ぐ余り裏付けの弱い捜査が進んでしまうなどの問題があります。したがって、実際に刑事告訴等を行っても、密室で行われることが多い虐待事件は、本人の供述の信用性が非常に大きなウェイトを占めるため、刑事事件として立件される場合は虐待者側が認めている事案等非常に限られており、立件され起訴されたとしても、証拠が不十分で無罪になることもあります。

しかし、そうはいつでも刑事告訴等が必要な事案は存在します。被虐待者に障害がなければ、逮捕され、起訴され、有罪になる事案が、障害があるという理由で結論を異にしないのです。また、虐待者が被虐待者の障害を利用して虐待行為を繰り返す悪質な事案は少なくありません。そのような事案は、刑事事件という枠組みの中で厳格な責任追及がなされなければなりません。

そこで、刑事告訴等を行った場合の上記弊害を除去するために、まずは警察官に対し、適切な聞き取りにより本人の被害状況を正確に聞き取ること、及び本人に二次被害を与えないようにすることを目的とした申入れを行うべきです。申入れに際しては、本人の障害の内容や障害特性と併せて、当該障害種別に応じた取調べにおける留意点、及び、本人の障害特性に応じた取調べにおける留意点等を、担当警察官との面談あるいは書面を通じて申し入れるといいと思います。ここでは、警察庁が平成19年11月に作成、配布した「触法調査マニュアル」が参考になります。このマニュアルには「知的障害」「発達障害」という項目があり、それぞれの障害特性に応じた取調べにおける配慮事項が記載されています。触法調

査とは14未満の少年に対する警察の調査をいいますが、知的障害や発達障害とは生活年齢とは関係なく、成人になっても共通する事項が多いため、また、当該マニュアルは少年課に限らず広く全部署への周知が呼びかけられているため、申入れに際しては、当該マニュアルを参考にした申入れが有効です。

また、現在では、警察官にも「司法面接」の技法を取り入れるべきだという議論がなされています。司法面接とは、子どもや高齢者、障害者を対象に、事実を早期に的確に把握するための聴取の技術であり、イギリスやアメリカにおいては、司法面接において得られた証拠は刑事裁判においても証拠として用いられています。日本でも、児童相談所や家庭裁判所を中心に、研修・研究が進んでいます。司法面接は、「ラポール（信頼関係の形成）」「自由報告」「質問」「クロージング（終結）」の4つのセクションで成り立っており、その基礎を学ぶことは難しくありません（参考文献：仲真紀子訳「子どもの司法面接」（誠信書房、2007年）。警察官に対して、本人の自由報告を意識した事情聴取と供述調書化を心掛けてもらうためにも、司法面接の観点を踏まえた申入れをされることが望ましいといえます。

なお、平成20年12月1日から、刑事事件に被害者参加制度が導入されました。被害者参加制度は、殺人、傷害、強制わいせつ、強姦、監禁等一定の犯罪について、被害に遭った人が検察官を通じて刑事裁判への参加を申し出る制度です。参加が認められると、公判期日に出席すること、検察官の権限行使に関し意見を述べ説明を受けること、証人に尋問をすること、被告人に質問をすること、事実関係や法律の適用について意見を陳述することができます。弁護士に委任してこれらの権限を行使することもできます。また、同日、前記同様の一定の犯罪を対象に、損害賠償命令制度が導入されました。これは、刑事手続内で（民事提訴を行わずに）損害賠償を行える制度で、刑事裁判の結審までにて有罪判決が出た後、刑事事件と同じ裁判官が刑事記録を利用して4回以内の審理を行い、損害賠償の決定を出せるという制度です。申立費用は一律2000円であり、申立者の負担の軽減や審理の迅速化が図れることが期待されています。但し、刑事事件で起訴され、有罪判決を受けたことが前提であり、また、被告人側から異議があれば通常の民事訴訟に移行します。

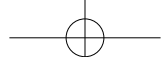
2 民事訴訟

民事訴訟においても、先に刑事訴追の項で述べた内容と同様、障害のある被虐待者が被害を訴えることの困難性が伴います。民事訴訟においても、被虐待者本人の供述の信用性が必ず争点となります。

また、民事訴訟は刑事訴訟よりも長期化することが多く、周囲の継続的な支援もより必要となってきます。

しかしながら、本人の被害回復、真相解明、再発防止の観点からは、民事訴訟を起こさなければならない事案もあります。

民事訴訟が適している事案は、継続的・反復的な虐待行為が行われている事案（刑事事件では証拠が十分な特定の日時場所での虐待行為だけが立件されることが多い）、金銭的な被害回復も合わせて必要な事案、施設や企業における虐待のように、虐待者個人の問題にとどまらず虐待者側の組織的な問題性や社会的な問題性を問うべき事案などが考えられます。



民事訴訟における証明の程度は、刑事訴訟ほどは要求されないといわれています。すなわち、刑事訴訟では、「合理的な疑いを容れない程度」といって、常識的に考えてこの人が罪を犯したと疑いを差し挟まない程度に心証がとれて初めて有罪の判決を下すこととなりますが、民事訴訟においては、「証拠の優越」といって、原告と被告のどちらの言っていることが合理的で信用できるか、という相対的な観点で結論が出されるとも言われています。また、刑事訴訟では、犯罪行為が行われた日時・場所を特定することが要求されますが（これが不十分である場合無罪判決が言い渡されます）、民事訴訟では、必ずしも日時・場所の特定が必要とされないとも言われています。このことは、日時や場所等の周辺事実の記憶力が十分ではない知的障害のある人の被虐待事件においては、非常に重要な事実です。

例えば、段ボール工場で働いていた知的障害のある人たちが、社長から性的虐待等を継続的に受けていた水戸アラス紙器事件の判決は、「知的障害者の供述特性を踏まえれば、虐待を受けたという事実そのものに変遷がなければ、時間、場所、その他回数等の周辺事実について特定できず、供述が変遷したとしても、被害を受けたという供述の信用性は否定されない」旨述べて、原告（被虐待者）側の請求を認めています（水戸地裁平成16年3月31日判決、東京高裁同年7月21日判決）。

しかしながら、他方で、知的障害のある人や性的虐待を受けた人の特性を踏まえず、被害から時間的経過なく申告がなされた事実及び日時・場所が特定された事実のみ認定し、被害から相当期間経過後に申告がなされた事実及び日時・場所が不特定な事実については信用できないとして棄却した判決もあります（浦安事件、千葉地方裁判所平成20年12月24日判決）。

したがって、民事訴訟を提起するに当たっても、これに先立ち、十分な証拠を確保するという趣旨で、最初に聴取りを行う者が、できるだけ早期に、具体的な被害事実を聴取するために、前記の「司法面接」の観点を踏まえた適切な聴取りを行うことが必要といえるでしょう。司法面接では、ビデオ2台を用いて聴取場面を録画することで証拠化を行います。これが不可能な場合であっても、ビデオ1台を用いた録画、少なくともテープ録音を行うことで、聴取内容及び聴取経過が後に検証できるように証拠化しておくことは必要不可欠です。そのような証拠化の作業を行うことで、本人が法廷等で同様の被害を何度も話すことによる被害拡大を回避することができる可能性があります。

その上で、裁判の場では、障害特性を踏まえた供述の信用性評価や、障害を踏まえた精神的損害の評価などを行ってもらうべく、裁判所に働きかけることが必要になります。これらの作業は弁護士を通じて行うのが現実的ですが、後に述べるように障害者の問題に通じた弁護士に依頼することが望ましいといえます。

なお、刑事告訴等と民事提訴の双方を行う場合、並行して行う場合もあれば、刑事事件が虐待者の逮捕により先行し、刑事訴訟の結論を待って民事提訴を行う場合もあります。

3

示談

示談とは、当事者の合意によって紛争の解決を行うことです。裁判ではなく示談が適している事案とは、例えば、被虐待者も虐待の事実を認めている事案、謝罪や再発防止策の具体化など金銭的解決以外の解決内容を求める事案、前記で述べたような裁判による不利益を回避したい場合などが考えられます。もっとも、虐待者との関係を悪化させたくないという理由だけで裁判を断念するのは本人の気持ちを無視することにもなりかねないため、弁護士等の専門家の意見を踏まえた慎重な判断が必要になります。

示談は法律の厳格な適用が要求されないので、証拠が不十分な場合でも合意に至る場合や、裁判を起こすよりも高額な解決金で話し合いがまとまることもあります。また、事案に応じた柔軟な解決が可能であり、再発防止に資する点でも有効な場合があります。

仮に当事者間での任意の示談が成立しない場合でも、示談に類する手続として、簡易裁判所の民事調停や、各地の弁護士会が実施している紛争解決センターや仲裁センター、示談あっせんセンターなどの利用が考えられます。これらの手続では、第三者が介入して話し合いが行われるため、当事者の負担の軽減が図れるほか、客観的にも適切な合意内容が形成できるメリットがあります。

4

法務局・弁護士会への人権救済申し立て

虐待を受けることは人権侵害でもあります。侵害された人権の救済をはかるために、無料で相談を受け調査を進めて、人権侵害の事実が明らかになった場合には、侵害先に働きかけをします。人権救済手続は、下記の2つの機関が行っています。

- ①法務局が実施する人権救済制度
- ②弁護士会が実施する人権救済制度

1)法務局の
人権救済

- ①法務局の相談窓口 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken90.html>
法務局人権相談所 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

なお、平成6年度から、「いじめ」、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活発な活動を行っています。

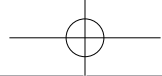
子どもの人権に関する相談『子どもの人権110番』
(全国共通フリーダイヤル0120-007-110)

- ②申立のための用紙があり、記載をして申立をします。

③調査

必要があれば聞き取りのために、呼出もあります。虐待している側の調査もします。

※一定の事件（「特別事件」）について手続を開始したときは、法務局長は人権擁護局



長に、地方法務局長は人権擁護局長及び監督法務局長にその旨を遅滞なく報告しなければならない。

- ・公務員の職務執行に伴う人権侵犯（軽微なものを除く）
- ・重大な差別的取扱い
- ・特定の者に対し、職務上の地位を利用し、その者の意に反してする性的な言動（軽微なものを除く）
- ・社会福祉施設、医療施設、学校その他これらに類する施設における重大な人権侵犯
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待
- ・配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の一方が、他方に対してする重大な人権侵犯
- ・高齢者（65歳以上の者をいう。）若しくは障害を有する者（以下この号において「高齢者・障害者」という。）の同居者又は高齢者・障害者の扶養、介護その他の支援をすべき者が、当該高齢者・障害者に対してする重大な人権侵犯
- ・新聞、雑誌その他の出版物、放送、映画、インターネット等による名誉、信用等の毀損又は重大なプライバシー侵害
- ・同和問題に関する人権侵犯
- ・人権擁護局長が指定した事件
- ・前各号に掲げるもののほか、特に社会的に影響があり、又は公衆の耳目をひいた人権侵犯

④調査の結果、人権の侵害があると認められた時には次のようなことをします。

- ・要請 人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること
- ・説示 相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めため、事理を説示すること
- ・勧告 相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと
- ・通告 関係行政機関に対し、文書で、人権侵犯の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること
- ・告発 刑事事件として文書で告発すること
(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による)

ただし、法務局長又は地方法務局長は、人権侵犯の事実があると認める場合であっても、事情によっては以上のような措置を猶予する決定ができる。

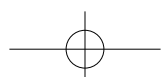
⑤平成19年度の利用状況

新規救済手続開始件数 21,506件（対前年比0.8%増加）

○処理件数 21,672件（対前年比2.1%増加）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ・学校における「いじめ」に関する人権侵犯事件の増加 2,152件（対前年比121.2%増加）
- ・インターネットを利用した人権侵犯事件の増加 418件（対前年比48.2%増加）
- ・児童虐待に関する人権侵犯事件の増加 600件（対前年比12.4%増加）



⑥平成19年中に救済措置を講じた具体的事例

事例1 息子による母親に対する虐待事案一富山地方法務局

デイサービスを利用していた被害者が自宅に戻ると相手方息子から虐待を受けるので自宅に帰りたくない旨話していると、市の福祉部門から富山地方法務局に通報があり、調査を開始した事案である。



調査の結果、母親は、引き続き息子と一緒に生活したい気持ちがある旨供述し、相手方息子も母親に暴力を振るったことを反省している態度が認められたため、同局が、母親と息子の双方の間に入って親子関係を調整したところ改善が図られた。(措置:「調整」)

事例2 フィットネスクラブによる障害のある人に対する施設利用拒否事案一京都地方法務局

下肢に障害があり、歩行補助のため「杖」を常時利用している被害者が、フィットネスクラブに会員登録した後で施設の利用を拒否されたとして、京都地方法務局に被害申告した事案である。



調査の結果、同施設は、被害者が杖を常用していることを承知しながら会員登録を認めたものの、その後に施設内での杖の使用を禁止し、会員利用規約についてもその旨を付加する改訂を行うなど、一律に施設の利用を拒否する差別的取扱いを行ったことが認められた。

京都地方法務局長は、当該施設を経営する法人に対して、障害のある人の社会参加促進のために特段の配慮をするよう説示した。(措置:「説示」)

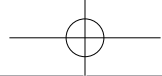
事例3 知的障害者更生施設における入所者に対する身体的及び経済的虐待事案一長崎地方法務局

知的障害者更生施設の職員が、入所者に対して虐待を行っているとの情報提供を受けた長崎地方法務局が、福岡法務局、法務省人権擁護局及び長崎県と共同して調査を行った事案である。



調査の結果、同施設職員が、複数の知的障害者に対して、頭部等を殴打する虐待や不当な身体拘束を行っていたことが認められたほか、同施設を運営する法人の理事長が、施設入所者からの預かり金を不正に使用する経済的虐待を行っていることも判明した。

長崎地方法務局長は、身体的虐待を行った職員及び同職員を指導監督する立場にある施設長に対して、再発防止に努めるよう勧告した。また、法人の理事長を業務上横領罪で刑事告発するとともに、同法人に対して、同種事案の再発防止に努めるよう勧告した。(措置:「勧告」「告発」)



事例4 民間の無認可介護施設における入所者に対する不当な身体拘束事案—千葉地方法務局

介護施設において入所者に対する不当な身体拘束が行われているとの報道を端緒として、千葉地方法務局が、東京法務局と法務省人権擁護局と共同して調査を行った事案である。



調査の結果、同施設の管理者である事務長は、事故防止のためとして、職員らに指示し、入所者に対して、夜間一律に金属製の金具を両手首に取り付けるなどして不当に拘束する虐待を行ったほか、別の入所者に対しても、一律にベッドの周りを金属製のペット用の柵で囲い、かつ、夜間は柵の扉を固定するなどして行動を制限する身体的虐待を行っていたことが認められた。

千葉地方法務局長は、同施設を運営する法人及び施設の管理者である事務長に対して、同種事案の再発防止に努めるよう勧告した。（措置：「勧告」）

事例5 「いじめ」に起因する自殺事案—福岡法務局

男子生徒が「いじめ」を苦にして自殺したとの報道を端緒として福岡法務局が調査を行った事案である。



調査の結果、同生徒が入学当初から深刻な精神的苦痛を受けていたことに加え、同校教諭が「いじめ」を招きかねない不適切な言動・対応を行うなどしていたにも係わらず、学校は「いじめ」の存在を認知することなく、また「いじめ」防止を学校全体で取り組む体制を十分に整備していないことが認められた。

福岡法務局長は、相手方教諭に対して説示し、当時の学校長に対しても再発防止に努めるよう説示するとともに、現校長及び町教育委員会に対しては、再発防止についての実効ある措置を要請した。（措置：「説示」「要請」）

事例6 保育所職員による園児虐待事案—松江地方法務局

保育所職員が園児に虐待を行っているとの報道を端緒として、松江地方法務局が調査を行った事案である。



調査の結果、同保育所の職員らが、園児に対し、リレー競技用のバトンで頭部を殴打したほか、平手で両頬を殴打するという虐待を行ったことが認められたので、同人らに対して「説示」した。

また、同保育所の管理者である所長自身も、園児を突き飛ばし転倒させる虐待を行っていたことが認められたので、松江地方法務局長は、同所長に対して、自らの行為の不当性を認識し自戒するとともに職員に対する指導・監督を徹底し、同種事案の再発防止に努めるよう勧告した。（措置：「説示」「勧告」）

⑦ マスコミ報道から

ア 無届け有料老人ホームでの虐待の申立

「ぶるーくろす癒海館（ゆかいかん）」（千葉県浦安市）の入所者虐待疑惑で、千葉地方法務局と東京法務局が、「重大な人権侵害の疑いがある」として、虐待が疑われる事案に対して人権侵害の調査救済手続きを開始したことが分かった。千葉地方法務局は、毎日新聞の報道で疑惑発覚後、千葉県と浦安市に職員を派遣して情報収集していた。人権侵害の事実が確認され次第、刑事告発、関係行政機関への通告などの措置に踏み切る方針だ。両法務局は28日、手続きの一環として、虐待を告発した元職員から約3時間にわたり施設の運営実態などについて聞き取り調査した。昨年11月ごろ、30代の障害者の男性がペット用の柵（さく）に入れられたケースや、金属製の手錠で男性入所者が拘束されたことなど、個々の身体拘束事案についても詳細に聞き取った模様だ。・・・

イ 色覚障害者にも見やすく 阪急時刻表、人権救済受け

阪急電鉄（大阪市）の駅の時刻表が、次回のダイヤ改正から色覚障害者にも見やすいものになることになった。色覚障害のある京都市の白浜徹朗弁護士（48）の人権救済申し立てを受けて調整していた京都地方法務局が3日、発表した。阪急広報部は「京都線に新駅が設立される2010年春ごろにダイヤ改正の予定があり、そのころまでに変更を検討する」としている。

申し立てによると、白浜弁護士はことし3月、「特急を赤、準急を緑で色分けした時刻表は判別しにくい」と改善を要求。阪急は「以前からの表示で定着している」と回答したため、4月に救済を申し立てた。

法務局は独自の調査で、この色分けでは茶色1色に見えて救済が必要と判断した。法務局は「別の会社の時刻表にも同様の問題があり改善が望ましい」としている。

これに先立ち、阪急は、関西大手私鉄5社で勉強会を開き、改善を検討、9月に表示の改善を法務局に伝えたという。

番外 こんな声もあります

これがまったく役にたたない。

委員といっても、話を聞いてくれるのは、法務局のOB職員。

個人的な救済はまったく期待できない。

というよりも、そもそもそういう制度にできていないのだ。

じゃ、いったい何をしてくれるのか？

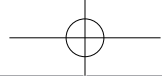
任意で擁護委員の質問に答えて、研修などの指導をしてくれるだけなのだ。

任意なので、「聞く必要なし」と言われてしまえば、強制する手だてはない。

これで給料をもらっているのだから、税金泥棒だ。

法務省のHPを見るとあたかも救済件数のような数字の説明があるが、この制度で救済されるような人権侵害事件があるとすれば、よほど人権侵害した人がいい人で、任意の取り調べに応じてべらべらしゃべり、委員の言うことを必要以上に理解して慰謝料でも払ってくれるような人しかいない。

そんないい人ならばじめから人権侵害なんてするわけないって。ほんと。



2) 弁護士会による 人権救済

弁護士会による人権救済制度は

- ① 日本弁護士連合会（日弁連）が行うもの
- ② 地方の各弁護士会で行うもの（各府県に弁護士会が一つあります。北海道と東京には3つあります。単位会ともいいます）

行う内容はほぼ同じですが、日弁連は、全国的な内容、重大な内容について扱うことが多く、地方の事件が申し立てられても、その地方で調査を行うことが適当な事件については、各単位会へ移送します。地方の単位会に申し立てられた事件は、そのまま単位会で扱います。

日弁連人権擁護委員会の人権救済制度について説明します。

① 申立

形式は決まっていますが、申立人と相手方、侵害行為については書面に書いて提出するのが適当で、詳しくは日弁連人権部人権第1課へお問い合わせください。
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL : 03-3580-9841(代) FAX : 03-3580-2866

② 受理

③ 予備審査

調査をするかどうかの審査で、調査相当の判断がでると調査へ

④ 調査

人権の種類によって、いくつかの専門部会に属する委員が数名で調査委員会を作ります。

申立人からの聞き取り

相手方からの聞き取り

関係機関への照会

⑤ 結果

・ 不措置 調査の結果、措置をとるには至らないと認められる事件。

・ 措置

司法的措置（告発、準起訴）

警告（意見を通告し、反省を求める）

勧告（適切な措置を求める）

要望（趣旨の実現を期待）

助言・協力

意見の表明

⑥ 人権救済事例

ホームページで過去のものが20年分掲載されています

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_case/index.html

2008年 5月27日 茂原捜査報告書捏造事件（警告・勧告）

2008年10月24日 レッド・ページによる解雇に関する人権救済申立事件（勧告）

2008年11月 7日 代々木公園路上生活者人権救済申立事件（警告）

⑦ 地方の各弁護士会

各弁護士会に人権擁護委員会があります。弁護士会に問い合わせいただくと、日弁連の人権救済制度とほぼ同様の手続きになっています。

3) 法務局の人権救済制度と弁護士会の人権救済制度との違い

一般的にいうと、法務局は国の機関なので、国や公共団体を相手にする救済事件については、積極的な判断が期待しにくいという点が上げられます。

また、個別のケースにとどまらない制度、施策に関わるケースでは、弁護士会は司法の一翼として、大きな視点からの判断をすることができます。

5 弁護士～高齢者・障害者委員会／障害に詳しい弁護士

刑事告訴等や民事提訴、示談交渉を行う場合の多くは、弁護士に依頼をし、進めていくことになります。当然、いずれの手續においても、弁護士の役割として、本人の障害特性を関係機関に周知させ、自らも障害特性に応じた弁護活動を行い、本人の今後の生活をも含めた「福祉的」活動を行うことが要請されるため、障害の分野に詳しい弁護士がつけられることが望ましいところです。

しかしながら、全国に障害分野に詳しい弁護士は相当限られていますので、弁護士選別をするときのひとつの指標として、その弁護士が「高齢者・障害者」に関する委員会に所属しているか、という観点があります。全国各地の弁護士会には、高齢者・障害者に関する委員会が設置されており、そこに所属している弁護士は、福祉的な観点で仕事をした経験のある弁護士か、その意欲がある弁護士が大半です。また、刑事手続きに関することであれば、その弁護士が弁護士会の「刑事弁護委員会」に所属していれば心強いかもしれません。もっとも、そのような委員会に所属していることが重要ではありません。高齢者・障害者に関する委員会に所属していたとしても、高齢者問題しか扱ったことがなく、関心がない、という弁護士が少なくありません。あくまで指標として参考にしてください。

大阪弁護士会の「高齢者・障害者総合支援センター（ひまわり）」では、全国に先立ち、知的障害のある人らの障害特性を理解した上で刑事弁護を行う専門弁護士を養成するという取組みを始めています。一定の研修を受けた弁護士を名簿に載せて、新聞・ニュースになった事件などを対象に障害のある人が被疑者になったときに当番弁護士として派遣する仕組みがなされています。このような取組みをしている弁護士会であれば、弁護士会を通じて障害に詳しい適切な弁護士が紹介してもらえるかもしれませんが、まだ全国的な取組みとはなっていません。

障害分野に詳しい弁護士につながる方法として、当事者団体や親の会を通じて、面識のある弁護士につないでもらう、という方法もあります。全日本手をつなぐ育成会のように、知的障害分野に取り組む弁護士の法律相談を行っているところもあります。

また、各地の行政の障害福祉窓口や、社会福祉協議会では、障害分野に詳しい弁護士を知っている場合があります。このようなネットワークを通じて、顔の見える弁護士につなげることができれば、事件終了後の継続的支援も含めた充実した活動が期待できるかもしれません。

①運営適正化委員会

障害者福祉を担っている施設や事業所での虐待や権利侵害に対しては、運営適正化委員会が相談を受理して調査に当たることになっています。せっかくの制度なので積極的に利用して機能させていくべきだと思います。都道府県の社会福祉協議会などが委員会を運営しており、少数の事務局員がたくさんの相談を処理しているのが実情です。外部委員は月に1回程度しか集まらないので、相談があってもその内容を委員が認識するのに時間がかかり、機動的な運営ができていないとの批判もあります。また、中立・公平性を重視するあまり問題の本質的な解決に至らないとの批判が従来からあります。

②障害者110番

障害者110番という制度は各地の知的障害者の親の会（育成会）や身体障害者の当事者団体が委託を受けて定期的に電話相談などを実施しています。専門性を備えた相談員が専従で相談に乗っているわけではないので、この相談員が虐待などの深刻な人権侵害を直接解決することは難しいですが、気安く相談できること、ほかの相談機関や権利擁護機関につなげられること、などのメリットがあります。障害者自立支援法の施行にともなって廃止された県もあります。

③第三者委員

オンブズマンや第三者委員は閉鎖的な入所施設などが、客観的な第三者の目で施設内を定期的にチェックしてもらう意味で導入してきたものです。弁護士や有識者などがオンブズマンを務めているところもあり、虐待や権利侵害の端緒や要因に気づいて施設側をバックアップしていくという面では役割を果たしているケースも多いと言われています。

しかし、期待されている役割はあくまで施設をよくすることであって、利用者（障害者）の利益をどこまで代弁し守るのかという点では限界があるかもしれません。

④相談員

「相談員」という名前は障害者福祉の世界ではあちこちで使われており混乱してしまうかもしれませんが、その中には親にとって気軽に何でも相談できる身近な存在として有効に活用すべきものがあります。

かつて地域療育等支援事業のコーディネーターがいろんな相談に乗ってくれる相手として頼りにされていました。支援費制度の導入時に一般財源化されたのですが、多くの地域で相談支援事業は県や市町村の事業として存続しています。何か心配なことがあったら、とりあえずは相談支援事業のコーディネーターに相談してみるべきかもしれません。その上でコーディネーターが運営適正化委員会や県・市町村などの担当者やその他の関係者と連携しながら解決へと導いてくれることを期待したいです。

地域福祉権利擁護事業とは地域で暮らすお年寄りや障害者の日常生活の相談に乗り、年金や買い物をするための金銭管理などを代行してくれる相談員がいます。虐待の相談や調査とは少し違いますが、中には意欲的に権利擁護を担い障害者を守っている相談員もいます。

知的障害者相談員、民生委員、児童委員、人権擁護委員などはいずれも法律に定められた国の制度として古くからあります。ただ、年配の人の名誉職的な意味合いで任命されることも多く、有名無実化して活動が停滞しているとの指摘は以前からあります。地域によっては現役世代の人が意欲的に活動しているケースもあります。

また、民生委員などは長年その地域に根をおろして生活している人で、人望が厚く影響力のある人が任命されていることが多いので、いろんな情報が集まり、行政などへの発言力が大きい場合があります。こうした既存の制度をうまく活用することが虐待防止や被害救済においても有効だと思われます。

2

議会

国会議員や国会に対する働きかけ

虐待ケースについて国会議員への働きかけで、改善される場合があるでしょうか。

①国政調査権（憲法62条）によって、虐待調査をする場合

国会は立法機関なので、虐待が法律の欠陥ゆえに起こってくる場合とか、一定の法による歯止めをかけなければ虐待が防げない、あるいは発生のおそれがあるような場合には、国政調査権を行使してもらうために個別の議員への相談や訴えなどの働きかけが考えられます。

②国会での質問

国の対応などに問題がある場合に、議員が質問をして政府に施策を促すということも考えられます。

③請願（憲法16条）

国政に対する要望として、議員を通じて提出します。

請願の趣旨に応じて適當の常任委員会または特別委員会に渡され、その委員会では、審査を行い、議院の会議で採用するかを決め、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。

④陳情

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。要望する内容を簡潔にまとめた文書を議長宛てに提出し、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付されます。

以上のように、虐待が国全体に共通の立法（立法がない）にかかわるような場合や国や国に準ずる組織によるような場合には、国会議員を通じることが有益です。しかしながら、個別の虐待については、（身近な国会議員が事実上話し合いに立ち会ってくれるなどは別として）救済に利用することは期待できません。

地方議員への働きかけ

①請願（地方自治法124～125条）

②議会での質問

国会議員と同様にできますが、やはり、この場合には、個別の虐待ケースというより、規模の大きな事件が想定されます。

③個別の相談

地方議会の議員、特に市区町村の議員の場合には、地域との距離が非常に近いの

で、個別の相談に応じてくれることが多いように感じます。そして、人権問題であれば（お金の貸し借りなどとは違いますので）、話し合いの場に立ち合うなどの協力をしてくれることも多いと感じます。

また、議員は役所とは繋がりががありますので、役所がらみの虐待の時には、有効だと思います。

3 NPO、マスコミ

福祉や司法が設けている公的な制度よりも、むしろNPO法人などが各地で権利擁護機関を新設して、それが障害者の権利侵害にきめ細かい対応を果たしているケースも出てきました。身近なところにどんなNPOが活動しているのかをあらかじめ調べておくことが大事です。

こうしたNPOは公的な権限もなく資金や人材も乏しい場合がほとんどですが、障害者や家族、親の会などの当事者が運営の中核に関わっていたり、障害者問題に熱心な弁護士や研究者が関わっていたりするので、モチベーションが高く、ねばり強く被害救済を支援してくれることが多いのも事実です。

与野党がつくろうとしている障害者虐待防止法では市町村に虐待防止センターを設置し、業務の一部をこうした市民グループやNPOにゆだねることを想定しています。いまから身近なところでこうしたNPOを準備しておいてもいいと思います。

加害者である施設や学校や会社が虐待を否定して防御に入ると、決め手になるような物的証拠や目撃証言がないと真相解明や被害者の救済は難航してしまいます。水かけ論になり、行政や警察も手を出さない……という事態に陥っている事案は多いものです。

窮余の打開策として議会で取り上げてもらう、マスコミに取り上げさせるということが有効な場合があります。世間の耳目が集まれば施設や会社側もなんらかの対応を迫られ、行政も動かざるをえなくなるのです。

しかし、マスコミも不確かなことを報道して、その相手から名誉棄損で提訴されたりすることも増えてきましたので、簡単には報道しません。警察や行政などの当局を情報の拠り所にするときには少々あいまいなことでも記事にしますが、そうした権威を拠り所にしない報道は、いわゆる「調査報道」といって新聞社やテレビ局自身が報道に全責任を負うことになるので、より慎重な裏付けや確証を求められることになります。

また、マスコミの傾向として被害にあった当事者の救済というよりは、個別の事件を社会問題化することにあることも忘れてはならないと思います。また、現場の取材記者が障害者に理解があり慎重な報道を心がけても、デスクや編集幹部などより報道に権限をもった立場の人がそうであるとは限りません。世間の注目度が高くニュース性があるうちは熱心に報道しますが、それがなくなれば潮を引くように無関心になって寄り付かなくなるという記者も多いです。1～2年ごとに担当が目まぐるしく変わっていくのもマスコミの特徴です。そうしたことを留意した上で、マスコミを有効に活用すれば事態を大きく変えることにつながったりもするのです。



参考資料

報道された虐待事例から虐待の内容、職員、行政、保護者の問題について抜粋しました。

施設A(入所)

1993年に開設。入所・通所更生施設(定員計50人)。

虐待

- ①「やめて、やめて」と逃げる障害者を追いかけて頭を拳骨で数十回殴る。「目にお岩さんのようなあざが出来た」(職員)
- ②両手と胴体を車庫の支柱にロープで縛り付けられ、園長にバッグで顔面を数回殴られ、そのまま放置された。
- ③突然、頭を素手で殴られ出血。顔を殴られ、口の中を切る。
- ④50代の女性障害者は、30代の男性指導員から頻繁に二の腕をつままれる。外から見えないシャツの下で、青あざが多数できていた。歩いている時にも脇腹をつままれていた。
- ⑤頭をアルマイト製の急須で繰り返したたかれた。急須はへこんだ。
- ⑥指導員に布団をはがされ、スリッパで尻をぶたれた。
- ⑦食堂へと引きずられていくうち寝間着は破れ、ボタンがちぎれた。正座させられ数え切れないほど殴られた。
- ⑧ご飯と料理を交互に食べるよう指示されたが、その通りにしないとほおを平手打ちされ、耳をねじって引っ張られた。
- ⑨パンツ1枚で素足で園庭を10分間走らされていた。真冬も走らされた。2、3周走って戻ってきても、園長からまた『走れ』と言われた。

職員の問題

- ①畜産農協を退職した前園長(70代)が園を開いた。現園長は妻(70代)。指導主任に特別養護老人ホーム勤務の長女(40)を据えた。「思いつき」と「効率」が優先された。
- ②朝食後に食堂で「散歩」をさせる。壁ぎわの1、2人しか通れないすき間を20~30人がぐるぐると回る。
- ③20人一緒の入浴時間が30分。洗髪は1人1分でないと間に合わない。「これじゃ野菜を洗う流れ作業と同じだ」と指導員。
- ④副園長の出張研修は00~02年に1泊以上が約40回。半分は前園長も同伴。職員が研修内容を教わる機会はなかった。
- ⑤園長は事実行為を認めたくなくて「指導の一環」と主張。
- ⑥目撃した職員は「顔面を2、3回たたかかれているのを見たが、痛々しくて見ていられず、その後は目をそむけてしまった。止められなかった自分が情けない」
- ⑦園生の頭部に原因不明の傷跡が複数あったと報告した指導員に、園長は「そういうのは書かんでいい」と看護日誌などの記録に残さないよう指示。
- ⑧「暴力は園生に対する好き嫌いなど個人的な感情によるものが多く、指導の一環といえないものばかりだった」(関係者)
- ⑨「園長は怒るばかりで、障害を理解して対策を考えようとはしなかった」(職員)

行政の対応

- ①県は社会福祉法に基づき、毎年2～3人で2日間園を監査したが、多くは書類の点検に費やした。利用者のけがに気付いても、報告を求めただけ。01年夏、ある元指導員が「日常的に虐待があった。ハエたたきでたたかれ、目から出血した人もいます」と県に電話。訴えは半年間に計4回に及んだが、県は当時の対応を「確認できない」と話す。
- ②法務局が虐待の情報を県に伝えた。県は前園長らに事情聴取したが、否定されると断念。「情報だけでは限界がある。証拠がなければ追及しようがない」（県職員）
- ③特別監査で、指導員が熱いやかんを入所者に当てたことを認めたが、「けがの程度や正確な年月日など本人の証言以外に裏付けが取れず、体罰とは断定できない」（県職員）
- ④県議会で「監査が甘い」と追及された県は、「園側に出した改善指導の文書で、『(暴行の)疑いが強い』とした。白だとは思っていないという意味だ」と説明。

保護者の対応

- ①ある母親は、帰省してきた娘の全身に、無数の黒ずんだ筋状のあざが走っているのを見つけた。「たたかれた。家に帰りたい」と泣きじゃくる娘を退園させたが、「世話にもなったから」と園に抗議はしなかった。
- ②ある男性入所者の父は取材に「うちの子は最重度。行く所がないのを分かっているのか」と怒った。別の父親は「子供が路頭に迷うことまで考えているのか。困るのは親だ」と報道を批判した。

施設B(入所)

1998年に開設。自閉症の人など入所34人、通所10人。

虐待

- ①「(入所者に)顔がいいか、腹がいいか」と言って、ボクシンググローブで殴った。
- ②「これ、おいしいよ」と言って唐辛子を食べさせ、「コーヒーだよ」と言って木酢液を飲ませた。吐き出したり苦しむ姿を見て、(職員は)笑っていた。
- ③食事が遅いと「いらんなら、さげろ」と言って(入所者の)首を絞めたり、テレビ用のリモコンやコップで顔を殴り、まゆの上を切った。
- ④生の唐辛子を食べさせられた入所者が、唐辛子の汁や粉のついた手で目をこすったため、苦しうに涙を流したり、吐き出す姿を見て職員は笑っていた。
- ⑤気に入らない入所者の頭をスリッパで何度もたたいた。
- ⑥入所者の食事が遅いという理由で、おかずの一部を犬に与える。
- ⑦施設長は男性入所者に沸騰した湯で入れたコーヒーを無理やり3杯も飲ませ、口やのど、食道のヤケドで約1カ月の重傷を負わせた。
- ⑧「お菓子だ」と言ってキャラメルの包装紙を、「おいしいよ」と言って唐辛子を食べさせた。木酢液をスプレーで鼻に吹き付けた。
- ⑨男性入所者の下半身を数回けり上げ、重傷を負わせながら「同室の入所者による暴力が原因」と責任転嫁する虚偽の報告をしていた。
- ⑩入所者がB型肝炎に感染し、劇症肝炎寸前に陥った。ウイルスを持つ同じ入所者から感染したとみられるが、職員数が少ないことを理由に感染防止策をとっていなかった。
- ⑪女性の預金口座から、900万円を勝手に引き出し、カリタスの家の建設資金に流用。
- ⑫20代の女性入所者がパニック状態になるたびに寝具用の袋に詰め込まれ、別室に数時

間から一晩、放置されていた。“袋詰め”は数年前から恒常的に行われており、多くの職員が疑問を感じながらも、パニック時の対処法が分からず黙認していた。

職員の問題

- ①職員同士仲が良く、ナアナアになって、(虐待を)注意できる雰囲気になかった。入所者が暴れるなどパニック状態になった時、対処法が分からず、殴ったり、けったりした。「申し訳ないことをしたと思うが、療育面での専門的な知識を身につけない限り、私が犯した過ちは繰り返されるだろう」(職員)
- ②入所者数人が一部の職員に改善を訴えていた。しかし、「問題の職員を解雇すると代わりがない」と不問に付された。
- ③虐待した職員へ直接抗議を考えた施設関係者もいたが「会話の可能な入所者は数人しかおらず、特定され、報復される」と断念。
- ④約4年前、第三者も加わった苦情解決委員会を設置したが、責任者に法人常務理事でもある施設長を据え、第三者委員も法人理事らが名を連ねるなど、ほとんど“身内”で固めていた。保護者の多くが、苦情解決委員会の存在を2年前まで知らされていなかった。複数の保護者は「委員会への苦情は施設長らに対する苦情と同じ。相談できるはずがない」。県の特別監査の結果でも、苦情解決に関する会議が開かれたことは一度もなかったことが判明。
- ⑤問題の職員は短絡的に暴力に走る傾向があり、入所者はパニック状態になりがちだった。
- ⑥障害が特に重く、会話のできない、抵抗できない人に限られていた。
- ⑦被害者のほとんどは自らの頭を床に打ち付けるなどの自傷や他者にかみつくなどの他傷行為が目立つ重度の知的障害者。

行政の対応

- ①県障害者福祉課の担当者は「重度の人たちを積極的に受け入れる立派な施設」と評価。施設長も「監査では、いつも礼を言われる。県からは感謝されている」と胸を張っていた。
- ②県関係者は「どんなに重度でも受け入れ可能な施設はここだけと言っていい。受け入れ先の拡充に消極的な県の怠慢もあり、便利な施設に強くは言えない」
- ③何人もの関係者が県に実情を訴えたが「改善されることはなかった」。NPO法人「人権オンブズ福岡」も再三処遇面への指導を県に求めていたが「なしのつぶて状態」だった。
- ④理事会議事録には理事が『見えない所で日常的に(暴力は)行われていると思う。指導が必要』と指摘していたが、県側は「情報も告発もなく動きようがなかった」

保護者の対応

- ①ある母親は、帰省した子どもを入浴させた際、胸に青アザがあるのに気付いた。けがの程度から「(職員に)やられた」と直感、施設長に問いただそうとしたが「口を出せば、施設を追い出される」と不安になり、思いとどまった。
- ②我が子のけがに不審を抱いた保護者も少なくないが、「どの施設にも入れず、心中を考えていた時、迎え入れてくれた。文句など言えない」。「施設長は救いの神様。施設内で何が行われていようと、従うしかない」と口をそろえる。

段ボール加工工場

1970年ごろ設立、80年代末から多数の知的障害者の雇用を始める。事件が発覚した96年当時、全寮制で約30人の知的障害者が雇用されていた。96年1月に社長が補助金不正受給と障害者への暴行・障害で逮捕され、懲役3年執行猶予4年の判決。性的暴行など計17件の告訴はいずれも不起訴にされた。女性従業員3人が社長を相手に賠償請求訴訟を起こし、04年3月、性的暴行を認めて社長に賠償命令が出る。

虐待～障害者、 家族らの証言

(34歳の女性)

- ・いきなりバーン!って社長にビンタ張られて、背中を蹴飛ばされた。工場の機械に膝をぶつけて、痛くて泣き喚いてたら、「うるせえから出てけ!」と引っ張り出された。
- ・朝ごはんを食べなくて部屋にいたら、社長が怒って、背中を蹴られ、頭をバーン!と殴られた。ベッドにぶつかり、「痛い痛い…」と泣いて座り込んでいたら、「もういい加減にしろ」と痛い所を何回も蹴られた。
- ・飴や菓子類が好きでかばんに入れて工場に持ち込んだのを見つかり、背中を蹴られた。
- ・社長に無理やりズボンを脱がされて、後ろからいやらしいことをされた。痛かったが、「声を出すんじゃねえ」と言われ、逆らうことができなかった。社長の部屋でも布団の中で全部脱がされてやられた。
- ・出入り業者や社長の友達が深夜、酒に酔って寝ている部屋にやってきて布団にもぐりこんできた。ズボン脱げといわれて、痛かった。痛てえ…って言ったら、「声出しちゃだめだ。みんなに言うんじゃねえぞ」と言われた。

(19歳の自閉症の女性)

- ・社長に言われて風呂に二人で入った。そこでおべちょ(性器)を触られた。胸も触られた。別のとき、お風呂で、いやだー。痛い、痛い。社長は「声出すんじゃねえ」。社長の部屋でおべちょ触られた。「なめろ」。ぺろぺろ…って。

(17歳の女性)

- ・顔をパンと殴られた。最初るとき、上を脱がされ、胸を触られた。下も。パジャマ、パンツを脱がされた。指を(性器の中に)入れられた。「何で嫌なんだ。親とか友達に言ったらダメだぞ、殴るぞ」と言われた。次の日、おなか(性器)がチクチク痛かった。

(19歳の男性)

- ・膝の裏に空き缶をはさまれて正座させられた。じっと痛みをがまんしていた。
- ・毎日のように木のいすや棒で殴られ、手錠をかけられて地下の狭い貯蔵庫に丸一日閉じ込められた。
- ・耳をスリッパで激しく殴られ、大出血して病院に運ばれた。耳は変形した。

(24歳の男性)

- ・朝食に少しでも遅れると、一日中食事を抜かれた。逆に、ご飯を洗面器のような大きな器に山盛りにされ、卵を五つ割って一緒に食べさせられた。苦しくて全部食べ終わると、「ご褒美だ」と大福もちも食べさせられた。

(24歳の女性)

- ・「誰にも言うな。人に言ったら殴るぞ」と脅された。気持ち悪いし、痛かった。ひもで手足を縛られ、腹や胸を触られた。裸にされ、きつく縛られてからいやらしいことをされた。

(43歳の女性)

- ・毎晩のように暴行された。社長に小便を飲まされた。気持ち悪くなり、ゲエゲエ吐いた。「何はいているんだ、飲め」。ニヤツと笑って社長は（自分の性器を）くわえさせ、私の口の中に小便をした。社長は糖尿病だからすごい臭いがした。数日間、下痢と腹痛が止まらなくなった。
- ・本当に怖かった。怖くて何も言えなかった。うちにまで押し掛けられたらと思うと、じっと耐えてがまんするしかなかった。

社長の言葉

- ・「こんなバカな子に食わせると、ろくなもんにならねえ」
- ・「お前らは国が認めたバカなんだ。お前らが働くところはここしかねえ」

行政の対応

- ・社長が詐欺容疑（補助金不正受給）で逮捕された後、職安の人が工場へやってきて「嘆願書を持ってきてください」といい、保護者らから署名嘆願書を集めた。職安では所長や部長らが嘆願書を受け取り、「警察とは何度も打ち合わせをしているから、あんまり心配しないように」と言われた。虐待が判明して、嘆願書を撤回することを職安に申し出たが、公判で社長の情状酌量の証拠として使われていた。
- ・女性障害者が相談に行くと、労働基準監督署は「そんなことはないだろう」と繰り返すばかりで、まともに取り合ってくれなかった。
- ・水戸職安は「今はこんな不況だから会社を辞めてもすぐに仕事は見つからない。がまんしなさい」
- ・福祉事務所には毎日のように通ったが、職員は「家に帰ってお母さんに相談しなさい」と言った。福祉事務所は「愚痴を言いに来たようなものと思った。何時間も話を聞かされているうち、うそではないかと思えてきた。私たちが仕事にならなかったし」

保護者の言葉

- ・ア卡斯さんは神様みたいな人。あんなかわいそうな子どもたち、誰が面倒を見てくれるんですか。言うことを聞かなければ、少々ぶたれたって仕方ないでしょう。

施設C(入所)

1988年開設。知的障害者入所更生施設。定員30人。東京都内が27人、横浜市が2人、福島県が1人。98年に閉鎖。理事長（施設長）らが福島県警から医師法違反などで書類送検される。法務省と福島法務局は虐待を認め、理事長に謝罪を勧告、福島県にも指導を要望した。

虐待～職員の日誌から

- ・理事長がA君の食事が遅いのは指導の仕方が悪い。「怒らないからだ」という。その後、ほとんどの職員がA君が食べ物を吐き出したり椅子を倒したりするたび、彼を叩くようになった。A君は悔しさに自分の手をひっかけ、頭を叩いて自傷に走る。
- ・B君が食堂でビデオを見ていて床に寝てしまう。理事長がそれを見つけて2～3回蹴る。B君を抱えて部屋まで運ぶ。途中、（頭を）廊下の壁に4～5回、ドスン、ドスンという音がするほどぶつける。
- ・「お前は何も言うな!」とCさんがゲンコで3発殴られる。

虐待～障害者の証言

(32歳の男性)

- ・バケツで水をかけられた。太ももを足で蹴られたり、頭を殴られた。今年の3月だけで5～6回あった。
- ・バットで追い回されたり、作業中きちんとやっていないなどと言われ、暴力をされた。食事に行かないと、理事長がコードでたたく。
- ・水をかけられ、蹴飛ばされたりした。作業中、土をこぼすと、頭を小突いたりもされた。

(48歳の女性)

- ・作業棟で粘土をしていたら、頭を男性職員に殴られ、血が吹き飛んだ。吹き飛ばまでなくられた。理事長にはげんこつで殴られた。

(女性の障害者)

- ・Cさんが理事長にお尻があざになるまで殴られた。
- ・私も理事長に髪を引っ張られ、丸太で足を殴られた。
- ・職員はD君の頭をげた箱にガンガンぶつけ、D君は気を失った。
- ・E子さんが先生と同じお布団で何日も一緒に寝ていた。
- ・理事長が私たちをお風呂に入れ、お尻を洗った。

(26歳の男性)

- ・抗てんかん薬など毎日十種類以上の薬を飲まされていた。90年に入所してから薬の量が増やされ、自室でぐったり寝ていることが多くなった。96年7月に血圧が急に低くなり、病院に搬送された。「病院から大量に薬をもらってきて、眠れないとデタラメに量を増やし、早く起きてしまうとさらに増やした。それが指導方法だった」(職員)
- ・因果関係は不明だが、89年6月に、入所者が朝食後に発作を起こし、窒息死している。

職員の対応

- ・「理事長は園生が『ごめんなさい』と言うまで殴り続ける。『言ってもわからなきゃ、叩けばいいんだ。叩かなきゃだめなんだ』そう言われて、私も彼女(障害者)を叩いてしまった」
- ・「何のために私は働いているのか。自分を否定せざるを得ないことばかり続けてきた。謝れば済むものではないが、体罰をした園生には本当に謝罪したい」
- ・「このままではいつ死人が出てもおかしくない。理事長に言われて体罰を続けてきたが、もうついていけない」
- ・理事長が職員向けに書いた「指導方針」には次のように書かれている。「悪いことをしたなら、痛い事。良い事をしたら誉め貰え。痛い誉める此れの違いによって身体で覚えさせる教え方。これが有効」

行政の対応

- ・行政も福祉事務所も「さわらぬ神にたたりなし」のように、初めは真剣に聞いてくれても、次第に尻込み状態であったり、または初めから「福祉」をすっかり忘れ、弱いものを「弱い者だからお世話になっているんですよ」のように言い含め取り合おうともしない。

(職員の手紙から)

- ・問題が明らかになってから現地調査をした東京都区市の福祉事務所の職員から弁護団へ抗議電話。「保護者はいい施設だと言っている。それなのに、白河育成園をつぶすつもりなのか」
- ・都は2年に1回、現地調査をしてきたが、形式的なもので虐待についてはまったく把握できず。保護者らが何度か「寄付を強要されている」と都に相談しているが、「都が助成した

施設ではないので、私たちには調査権限がない、と耳を傾けてもらえなかった」という。

- ・法務省人権局と福島法務局が98年1月23日、「施設内での虐待が認められた」として理事長に対し、人権侵害を深く自戒し被害者に謝罪するよう勧告。福島県知事にも指導監督を行うよう要望した。しかし、内部告発した職員4人も「説示」（口頭注意）され、理事長派の職員で積極的に体罰をしていた別の職員は不問に。「警察のような捜査の強制権限がない以上、仕方がない」と法務局。

施設D(通所)

1976年に開所。中・重度の身体と知的障害者18人が通所。所長が虐待を告発したところ、逆に市から解雇される。

虐待

- ・重度障害者の中には唾を飲み込めない人がいて、食事にも時間がかかる。古参の指導員たちは、段ボールで囲って上からのぞき込み、「早よう食べんかい」と言いながら、強引に口の中に食べ物を押し込む。障害者は汗と涙にまみれながら、パニックになって自分の手で頭をパチパチたたく(20代の女性指導員)
- ・知的障害の子が椅子にうまく座れず、お尻から滑り落ちると、古参指導員らはその子のほっぺたをつねったり、引きずり回したりして強引に立たせようとする。複数の人で羽交い絞めにして、椅子にひもで縛りつけたりした(女性職員)
- ・障害者の襟首とズボンのバンドを持って小荷物のように扱う。思ったようにならないと平手が飛ぶ。動物でも調教しているような光景だった(所長)
- ・身体障害のために椅子に座れない女性の膝の上にお尻で乗って「ホレホレ」などとおどけた。
- ・「ダウン症の男の子がテーブルを叩きながら意思を伝えようとする、ベテラン指導員は両手で顔をはさみ、パチパチと叩き、床に倒した」

行政の対応

- ・橋本氏が一人では虐待を防ぐことが不可能と判断し、96年7月、市に告発。これを受けて調査した市に対してベテラン指導員らは「体を張った指導も必要」「単純な正義感だけでは現場は対応できない」などと主張。市は指導員と保護者を集めて懇談会を開き、「行き過ぎた指導があったことは認めるが、暴力、虐待はなかった」と結論を出す。市長もホームページで「コミュニケーション不足によるものと考えられる」と主張。97年4月、橋本氏は1年の契約期限が切れて解雇された。「騒ぎを起こした所長に指導力がなかったと考えている」と市保健福祉部長。運営主体を市から保護者会に切り替え、同時に、体罰反対派の職員3人が不採用、虐待を指摘された職員は全員が採用された。市はその後、「虐待・体罰はなかった。訓練生への指導の一環と解する」という最終調査報告書をまとめる。



P.142 ~ 163の参考資料「親のための虐待防止マニュアル」はNPO法人PandA-Jが発行した冊子を掲載したものです。



だれにもわかる /
すぐに役立つ

親のための 虐待防止マニュアル

PandA-J「権利擁護成年後見プロジェクト」



親のための虐待防止ハンドブック

発行 NPO法人 PandA-J
代表 野沢和弘
副代表 大石剛一郎 堀江まゆみ
理事 関哉道人
監事 杉浦ひとみ
事務局 〒185-0014 東京都国分寺市東恋が窪 3-20-9-709
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

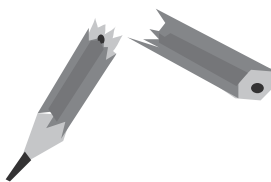
編集部・問い合わせ先
〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付 PandA-J 編集部
FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp
URL <http://www.panda-j.com>

NPO法人 PandA-J

虐待と言われてもピンとこない。そんなことがあると新聞やテレビでは時々報道されるけれど、わが子には無縁な遠い世界の出来事にしか思えない。しかし、そのように考えているあなたの子どもは本当に大丈夫なのでしょう。今はそんな心配はないかもしれませんが、あなたが亡くなった後も大丈夫だと言いきれますか？

虐待とは何なのか、なぜ虐待が問題なのか、誰が見つけるのか、見つけたらどうすればいいのか、通告された側はどのように動けばいいのか、親に何ができるのか……。そうした疑問に答えるために＜親のための虐待防止マニュアル＞を作成しました。

はじめに



Contents

はじめに

- 1 あなたの子どもは大丈夫ですか？ ……02
- 2 もしも、あなたが誰かに殴られたら ……03
- 3 どういう行為が虐待になるのか ……05
- 4 ひょっとしたら……と思ったら ……10
- 5 少々のは仕方がない？ ……16
- 6 さあ、立ち上がろう！ ……20
- 7 どこに相談すればいいのか ……28



表紙イラスト
大倉 史子
Able Art Company



1 あなたの子どもは大丈夫ですか？

あなたの子どもは虐待されていませんか。ギャクタイ？そんなことあるわけではない。

う～ん、たしかにそうかもかもしれません。虐待なんていうと驚かれるかもしれませんが、学校で先生に叩かれたり、施設で「あほ」「ばか」などと言われたり、職員から性的な暴行を受けたら、雇用主から年金をとられたり……ということはありませんか？

障害のある子は何も言ってくれないけれど、もしかしたら虐待されていることを隠している場合があります。必死になって自分に訴えていたりする場合があります。

そうじゃなければ、それはそれでいいのです。言葉ではっきり訴えてくれない人は、うっかりすると見逃してしまいそうな表現方法でSOSを発している時があるのだということを知ってほしいのです。

ところで、あなたはわが子を叩いたり、怒鳴ったりしたことはありませんか？

虐待と言われると何かとんでもない犯罪のように思えるかもしれませんが、日常的に行われているささいなことの中に虐待の芽はひそんでいます。

02

ある日突然に虐待をする大悪人が登場するわけではありません。ふだんは優しい顔をしている職員や先生や親が、知らず知らずのうちに虐待へのステップを踏んでいる場合があるのです。そこに虐待の恐ろしさがあることを知ってください。

2 もしも、あなたが誰かに殴られたら

もしも、あなたが泥棒にあってお金を取られたらどうしますか？道でだれかに殴られてけがをしたらどうしますか？

人気がないところで性的な暴力をされたら？

世の中は理不尽なことで満ち溢れています。まじめに、間違っただことをせず、だれも傷つけずに生きることに努めていても、自分が暴力や金銭的な被害を受けずに生きていける保証はありません。

110番して警察に捜査してもらい、あなたを傷つけた相手に罰を受けてほしいと思うのではないのでしょうか。身体や心に深い傷ができた場合は提訴して損害賠償を払わせる方法もあります。あるいは、そんな回りくどいことをするよりも、直接相手に文句を言って謝らせようとするかもしれませんね。警察に行ってもちゃんと捜査してくれるかどうかかわからないし、裁判はお金も時間も

03



かかり、実際に訴訟になれば相手からもあれこれ不愉快なことを言われ、いったい何のために裁判を起こしたのか分からなくなることもありますからね。

しかし、自分の力で相手に文句を言って謝らせることができるような強い人は、そもそも理不尽な被害にあたりすることは少ないですよね。悪意のある人間ってというのは、弱そうな人を狙うものですよ。いや、悪意はなくて、つい相手を傷つけてしまったり、相手の儲けを少なくして自分の儲けを多くしてしまったりしたとき、相手がとても弱い人で文句の一つも言っても言ってもこなかつたとしたら、くまあ、いいか>ということになりませんか？

しかし、どんなに弱い人でも嫌なことは嫌なわけで、やっぱりそんな時には警察に相談に行ったり、弁護士と相談して裁判を起こそうとしたりするかもしれない。いや、そうするに違いない……。そんなふうに感じ出したら、だんだん心配でたまらなくなってしまう。警察や裁判の存在感というものは、現実にはどれだけの有効に機能するかどうかは別にしても、複雑に利害が絡みあった高度情報化社会の中では実に大きいんじゃないでしょうか。

しかし、どんなひどい被害にあっても、それを誰かに訴えるコミュニケーション能力に乏しい人の場合はどうなるのでしょうか。誰かに訴えたくても施設や職場の中に閉じ込められているような状態だったら？いや、そもそも自分がされていることが何なのか認識できずに、ただ、ただ、痛みと恐怖に震えるしかない人の場合はどうなるのでしょうか。

たとえば、乳幼児。たとえば、認知症のお年寄り。たとえば、重知的障害や精神障害のある人……。

そのような人たちを「判断能力にハンディがある」などと言

います。彼らが虐待されているのを見た人は必ず通報しなければいけません。通報を受けた機関が責任を持って救済にあたる必要があります。自分でSOSを発することができないのだから、だれかが代わりにSOSを発しなければならぬのです。

そのために児童虐待防止法ができました。高齢者虐待防止法もできました。それと同じように障害者虐待防止法が必要なのです。

3 どういう行為が虐待になるのか

I

身体的虐待

げんこつで殴る。ビンタする。ハエたたきで顔面をひっぱたく。馬乗りになって顔面を殴る。逃げられないように柱に縛り付けて草のバッグで顔面を何度も殴りつける。ロープで縛り上げる。

麻袋に詰め込んで一晩中放置する。

こういうのを【身体的虐待】といいます。そんなことがあるのか？と思うかもしれませんが、これらはいずれも現実起きた事件で行われていた行為です。

それぞれころか、気に入らない障害者の頭を職員が何度もスリッ



バでたたいた。施設長が障害者に沸騰した湯で入れたコーヒーを無理やり3杯飲ませ、口やのどや食道のやけどで1か月の重傷を負わせた。男性の障害者の下半身を数回けり上げ、重傷を負わせながら、「同室の入所者による暴力が原因」と虚偽の報告をしている——などの虐待行為が過去の事件で明らかになっています。

2

心理的虐待

「あほ」「ばか」「お前なんか、もう来るな」とのしる。笑いものにする。わざと冷たい目で見て相手にしない……。そういう行為は【心理的虐待】といいます。体に傷やあざができるわけではありませんが、心がひどく傷つき、自分に自信を持てなくなり、無力感が身についたりします。

ある障害児は普通学級に通っていましたが、教室内でもずっと黄色い帽子をかぶることを義務付けられていたそうです。「あの黄色い帽子を連れてきて」と先生もふだんから言っていたといいます。言われる側がどんなに傷ついているか、深く考えずにやっていることは多いものです。

身体的虐待よりも心理的虐待を受けた人の方が立ち直るまでに長い時間がかかるとも言われます。人間の深いところを傷つける心理的虐待の恐ろしさは意外に知られていないのかもしれない。障害を持った人は否定されたり無視される経験のほかの人よりも多く持っていると思います。そんなに重く考えて言っているわけではないけれども、障害のある人は深く傷ついている場合が少なくありません。否定されることが多くて自分に自信が持てない人、言

い返すことができない人にとっては小さなことが心理的虐待になることがあることを知ってください。

3

ネグレクト

食事を与えない、病気になるても治療を受けさせない、風呂に入れたり体をきれいにふいたりしない、おむつの交換をしないう、学校に行かせない。そういう行為は【ネグレクト】といいます。障害者を保護したり管理したりすべき立場の人が、それを怠り、障害者の生命にかかわるような取り返しのつかない事態をもたらしたり、深い傷を残したりすることが時々起ります。

重い障害の人は自らの気持ちをうまく伝えることができない場合があります。必死になって訴えているのかもしれないが、言葉や動作でそれを表わすことが苦手なので、周囲の人々が受け取ることができないのです。しかし、そうした障害者こそが、ちよつとしたネグレクトで重大な事態に陥ってしまうことがあります。

障害者の中にはいつも薬を飲む必要がある人がいますが、投薬を怠ったために身体に重要な影響を及ぼすことがあります。





4

性的虐待

あまり表面化はしないけれど、多くの女性障害者が受けているのではないかと言われるのが【性的虐待】です。親族などの近親者から、職場で上司や同僚から、医療スタッフから、学校で……。

あらゆる場面で障害者は性的虐待のリスクにさらされています。

重度の障害者の場合、性的虐待を受けていても、それが虐待なのか、いけないことなのか、自分は被害にあっているのか、ということを認知できない場合があります。加害者側はそうした特性に付け込んで虐待するのです。障害者が嫌なそぶりをしないために、加害者自身、自分のやっっていることがいけないとの自覚が薄れてさらに増長してしまうケースがあります。

重度の障害者は自分のされていることの意味が必ずしもしつかりと認識できない場合があります。しかし、虐待によって心身に深い傷をつくり、自尊心が崩されていくのは、障害のない人と同じです。

5

経済的虐待

入所施設でずっと暮らしていると、障害年金が何百万円ある人は1000万円以上もたまっている人がいます。障害者自立支援法で自己負担が導入されたから事情が変わりましたが、施設が障害者の年金を管理したり、保護者会が施設からの依頼を受けて管理したりするケースは珍しくありません。

あるいは親が亡くなって障害者が多額の遺産を相続するケースもあります。成年後見人がちゃんと付いて本人のために遺産を使えるようにするべきなのですが、まだまだ後見人の利用率は低く、年金や遺産が障害者本人の意思とは別のところで勝手に管理されたり流用されたりしているケースは多いとみられています。

また、一般就労している障害者でも賃金を安く抑えられて長時間の労働を強いられたり、賃金をピンはねされたりしている例が時々明らかになっています。

これらは、いずれも詐欺や横領に問われるべき事案なのですが、障害者が自らの被害を認識できていない、あきらめきってしまった、親も「働かせてもらえただけでいい」と考えている、などといった理由から声が上がりにくいのです。





4 ひよっとしたら…… と思ったら

児童虐待では「子どもは親に虐待されたとなかなか言ってくれない」とよく言われます。被害者の場合も似ています。自分に自信がなくて被害にあっていることを言う勇氣が持てない、最初からあきらめ切ってしまう、親を悲しませたくないと思っ
ている……その理由はさまざまです。言葉のない重度の障害者の場合はなおさらです。また、ひよっとしたらと親が不安を感じても、現実を直視するのが怖くて目をそらしているケースも多いはず
です。なかなかつかみにくい虐待の兆候をどうやって見抜いたら
いいでしょう。現実によくあるケースを見てみましょう。

1 体にあざがある

入所施設に預けていた子が週末に自宅に帰ってきました。一
緒に風呂に入ったのですが、黒っ
ぱく変色した部分か腕にありま
した。よく見ると、太ももや背
中にもあります。何だろうと気
になって湯船の中でこすったのですが落ちません。よくみるとあ
ざ（あざ）のようにも見えます。どこかでぶつけたのだろうか、
と気になりました。「どうしたの？」と聞いても言葉のない重度障

害の子なので答えてくれません。しかし、背中にまであざはあり
ます。ひよっとして施設でほかの子に叩かれたりしているのだろ
うか、あるいは職員が……。まさか。しかし、疑念を打ち消そう
と思えば思うふど不安になってきました。

障害の重い人の場合、何があったのか言葉で伝えてくれるわけ
ではないので、殴られたりしていてもすぐにはわかりません。体
に不自然なあざや傷があった時には注意してみることが必要です。
食欲が落ちたり、感情が不安定になったり、自傷行為や他害行為
が出てきたときにはなおさら注意する必要があります。「自閉症は
パニックを起こしやすい」などと安易に障害のせいにするのでは
なく、いろいろな原因を考えてみるべきです。もちろん、体罰や
虐待がない場合でも何らかの原因で不安定になることはありま
す。あざ、傷などの外傷は虐待の兆候として常に気をつけていな
いといけないと思います。

ひどい身体的虐待や性的虐待が長年続いていて段ボールの加工
工場、従業員寮に入っていた女性が週末に自宅に帰ってきたと
き、風呂に入っていて身体中にあざがあるのをお母さんが見つけ、
それが虐待事件発覚の端緒になったことがあります。

2 勤め先に 行きたがらない

縫製工場に就職した自閉症の
息子が、ある日「会社に行きた
くない」と寝床から出てきませ
ん。熱でもあるのだろうかと体
温を測ったのですが平常です。
「どこか痛いのか？」と聞いても



黙っています。とりあえず会社に休ませてくださいと電話を入れ
たのですが、翌日もやはり起きてきません。会社で何かあったの
だろうかと聞いても何も答えてくれません。会社に電話をすると
「最近あまり仕事を熱心にしようとしませんが、こちらでも
困っている」と言われました。このままでは仕事をやめなければ
ならないかと思うと不安でたまらなくなりました。

知的障害のある人にとって一般企業への就職はまだまだ狭き門
です。年金だけでは自立生活は難しく福祉施設での賃金も少ない
のが現実です。そのため障害のあるわが子が会社に就職すると、
たいいの親は喜んで期待をしたりするものです。そういう親の
気持を障害者は意外によく感じていて、少々のことでは辞められ
ない、親をがっかりさせたくない、親に叱られたくない、なんて思っ
ているものです。雇用主や同僚からいじめられたり、体罰を受け
たりしてもがまんし、そのうちストレスで胃が痛くなったり夜眠
れなくなったりしても、親には本当のことを言えない場合が珍し
くありません。

何かあったのかを言葉できちんと説明できないために、「怠け
ている」「仕事をさぼっている」などと思われられる場合が多いです。
怠けやさぼりと決めつける前に、なかなか言えないことがあるの
ではないかと思っ注意して真の原因を考えてみる必要があること
が必要です。



3

男性の体を
触りにいく

特別支援学校に通っている娘
が、お正月に親戚の人たちが集
まったところで、叔父さんの体
を触りに行きました。「何してる
の」とあわててやめさせました。

みんなは「△△ちゃんもお年頃
になったのかな」と笑ってしまいましたが、どうして娘がそんなこと
をしたのか、嫌な感じが残りました。叔父さんとはめったに会わ
ないし、ふだん男性と触れ合う機会ほとんどありません。担任
の教諭にそのことを相談したくて学校との連絡帳に書いたところ、
「学校では特に変った様子はありません」と男性教諭が書いてき
ました。そのころから娘は気持が少し荒れてきたような気がしま
す。自傷行為も出てきたりして、なんとなく不安です。

重い知的障害のある人が性的被害を受けても、何をされている
のか意味が分からない場合が往々にしてあります。自分がやられ
ていること（やらされていること）はいいけないことなのか、自分
は被害にあっているのか、ということが分からないのです。実際
に雇用主から性的虐待を受けていた知的障害の女性が、雇用主に
させられていた行為を、見ず知らずの男性にしようとしたのを母
親が目撃したことから虐待が発覚したことがあります。自分がさ
れている行為の意味が認知できなくても、性的虐待は被害者の自
尊心の深いところを傷つけ、さまざまな二次障害を引き起こし、
障害者の心身に重いダメージを残す場合があります。

体の成長とともに性に関心を持つようになるのは知的障害のあ
る人も私たちと同じです。知的障害のある人の性的な関心や性的



な行動はいけないことだとみなされる傾向がこれまでは強かったのですが、過剰に抑制したり予防線を張りめぐらしたのでは、彼らの人間らしさや人生そのものを否定してしまいうことにつながりかねません。ただ、善悪の判断能力があまりない知的障害者をめぐる性的行為は虐待の要素がひそんでいる場合が多いことも事実なのです。

4

やせてきた、おどおどしている

入所施設ににいる子に会いに行ったら、親（私）の顔を見て、おどおどして避けるように離れようとしていました。ドキッとしましたが、久しぶりに会ったので照れているのか、それとも反抗期なのかとも思いました。数ヶ月後に自宅に帰ってきたところ、痩せているのにびびりしました。なんとなく覇気が感じられず、食欲もないのですが、言葉が話せないのも、本人から事情を聞くことができず。施設に電話しても「別に変わったところはないですよ」と言われました。

ほんのちよっとした仕草に虐待の兆候が現れる場合があります。大人の顔を見たら避けるように逃げて行った。何気なく手を上にあげたら、障害者が自分の頭をかばうように手で防御姿勢をとった。おどおどした様子で視線が定まらない。自分で頭や顔を叩く。そんな行為に気づいたら注意して様子を見る必要があります。気のせいかもしれませんが、すぐに収まればそれはそれでいいのかも知れません。しかし、小さなシグナルを見落とせばかばりに、軽

い体罰がひどい虐待へとエスカレートして行くことがよくあります。それをいつも頭の片隅に置いてほしいのです。

体重が減ってきた、感染症にかかった……など健康で問題が発生した時は、ネグレクトが原因かもしれないので注意しましょう。食事を与えない、入浴や着替えなどを怠った、体調が悪いのに病院に連れて行くことを怠ったなどのネグレクトが深刻な状況を生むことはよくあります。

5

遊びのつもり?

小規模作業所に通っている息子が最近、突然大きな声を出したり、めそめそ泣き出したりします。ある日、顔にかすり傷があるのに気づき、電話で聞いたら男性職員が「ボクシングのグローブをはめて遊んでいたところ、少しかすり傷になってしまいました。すみません」と言いました。ああ、そうかと思っただけなのに、息子は自傷行為が出てきて、自分で髪の毛を抜いたり、顔をげんこつで殴るようになってしまいました。

職員や親と障害者本人との認識は違います。職員は軽い遊びのつもりでボクシングごっこをしたり、プロレスごっこをしているつもりでも、知的障害者本人はとても苦痛で屈辱を感じていることがよくあります。障害があることで子どもたちからいじめられたり、無視されたりして劣等感を身につけている障害者はとても多いはずです。たとえ遊びでも、顔や頭を軽く殴られたりするのは彼らにとって屈辱感以外のなにものでもないかもしれないの



です。重度の知的障害者は、ごっこ遊びの概念がなく、ただ叩かれていますという認識しかない可能性があります。

入所施設で好きな職員と新聞紙を丸めてチャンバラごっこをしていた知的障害者は、その後地域生活をできるようになって、その時のことをこう振り返っています。「職員に悪いと思って楽しんで勝手に顔では笑っていたが、心の中では悔しくて泣いていた」

5 少々のことは仕方がない？

「こんなかわいそうな子、少々ぶたれたっていいんです。あの社長は神様みたいな人なんだから」。ある工場で悲惨な虐待が何年も渡って行われていたことが発覚した際、その工場で知的障害のある子を働かせていた父親はそう言いました。「こんなかわいそうな子」というけれど、障害をもって生まれてきたこと自体をかわいそうだと決めつけるのではなく、殴られたり蹴られたりしていることがかわいそうだと思っただけなのではないですか、なぜかこういう親は珍しくありません。

施設などで虐待が起きているのある親が告発しようとするとはかの親たちから施設を擁護をする声が起こることがよくあります。「こんなことぐらいで事を荒立てて、施設がつぶれてしまった

らどうしてくれられるのだ」「障害者にも落ち度があるのだから少々のことは仕方がないじゃないか」「熱心に指導してくれる職員を告発するとは何事だ」。そんな声を必ずついていいほど聞きます。虐待被害にあっている障害者の親ですら「お世話になっているのだから仕方がない」「少々のことは我慢しなければ」などと言うことが珍しくありません。

しかし、障害のあるわが子が殴られているのに、心が穏やかでいられる親がいるのでしょうか。

ある母親は目の前で娘が雇用主から背中を叩かれているのを目撃しました。しかし、目に見えないロープで呪縛されてしまったかのように動けませんでした。娘が殴られているのに、それを止めることができなかつたことがショックで、それから母親は寝込んでしまいました。娘を守れない自分を許すことができなくて精神的に不安定になり通院するようになりました。

たいていの親はわが子に知的障害があるとわかったときには落ち込むものです。なぜ自分のところに障害児が生まれてきたのか、これからどうすればいいのか、出口の見えない暗闇の中で堂々めぐりをします。また、精神科の医師や心理士や保健師などを訪ね歩き、どうすれば障害が<治る>のか聞いて回ることも、障害児をもった当初の親の典型的な行動パターンです。

混乱が過ぎれば、理不尽な運命を背負ったことへの怒りがこみ上げたり、周囲から心を閉ざして悲しみに沈んだりします。無人の惑星に取り残されてしまったような孤立感や疎外感にさいなまれたりもします。



そのうち障害児のいる親の仲間ができ、良い支援者にめぐりありたりすると、少しずつかたくなな気持ちやわらいでいき、障害を受容できるようにもなります。子どもが成長し学齢期になるころには、悩んでいたことがうそのように忙しい日常に流されていくものです。しかし、当初の孤立感や疎外感は心の奥底に烙印とあって残り消えることはありません。最も落ち込んでいたときに救ってくれた支援者には、感謝とともに＜依存＞や＜服従＞が心のどこかに巣食っている親は多いと思います。

学齢期も終わりのころになると不安が募ってきて、社会に出てどうやって生きていけばいいのか、自らの老いも感じながら思い悩んだりします。

そんなときに出会う施設経営者や雇用主には、過剰に期待をかけてしまうものです。「安心してほしい」「一生面倒を見てあげる」などと言われると、思わずほろりと来て相手を信じ、時には相手が神様のように見えることすらあるのです。

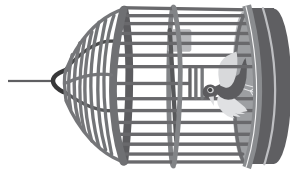
障害のあるわが子を預けた相手に対する過剰な期待と信頼は、孤立感や疎外感にさいなまれた原体験の裏返し of の心理なのかもしれません。

もしも、神様のように信頼していた施設長や雇用主が、わが子を虐待しているということを知ったら、あなたは どう思うでしょう。まさか、そんなことはあるわけがない。何かの間違いだろう。もしそうだとすると、うちの子にも何か落ち度があるからに違いない。必死にそう思い込もうとしている親たちが虐待の現場にはたくさんいます。

ようやく安心してわが子の人生を託せる相手が見つかったと思っていたのに、それを根底からひっくり返される現実など恐ろしくて直視できないのです。もしも、あなたがそうであっても、それはあなたが弱いからではありません。屈折した愚かしい心情なのかもしれません、子どもが小さなころから味わってきた冷たいまなざしや誤解や偏見が、一見理不尽にも思える親の心情を形成していくのです。

しかし、障害のある本人はどうなのでしょう。親が恐ろしくて虐待の現実から目をそむけ、必死になって虐待を否定しようとするばすほどの、障害者本人は虐待の地獄から救いだされる機会を失っていくのです。

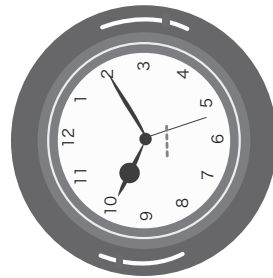
親が老いて死んでいった後も、障害のある子の人生は続きます。かけがえのない人生は親であるあなたのもものではなく、障害のある子どものもものなのです。





6 さあ、立ち上がろう！

もしや……と思ったとき、見て見ぬふりをしたり、泣き寝入りを決め込むことは本質的な解決を先延ばしするばかりで、事態を深刻にしてしまうということがわかっていただけかかと思えます。勇気をもって声を上げる、立ち上がるのが必要です。踏みつけられ、でも声を上げられない障害者のために、加害行為をしている職員のためにも、そして親であるあなたを守るためにも——。立ち上がるとうとすとき、気をつけてほしいことがいくつかあります。



わが子が殴られている？食事を与えられていない？性的な虐待を受けている！そんなとき、冷静でいられる親がいるでしょうか。カッとわが子が通っている福祉施設や学校や会社に怒鳴り込む。その心情はよくわかります。

I やみくもに抗議しないで

それで解決するのではあればいいと思います。しかし、解決しない場合が多いことも知ってください。あくまでケースによって異なりませんが、虐待しているのではないかと追及されると、相手はまず否定しようとしています。被害が深刻であればあるほど否定したがる傾向が強いと思います。

なぜならば、ひどい虐待をしていることを認めれば、警察に逮捕されて裁判にかけられるかもしれないからです。テレビや新聞でそのことが明らかになると言われたら、あなたならばどうしますか？何としても否定し通さなければと思うのではないのでしょうか。

刑事訴追されなくても、虐待を容認していた施設や学校や会社は、監督権限のある行政からさまざまペナルティや指導を受ける可能性がります。虐待をしていた職員は解雇される可能性がります。被害者から民事訴訟を起こされて損害賠償を請求される可能性もあります。そうでなくても、社会的な批判にさらされ、つらい立場にたたたされることでしょうか。

だから、何としても否定しようとするのです。相手は知的障害者です。言葉によるコミュニケーションにハンディがあり、確たる証拠も残らないのであれば、否定し続けても大丈夫かもしれない



い、現実には大丈夫だった事件もたくさんあるではないか、と思うとなおさら自分の良心をねじまげてでも否定したい気持ちになるでしょう。しかし、いったん否定したら、とことん否定しないといけなくなります。

怒鳴り込んでくる親が感情的になればなるほど、同僚や周囲の人々は文句を言われている人に同情するようになることがありますが、文句をいっている親は「やっかいな親」「モンスター・ペアレント」などのレッテルを貼られたりもします。そうすると虐待を疑われている側の方が被害者のような目で見られるようになり、疑われている側の方が被害者の方が許せるか！と怒れば怒るほどますます状況は不利になっていきます。

2

子どもを責めないで

性的被害を受けていることがわかったとき、恥ずかしい、忌わしい、汚らわしい、信じたくないと思うあまり、被害を受けているわが子を思わず否定したり、叱りつけたりする親がいます。被害を受けるようなスキがあったのではないか、甘さがあったのではないかと障害のある子を責めてしまうのです。

しかし、忌わしく汚らわしいのは加害者であって、障害のある子（被害者）では決してありません。

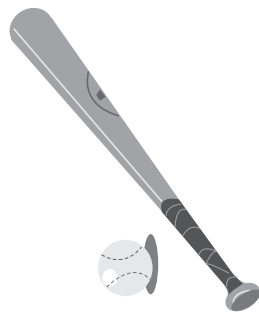
親であるあなたはさぞかしショックを受けることでしょう。しかし、もともと傷ついているのは障害のある子どもなのです。あなたがショックを受けて絶望する前に、まず虐待されて傷つき、苦しんでいる子どもを抱きしめてあげてください。「あなたは悪く

ないんだよ」「もう大丈夫だからね」「助けられなくてごめんね」と声をかけてやってください。

性的虐待に限らず、身体的虐待や心理的虐待の場合でも障害のある子は、親にはなかなか本当のことは言えないものです。お母さんを悲しませたくない、お母さんを苦しめたくないと思ってしまうからです。叱られるのではないかと思っておびえているからです。虐待で傷つけられた上に、親からも叱られる、助けてもらえない、だから言えない……。

ひとりぼっちで震えている子どもを抱きしめ、守ってあげてください。

どんなにひどい目にあっても人間は必ずやり直せると思います。そのためには大事な人に認めてもらい、信じてもらうことが必要です。わが子が被害にあっていることがわかったとき、親がどういふ言葉をかけるか、どういふ態度をするかはとても重要です。





体にあざを見つけた、おどおどして何か被害にあっていている気がする、性器が傷ついていた……。そんなとき、親ならばドキッと「どうしたの?」「何があったの?」と聞くでしょう。

3 無理に事実を聞こうとしないで

ふだんから体罰をしているのではないかと疑われる職員や教師がいれば、「△△先生にやられたの? そうなんですよ」「ここをぶたれたのね。そうよね」などと詰問したり、誘導したりすることがよくあります。

被害にあっていていることがわかったら、できるだけ早いうちに被害事実を明らかにして記録しておく必要があります。時が過ぎていくと人の記憶はどんどん薄れていき、傷やあざも治っていくので、証拠が残らなくなります。そうすると真実の究明も、加害者の処罰も難しくなっていきます。

過去の裁判では、早期の段階で親による質問に答えた障害者の証言記録が、事実認定に貢献した例もあります。傷ついて自信をなくし自己否定に陥っている障害者が本当のことを言うためには、強い力で証言を引き出すくらいでないといけない場合もあります。

しかし、知的障害者のデリケートで壊れやすい気持ちや記憶に對する配慮がやはり必要ではないかと思えます。ただでさえ傷ついているわが子から無理やりに事実を聞こうとして、心理的に追い詰めてしまったのは何にもなりません。親は心配で不安だから、何があったのか少しでも早く知りたいものですが、それによって障害のある本人に二次被害をもたらすような場合も考えられます。親の不安を解消することよりも、障害のあるわが子を救い、立ち

直るようには支援することの方が大事ではないでしょうか。

また、親による強い誘導によって証言を引き出すことが、障害者の記憶をゆがめ恐れがあることも否定できません。実際に裁判で虐待の事実を争う場面であろうとした「無理な証言」が不利な要因になることもあります。障害のある子が自発的に表現した場合や、自然な会話の中で虐待のことを話し始めたときには、できるだけきちんとして記録に残しておくべきですが、親が無理やりに事実を聞きだそうとすることは避けた方がいいと思います。

4

やっておくべきこと

わが子が虐待されているのではないかと思ったとき、動揺したりカッと頭に血が上って冷静でいられないのはわかりますが、最低限やっておくべきことがあります。

あざや傷を見つけたら、日時を記録しておきましょう。連絡帳の記載、日記やメモなど時間が経っても消えないような記録を残しておくことを心がけるべきです。また、あざや傷の部位などを写真や録画しておくことも有効です。傷がひどい場合には病院で治療を受け、医師の診断書を取っておきましょう。

子どもが何か被害に関係ありそうなことをしゃべっている場合には録音しておくことも勧めます。子どもが絵を描いたり、文字を書いたりする場合には、それも残しておきましょう。知的障害のある人の場合は、すんなりとしたコミュニケーションが取れないことがあります。断片的な記録を集めて残しておく、後に断片情報がつなぎ合わさって有効な証拠として形成されていくこ

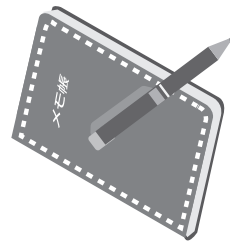


とがあります。コミュニケーションがうまく取れないのは障害のある人のせいだけでなく、私たちの側が彼らの意思をくみとれないからでもあるということをお心にとめておきたいものです。

録音したり録画したりして証拠を残しておくという、何やら施設や学校を疑ってかかるような後ろめたさを感じるかもしれない。ふだん子どもが世話になっている相手、親の自分も信頼感を寄せている相手だったりするとなおさらです。

しかし、言葉によるSOSを発することができない重度の障害者をはじめ、踏みつけられてもなかなか声を上げることができない障害者を守り、救うためには、障害のない人の場合以上に証拠を集めておくことが必要です。親はそのときにしるめたさを感じても後でいくらかでも打ち消すことができますが、わが子を虐待から救うためにはきちんとした証拠がなければできないのです。

なによりも虐待が疑われたとき、真実に目をつぶり、疑念の声に耳をふさいでいたのでは、相手（施設や学校や会社）に対する心からの信頼をどうして維持できるのでしょうか。



虐待といってもいろいろです。けがをした、性的被害にあった、栄養や衛生状態が悪く病気になるなど……など生命や身体に重大な悪影響が及んでいる場合には、まず障害のある本人を救出して治療やケアのできる環境を整えないといけません。被害者の感情にこたえ、再発防止を図るためには、虐待をした人やそれを容認していた施設や管理者の責任を追究し、処罰や行政指導や謝罪や損害賠償が必要な場合があります。

5

大事なものは何か

ただ、福祉施設や会社などの場合、そこで日常生活を送っている障害者にとって利害がからまらありあっていることが一般的です。ある職員に頭をボカリと叩かれた。その場面だけ見ると体罰や虐待と言えるかもしれませんが、ふだんはその職員からよい支援を受けている、施設との相性もよくて障害のある子はその施設の利便を望んでいる——などといったケースが少なくありません。親の不安や腹立ちといった一時的な感情が優先して、障害のある本人の思いや生活を考えることを忘れてはいけません。もちろん被害の自覚が障害者側になくても虐待行為は許されるものではなく、本人が何も言わないから、「このままでいい」と言っているからなどといった表層的なことを言い訳にしていけないことは言うまでもありません。

虐待や権利侵害の程度にもよりますが、やみくもに怒りをぶついたり対決姿勢で臨んだりするよりも、相手と問題意識を共有して改善に取り組む状況をつくっていくことも考えるべきだと思います。いけないことだとという意識がない、いけないと薄々気づい



ていてもどうしていいかわからない、職員の専門性もなく人手も足りないのでは余裕がない、そんな施設や雇用先は多いものです。

施設内の構造や環境を変えたり、外部のスーパーバイザーを導入したり、職員の専門性を高めるための研修をしたりして、虐待要因をなくす効果をあげている施設もあります。福祉資源は無限にあるわけではないので、改善可能で意欲のある相手とは前向きに取り組むことを働きかけるのも必要です。

7 どこに相談すればいいのか

わが子が虐待被害にあっているのではないかと思ったとき、やみくもに相手に怒鳴り込むな、無理やり事実を聞こうとするな、ひとりで解決しようと思ふな、ということにはわかっていただけだと思います。それではどこに相談すればいいのでしょうか。被害者の権利侵害や虐待の相談にのってくれるところはやはりあるものです。しかし、そうしたところに話を持ち込めば必ず解決できるのかと言われるとそうではありません。どのような制度や機関があるのか、どのように相談を持ち込めば力になってくれるのかを知りましょう。

1 監督権限のある行政

施設や病院の監督権限は都道府県にあります。また虐待などの事実があればさまざまな行政指導によって改善を促す義務が都道府県にはあります。

ところが、都道府県や市町村などの障害福祉課などの担当課に権利侵害や虐待の相談をしてもすぐに解決に至ったケースはほとんどないと言っても過言ではないと思います。もしも親がいきなり施設での虐待について行政の担当課に通告（相談）しても、担当者はその施設に電話をして「こんな相談があったのですが、本当ですか？」などと聞くだけで、施設側から否定されるとそれをうのみにしてしまい、事態をより悪くする例も実はたくさんありました。もう少し熱心に事情を聞いてくれたところで、施設側の言い分をくみ取って“けんか両成敗”のような判断をし、それで行政として中立・公正な処理をしたと思っているのではないかという例もたくさんあります。

その背景には、行政は権利侵害や虐待に対応できる職員を配置したり育成してこなかったこと、むしろ施設や事業所が足りないために、何か施設側に不都合な指摘があると指導するのをためらう傾向が強いことなどが挙げられます。措置制度から契約に変わってからは、特に行政は監督責任から腰を引いてきているとの指摘もあります。

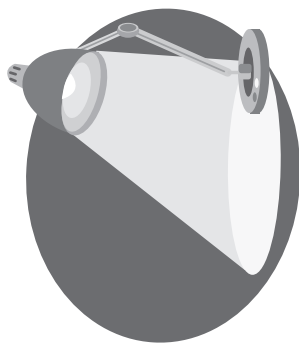
定期的な監査はありますが、会計や人員配置に関する監査に重点が置かれており、障害者の処遇や権利擁護についてはあまり有効に機能していないのが実情です。

会社については労働基準監督署に監督・指導の権限があります



が、賃金や労務管理に関する監督がもっぱらで、虐待などを想定した業務を行っていないのが現状です。ひどい虐待を受けた障害者が労基署に直接電話や手紙で窮状を訴えても何も動かなかった事件もありました。この事件では労基署の不作為が民事訴訟で争われ、裁判所は労基署の落ち度を認めて障害者に対する国家賠償を認めました。また、職業安定所（ハローワーク）には指導官がいますが、具体的に事業所に対する強制権限があるわけではありません。

しかし、施設や病院や会社に対して監督・指導できるのは行政機関しかないので、ほかの相談機関などと協力しながら行政に理解を求めて動いてもらうことを考えていくべきです。もちろん、やる気やセンスのある行政マンもいます。障害者側のはたらきかけで権利擁護に熱心な行政マンを育てていくことも必要です。



児童虐待を発見した人は児童相談所などに通告する義務があり、児童相談所は通告を受けたらすみやかに事実関係を調べ、必要な場合は立ち入り調査して子どもを保護したり、親にはカウンセリングなどをしながら家族の再構築を支援します。高齢者虐待の場合には地域包括支援センターが通告や相談の受理、調査などにあたります。

障害者虐待にはこうした機関が存在しません。障害者虐待防止法が待ち望まれるのはそのためです。調査権限と義務を負った障害者虐待防止センター（仮）が必要です。

2

学校

学校教育法では体罰を禁止していますが、なかなかなくならないのが現実です。各教育委員会が「体罰は容認しない」というリーフレットを作成して出していますが、言葉によるいじめ（精神的虐待）、給食を食べさせないなどの懲罰は今でも多いのが現実です。児童虐待防止法では通告義務が定められており、学校内での虐待についても適応されます。

虐待や体罰が疑われたとき、担任教諭には直接相談しにくいのです。相談しても担任教師が加害者である場合にはすぐには認めないでしょう。そういう時にいったい誰に相談すればいいのでしょうか。

①特別教育支援コーディネーター・学校評議員会

特別支援教育が始まってからの小中高校にも特別支援学校に



も「特別支援コーディネーター」が設置されるようになりました。各校に2～3人、多いところでは5～6人います。特別支援学校のコーディネーターはセンター機能を持っていることが学習指導要領で定められており、ほかの学校の問題にも介入していただけることになっています。以前は何か担任に問題提起しても「どっちの味方なんだ」「まず親は担任に相談すべきだろう」などと言われていました。最近ではコーディネーターの存在感が認められてきているともいわれています。

毎年3分の1～2分の1のコーディネーターが交代しており、現場にどれだけ定着したと言えるのかわかりませんが、活動に関してはわりと広く裁量権が認められており、やる気とセンスのある特別支援コーディネーターは学校内での虐待に対して有効な機能を発揮できる可能性があります。

②学校評議員

校長の学校運営を助ける役割の「学校評議員」は、いつでも授業参観や校内見守りができることになっています。児童・生徒の話を聞いたり、近隣住民や自治会から話を聞いたりして外部評価をしています。学校によっても違いますが、年に3回くらいは会議があり、そこで先生たちに意見を言うことになっています。どういう人がなっているのかといえば、市町村の障害福祉課、施設長、サービス提供責任者、企業、職業センター、小中学校長、PTAなどです。親から評議員に相談があり、それを評議員が特別支援コーディネーターに連絡したりして検討会議が開かれた例もあるようです。

③教育委員会

カッとされた親は「教育委員会に言ってやる」と口走ることがよくありますが、教育委員会には実際のくらの権限があるのでしょうか。

教育委員会のトップは教育長で、市長が任命権者です。いまでは民間の有識者になることも多いようです。その下に教育委員がいます。平均的な規模の自治体では5～6人というところですがさらにその下に事務局があります。事務局には指導部と学務部があり、指導部は教員の学習指導を担当し、現場の優秀な教諭が指導部の指導主事になるといわれています。学務部は施設設備やスクールバスなどを管轄します。教師ではなく一般行政職が異動でやってくるポストだといわれています。

教育委員会の事務局といっても現場で力を発揮して試験や校長の推薦を受けて配属される先生はそんなに多くはないようですが、指導主事でも教育委員会の看板を背負って現場に行くので、現場の教師たちには強い立場で臨むことができるといわれています。



障害者福祉を担っている施設や事業所での虐待や権利侵害に對しては、運営適正化委員会が相談を受理して調査に当たるところになっています。せっかくの制度なので積極的に利用して機能させていくべきだと思います。都道府県の社会福祉協議会などが委員会を運営しており、少数の事務局がたくさんの相談を処理しているのが実情です。外部委員は月に1回程度しか集まらないので、相談があってもその内容を委員が認識するのに時間がかかり、機動的な運営ができていないとの批判もあります。また、中立・公平性を重視するあまり問題の本質的な解決に至らないとの批判が従来からあります。

障害者110番という制度は各地の知的障害者の親の会（育成会）や身体障害者の当事者団体が委託を受けて定期的に電話相談などを実施しています。専門性を備えた相談員が専従で相談に乗っているとは必ずしも言えず、この相談員が虐待などの深刻な人権侵害を直接解決することは難しいですが、気安く相談できること、ほかの相談機関や権利擁護機関につなげられること、などのメリットがあります。

オンブズマンや第三者委員は閉鎖的な入所施設などが、客観的な第三者の目で施設内を定期的にチェックしてもらおう意味で導入してきたものです。弁護士や有識者などがオンブズマンを務めているところもあり、虐待や権利侵害の端緒や要因に気づいて施設側をバックアップしていくという面では役割を果たしているケースも多いとされています。

しかし、オンブズマンは施設と契約しているものであり、期待されている役割は施設をよくすることです。利用者（障害者）の利益をどこまで代弁し守るのかという点では限界があるかもしれません。

4 相談員

「相談員」という名前は障害者福祉の世界ではあちこちで使用されており混乱してしまいかもしれません。その中には親にとつて気軽に何でも相談できる身近な存在として有効に活用すべきものがあります。

かつて地域療育等支援事業のコーディネーターがいろいろな相談に乗ってくれる相手として頼りにされていました。支援費制度の導入時に一般財源化されたのですが、多くの地域で相談支援事業は県や市町村の事業として存続しています。何か心配なことがあつたら、とりあえずは相談支援事業のコーディネーターに相談してみればかまいません。その上でコーディネーターが運営適正化委員会や県・市町村などの担当者やその他の関係者と連携しながら解決へと導いてくれることを期待したいものです。

地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）とは地域で暮らすお年寄りや障害者の日常生活の相談に乗り、年金や買い物をするための金銭管理などを代行してくれる相談員がいます。虐待の相談や調査とは少し違いますが、中には意欲的に権利擁護を担い障害者を守っている相談員もいます。

知的障害者相談員、民生委員、児童委員、人権擁護委員などは



いづれも法律に定められた国の制度として古くからあります。ただ、年配の人の名誉職的な意味合いで任命されることも多く、有名無実化して活動が停滞しているとの指摘は以前からあります。地域によっては現役世代の人が意欲的に活動しているケースもあります。

また、民生委員などは長年その地域に根をおろして生活している人で、人望が厚く影響力のある人が任命されていることが多いので、いろんな情報が集まり、行政などへの発言力が大きい場合があります。こうした既存の制度をうまく活用することが虐待防止や被害救済においても有効だと思われれます。

5

警察・司法

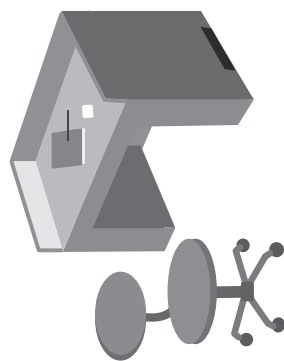
ひどい虐待で刑事訴追が必要だと考えられるケースでは警察の介入が求められます。ただ、虐待をなくすために養育者や職員を支援したり、被害にあった障害者を守ったりケアしたりする必要はありません。また、警察は知的障害者について理解が足りなかったり不慣れであったりするため、すぐには被害届けを受けて捜査を始めてくれないかもしれません。障害者や親がひとりで警察に訴えていくよりは、弁護士などにまず相談し、弁護士に付き添ってもらって被害届けを出すことをお勧め

めします。

刑事訴追するためには事実認定の高いハードルを超えないといけません。被害を受けた日時や場所の特定には裏付けとなる証拠が求められます。警察の事情聴取では思い出したくないことを何度も繰り返し聞かれたりもします。そうしたハードルを乗り越えて刑事裁判が始まったとしても、裁判官が知的障害に理解がなかったり、被告側弁護士の主張で証拠が崩されたりして無罪になってしまうケースもあります。

それに対して民事訴訟は事実認定のハードルが低いので、起訴が見送られたり刑事訴訟で無罪になったケースでも加害行為を認めて障害者側の損害賠償請求を認めたケースがいくつもあります。金銭的な補償よりも裁判所に事実を認めてもらう、相手からに謝罪させたい、という思いで民事訴訟を起こす人が多いようです。

ただ、証拠資料の収集などの負担は軽くはなく、弁護士を代理人にして民事訴訟をする場合には弁護士費用もかかります。実際に





裁判が始まれば、加害者である相手側も必死になって反論してきます。あなたも被害者である障害者や家族の主張がウソであるかのように言われ、被害者に落ち度があるかのようなことも言われ、さらに怒りや痛みを高めさせられることも珍しくはありません。

そのため裁判によらない解決を模索する人も少なくありません。弁護士などの代理人を立てて相手側と話し合い、謝罪や慰謝料などについて取り決めて示談にします。この場合にも法的効果は担保することができますが、真相を徹底して究明するという類の期待はもてません。

法務局に対して人権侵害の申し立てをする方法もあります。それを受けて法務局が虐待を疑われる施設に立ち入り調査したケースもあります。ただ、警察のような強制捜査権限がないため、調査も中途半端なものに終わりがちであることは否めません。勇気をもって内部告発した職員が自らも障害者を叩いたことを認めただめに処分の対象にされたことも現実にあります。これではだれも法務局に申し立てられなくなると批判を受けました。

各地の弁護士会に人権救済の申し立てをする方法もあります。費用はかからず、どこかの弁護士会にも申し立てられる利点があります。ただ、弁護士会が人権侵害の事実を認めたとしても、それだけでは解決のための実効性がどこまであるのか疑問視する見方もあります。

いずれもこうした司法的手続きを踏むには、しろうとの親が単独でやるうとしても戸惑うことが多くてうまくいかないかもしれません。障害者に詳しい弁護士や司法書士などにまず相談してみることがをお勧めします。最近では障害者問題をよく手がける弁護士が増えてきましたが、初めから障害者のことに詳しい人はあまり

いないものです。熱意やセンスがあっても障害者に興味がある弁護士、あるいは誠実で意思疎通がうまくいって相性のよい弁護士を探すといいかもしれません。

6 NPO、議会、マスコミ

福祉や司法が設けている公的な制度よりも、むしろNPO法人などが各地で権利擁護機関を新設して、それが障害者の権利侵害にきめ細かい対応を果たしているケースも出てきました。身近なところにどんなNPOが活動しているのかをあらかじめ調べておくことが大事です。

こうしたNPOは公的な権限もなく資金や人材も乏しい場合がほとんどですが、障害者や家族、親の会などの当事者が運営の中心に関わっていたり、障害者問題に熱心な弁護士や研究者が関わっていたりするので、モチベーションが高く、ねばり強く被害救済を支援してくれることが多いのも事実です。

与野党がつくろうとしている障害者虐待防止法では行政機関に虐待防止センターを設置し、業務の一部をこうした市民グループやNPOにゆだねることを想定しています。いまから身近なところでこうしたNPOを準備しておいてもいいと思います。

加害者である施設や学校や会社が虐待を否定して防御に入ると、決め手になるような物的証拠や目撃証言がないと真相解明や被害者の救済は難航してしまいます。水かけ論になり、行政や警察も手を出さない……という事態に陥っている事案は多いものです。

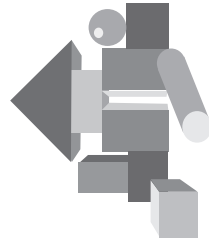
窮余の打開策として議会を取り上げてもらう、マスコミに取り

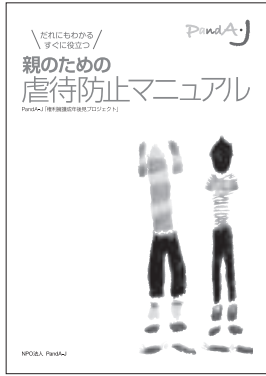


上げさせるといことが有効な場合があります。世間の耳目が集まれば施設や会社側もなんらかの対応を迫られ、行政も動かざるをえなくなるのです。

しかし、マスコミも十分な裏付けがなかったとして、報道した相手から名誉棄損で提訴されたりすることも増えてきましたので、簡単には報道しません。警察や行政などの当局を情報の拠り所にするときには少々あいまいなことでも記事にしますが、そうした権威を拠り所にしない報道は、いわゆる「調査報道」といって新聞社やテレビ局自身が報道に全責任を負うことになるので、より慎重な裏付けや確証を求められることとなります。

また、マスコミの報道目的は、被害にあった当事者の救済もそうですが、個別の事件を社会問題化することにあります。一方、現場の取材記者が障害者に理解があり慎重な報道を心がけても、デスクや編集幹部などより報道に権限をもった立場の人がそうであるとは限りません。世間の注目度が高くニュース性があるうちは熱心に報道しますが、それがなくなれば潮を引くように無関心になって寄り付かなくなるという記者も多くいます。1～2年ごとに担当が目まぐるしく変わっていくのもマスコミの特徴です。そうしたことを留意した上で、マスコミを有効に活用すれば事態を大きく変えることにつながったりもするのです。





本書P142～163の参考資料は、「親のための虐待防止マニュアル」
として独立した冊子としても販売されています。

本書および「親のための虐待防止マニュアル」のご注文は、「ネット
書店スペース96」にて承っております。
詳しくはホームページ（www.space96.com）をご覧ください。

第1章	障害者虐待とは何か 野沢和弘（毎日新聞社論説員）
第2章	行政がやるべきこと 野村政子（埼玉県行田市役所福祉課トータルサポート推進担当）
第3章	家庭内での虐待 野村政子
第4章	施設内での虐待 大石剛一郎（弁護士）、松上利男（社会福祉法人北摂杉の子会 統括施設長）
第5章	雇用現場での虐待 野沢和弘
第6章	病院内での虐待 山本深雪（NPO 大阪精神医療人権センター）
第7章	学校における児童・生徒の虐待 原智彦（東京都立青峰学園主幹教諭）、堀江まゆみ（白梅学園大学発達臨床学科教授）
第8章	司法による解決 関哉直人（弁護士）、杉浦ひとみ（弁護士）
第9章	第三者機関・議会・マスコミなどによる解決 杉浦ひとみ、野沢和弘

障害者虐待防止マニュアル

行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために

発行日 平成21年9月18日 改訂版
発行 NPO法人 PandA-J
代表 野沢和弘
編集部 大石剛一郎 堀江まゆみ 関哉直人 杉浦ひとみ
事務所 〒185-0014 東京都国分寺市東恋が窪 3-20-9-709
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp
編集部・問い合わせ先
〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付 PandA-J 編集部
FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp
URL <http://www.panda-j.com>